

東照君ノ誓 而ノ又曰、東容山開闢ノ後、法親王御相續ノ後、万一公邊ニ不敬アリ
 テ、法王ノ尊慮ニ反シ御歸京在マス節ハ、吾子孫先ニ供奉シ、身命ヲ抛テ、恩ヲ報
 シ奉ラント、血判シ誓文ヲ認テ、天海ニ呈セリト云フ、乃東都龍ノ口ニ一寺院ヲ
 建立シ、法印本祐ヲ以テ菩提ノ導師トス、天海悦ヒ三號ヲ附シ、清瀧山不動院常
 福寺ト名ク、今ノ淺草新堀常福寺コレナリ、元和三丁巳春、弘前城中天守ノ邊ニ、方四尺ノ祠ヲ
 立、東照三聖大權現ヲ勸請シ、後寛永元年甲子、當城ノ東北ニ當テ、靈地ヲ撰ヒ本
 祐ヲ開山トシテ、別當職タラシム、而ノ山内ニ五坊ノ枝院ヲ立テ、社僧トス、後
 行院ヲ加テ六院トス、天海欣然トシ、三號ヲ許ス、其文ニ曰、

藥王院

陸奥國津輕領東照宮別當者、當城主藤原信牧爲報恩創建於一字梵閣、與
 隆天台之正法、而今上皇帝寶祚万歲、大樹盛榮、天下安全、城主本命武運長
 久、國家無窮、万民快樂、懇祈爲靈場故、最不疎、茲新岩鬼山容平寺、容ノ字ニ
 口決アリ、東照院之補三號、而以加東容之末山者也、其後信義代東叡山何
 之上、藥王院ト改ム、寛永元甲
 子年三月三日天海前大僧正大和尚判、
 其後、寛永五辰年再ヒ御宮ヲ經營ス、有司ハ服部長門守平康成、乾四郎兵衛源安
 備、山口瀬兵衛源信治、今ノ本社コレナリ、念劇中ナルニヨリ、假宮殿ニシテ諸具

津梁院

全カラス、寛永八年未正月十四日、信牧江武ニ逝シ、常福寺エ葬ル、法印本祐引導
 ノ祕法ヲ密行ス、天海則津梁院權大僧都寛海ト書ス、寛ノ字ハ、東容山寛永寺ノ
 ノ字ヲ玉フ、當山圓頓ノ法嗣タル故ナリ、其後山内ニ、一字ノ精舎ヲ創建シ、遺骸ヲ上野エ改葬シ、寺號
 ヲ津梁院ト稱ス、津梁ハ、津輕ノ棟梁ト云ル義、又ハ衆生濟度ノ義ナリト云、天海不動院エ入テ佛果増進ノ
 深法ヲ修シ香ヲ燒テ供養ス、シカリシヨリ天海ノ遺命ニ依テ、毎年七月十四日、
 津梁院ニテ施餓鬼供養シ、三山門日光東容、座主世々ノ法親王渡御マシマシ燒香ア
 リ、又代々新亡ノ位牌御染筆、及出御マシマシテ燒香佛果菩提ノ御回向及津輕
 家繁榮ヲ祈念シ玉フ、是レ即チ佛法王法共ニ盛榮二世ノ兩願成就圓滿ノ深意
 ナリ、海内侯伯多ト云トモ、天台座主ノ出御ハ例少シ、寛海曾テ遺命スラク、火葬
 シテ骨ヲ三分シ、一ハ東叡山、一ハ紀州高野山遍照院、一ハ津輕藥王院エ葬ルヘ
 シトナリ、爾ルニ津輕ノ禪僧神君鎮座ヲ云立テ、骨ヲ長勝寺ニ改葬ス、時ニ天海
 コレヲキ、信義ヲ招テ云、亡父津梁院ハ堅ク先祖爲信ノ遺命ヲ守リ、深ク佛法
 ヲ信シ、天台止觀ノ妙義ヲ研窮シ、當山ノ血脈ヲ繼キ、其家子孫永ク天台宗ト成
 リ、台宗ヲ興隆セントノ盟約ナリ、加之寛永元甲子年深意發願ニヨリ、拙僧ヨリ
 求聞持ノ祕法ヲ授カリ、其領内ニテ百ヶ日間コノ祕法ヲ修シ、自ラ罪ヲ懺悔シ、

自ノ命ヲ十年減縮ノ、神佛ニ獻リ、子孫長久國家不朽ヲ誓願セシム、凡ソ世ノ中ニ人倫ハ云ニ及ハス、鳥獸魚介ニ至ルマテ、己カ命ヲ惜マサルモノナク、命ヲ第一ノ寶トス、然ルヲ國家ノ爲ニトテ、十年ノ寶命ヲステ玉フ、ソノ恩曠大ナルコト幾何ソヤ、且又其家ト南部家トハ世々仇敵トナリ、動レハ君臣ノ義ヲ壞リ、危類ノ殃ヲ醸シ、或ハ鎧砲ニテ狙撃セシコト一ナラス、亡嚴父ノ万死ヲ免ル、モ、神佛ノ加祐アレハナリ、故ニ永ク津輕家安泰怨敵惡念鎮護ノ爲、東照宮ヲ勸請シ奉リ、禪宗ヲ改メテ天台ニ入り、万代不易ノ靈國トナサント誓願メ、靈骨ヲ容平寺ニ葬リ、東照宮ノ傍ニ埋メ、神心ト合體メ、永ク國家ヲ守護セントノ遺命ニ非スヤ、然ルヲ骨ヲ禪家ニ葬ル、兼テ津梁院權大僧都寬海ト、戒名ヲ授シハ何故ソ、他ナシ、神君ト冥合メ、國家ヲ鎮護シ、子孫綿綿トシテ天下ニ忠ヲ盡サン爲ノ深祕ナリ、全ク以テ禪家ノ引導ニテ、極樂ニ陰居スル存念ハ曾テナシ、魂魄ハ靈々トシテ台家ノ道場ニ存シ、天運ト共ニ公武ヲ衛護シ、家ニ在テハ子孫ヲ擁保スルハ、コレ是ノ如ナリトテ、信牧ノ誓詞血判ヲ出シ示、如是ノ嚴父ノ深義ハ、禪僧輩夢ニモシラス、平僧卑位ノ身トメ、某カ授シ佛果増進ノ高位ノ戒名ヲ卑下シ、大俗ノ居士號ハ何コトソヤ、コレ却テ、惡道ヘ墮落セシムルノ大罪ナリ、夫圓

台密神道

頓ノ十戒ヲ持モノハ、世ニ在テハ十善ノ天子ト同ク、未來ニテハ、天淨土ニ往生シ、高位ノ大日覺王ト成コトヲシラス、俗位居士ニ引キ下シタルハ、至愚ノ甚シキ、僧侶ノ道ニ背ケリ、殿信ハ幼稚ナレハ、前後ノコトモ辨ナキコトナレハ、重臣ノ族トモ遺命ヲ守リ、過ヲ改ヘシ、凡テ死穢アル神廟ノ鎮座ヲ憚ルハ、世俗一般、尤モ然ルカ如ナレトモ、コレ又台密神道ノ深意ヲシラス、已ニ藤堂和泉守ハ某カ授與ノ戒名寒松院ヲ以テ、即チ寺號ニ願ヒ一字ヲ造立メ、永世子孫ノ菩提道場ト定メ、東照宮ノ別當タリ、又日光山神廟ノ傍ニ、骨堂ヲ立テ、忠臣義士ノ遺骨ヲ葬ル、コレ何トカスル、コレ其國禪坊等我宗ニ偏僻シ、嚴父ノ台宗ニ改宗セラレシヲ妬嫉ミ、自ラ邪欲ニ昏迷メ、大主ノ嚴令ヲ破ル、國賊ニアラスシテ何ソ、且禪ノ法刀ヲ携テ、南部ノ怨敵ヲ粉碎スルノ術アラハ、某ハ直ニ公邊ニ訴ヘ、東照宮ヲ遷シ還シ、滿天姫モ引戻シ、津輕家ノ滅亡ストモ、將タ關スルコトナカラン、嗚呼悲ヒ哉、幸嬰乎タル忠臣上ニアル有レトモ、或ハ恐ル、殿カ幼弱ヲ悔リ、賣僧ニ黨シテ、君臣ノ義ヲ忘レ、遺命ニ反センコトヲ、嚴父死ニ至ルマテ、コレヲノミ深ク患ヒ、君臣不和合ナキヤウニ、異見ヲ頼ムト、某ニ願命アリ、然ルヲイヨイヨ禪家ニ歸依ナラハ、公邊ヘ訴ン、然ナカラ台宗ヲ造立シ、速ニ亡父ノ遺骨ヲ改葬

シ、子孫ニ至ルマテ、天台興隆ノ誓アラハ、ソレマテ宥免セントアリケレハ、信義感涙袖ヲ濡シテ、愚子幼弱ニシテ、父カ深意ノ遺命ヲ辨ヘス、諸事束閣セシ謬ナリ、不日ニ當山ニ一精舎ヲ創立シ亡父ノ菩提ヲ祈ラシメン、又在所ニモ台宗ノ寺ヲ草創シ、父カ遺骨ヲ改葬シ、子々孫々ニ至マテ、台密ニ歸依シ奉ラン、我幸ニ成人ノ後、男子アラハ出家得度セシメ、天台ヲ興隆シ、今度ノ高恩ニ報テシ、先ソレマテハ慈悲ヲ垂玉エト、誓紙血判ノ天海ニ與、天海素ヨリ慈悲深ノミナラス、國家ノ爲ニセシコトナレハ、乍言ヲ和テ曰、積善ノ家ニハ餘慶アリ、積惡ノ家ニハ餘殃アリテ、天災國亂免レカタシトナン、殿ハ幼稚ナレトモ、伶俐衆ニ勝レ、聰慧群ニ秀ツ、日夜精學研窮シ、東照三聖ノ神護ヲ以テ、其國家安泰ノ鴻恩ヲ忘レス、台密深祕ノ法力ニ因テ、南部怨敵ノ惡念ヲ鎮メン、佛德ヲ思ヒ、篤ク信メ疑心ナク、賢ヲ尊ヒ佞ヲ排ケ、賞ヲ重シ、罪ヲ輕クシ、國威ニ誇テ、恣ニ生民ヲ害セス、淫酒ニ耽荒シテ縱逸奢謾ナラハ、万悔ノ臍ヲ噬トモ遲カラント、懇ニ教戒アリケレハ、信義幼齡ナカラ、欣喜胸ニ滿、渴仰肝ニ銘シ、肅禮シ退居アリ、然ルニ寬永十一年戊辰ヨリ、同十四丁丑マテ四年間、家臣ノ公訴上達ニ及ヒ、殆ト家政危殆ニ迫ル、天海コレヲキ、悲泣膽ヲ碎キ、大城ニ登テ、老中ニ對シテ、津輕家ハ代々野

大師津輕
家ヲ救
ス

院カ弟子檀越タリ、シカルニ家臣ノ公訴ニヨリ、其國滅却ニ究マルトキタ、然トモ各赤子ノ情愛ヲ思メクラシ、宜ク公裁ノ仁恕頼トアリ、又家光公ニ故津輕寬海ハ内族ニシテ、忠勤無二治國安民ノ勤勞他ニ勝レリ、然ルニ家臣ノ天訴ヨリ、家政振ハス、已ニ除國ノ建議モアリトキク、憐レ願ハ津輕靜謐、家運長久ノ仁政ヲ仰ク所ナリト、一スラ願ケレハ、將軍家モ師範ノ嚴ナルニ免シ、速ニ寬仁ノ恕裁アリテ、津輕家運恙ナク、夫ヨリイヨク、家運榮タリシカ、其後領主信心ヲ怠リ、神佛ノ冥加ニ倚頼ノ、國家患ナキニ至リシト云コトヲ忘レ、國威ニ慕リ、家政ヲ怠リケレハ、自然公聞ニ達シ、家運危急今日ニ逼ル、爰ニ於テ信義懺悔シ、吾幼童タリシトキ、天海慰勸ニ玄理ヲ碎キ、未發ヲ察シテ、切ニ諫シテ、吾至愚ニ之ヲ精知セス、威ニ誇リテ天ノ冥罰ヲ招ク、千悔シテ臍ヲ噬トモ、是非ニ及ハス、吾死テ後、上野法王ニ、吾死ニ臨テ千悔悲泣ノ遺言ヲ以テ歎キ、大慈ノ助力ヲ偏ニ願ヒ奉レ、若シ御蔭ニテ家運全ク靜謐ナラハ、弘前ニ一字ヲ造立シ、必天台宗ヲ興隆シテ、海師并法王ノ厚恩ニ報ヒ奉ラン、必ス忘ルコト勿レ、且又男子ノ菩提ノ法器ヲ撰ヒ、出家得度ナサシメテ、藥王院ニ住持タラシメ、神恩ニ報シ奉レト、嚴重ニ遺命シ、卒ニ明暦元年乙未十一月二十五日三十七歳ニシテ江府ニ逝ス、

因テ東叡山貫主ニ戒名ヲ請シカハ、海師遺命ノマニマニ、貫主宮一品守澄親王、
 忝クモ染筆マシマシ、桂光院雪峯宗瑞大居士ト書玉ヒ、葬禮ノトキニ、一品大王
 津梁院ニ出御アリテ、牌前ニテ焼香アリ、然ルニ公邊向家政ノコトニ付六ケシ
 ク、彌ヨ已ニ改易ト必定セシ由ノ所忝モ輪王寺宮公儀へ對シ檀越津輕家安泰
 ノ仁恕頼ミ思召由、御詞ソヘアリシニヨリ、止ムヲ得、公邊向キ寛仁ノ御沙汰ニ
 テ無事ニ治リシカハ、國家泰山ノ安カ如ク萬代不朽ノ神祐ヲ報ヒ、且嚴父菩提
 ニトテ、津輕四代ノ嗣英信政、弘前ニ一字ヲ創立セシカハ、上野貫主宮ヨリ三號
 ヲ補メ、一輪山桂光院報恩寺ト名ケ、東叡山末派ニ加セラレ、而後桂光院遺言ニ
 依テ、男子二人台宗ニテ出家セシメ、一人ハ慈天ト號シ、大僧都院家職ニ任官シ
 信州戸隱山別當トナリ、後京大佛ノ養源院ニ轉住シテ、權僧正ニ補任セラレ、亦
 一人ハ文幸ト名ケ、弘前藥王院ノ住職トナル、則信政ヨリ寺院再興善美ヲ盡シ
 テ威光國中ニ輝キシトナン、○津輕深祕錄、奧書ニ云ク、右數條ノ深祕ハ(中略)口訣
 加ヘス、聊カ忠精ヲ盡ス而已、文政五年三月
 吉日、岩鬼山別當十三世台密沙門釋覺範拜書、

細川家記 十四 忠興八

大師ト大
久保忠隣

利宛忠
興書狀

一 子息達○大久保忠隣改易セラレ、ソノ南光坊へ被成御預之由候○上下略、慶長十
九年二月二日忠

細川家記 十五 忠興九

藤堂高虎
ト金地院
崇傳

元和二年六月、忠利君より江戸表之事、追々被仰上候ニ付、同廿八日御書之内○中
 一金地院御前彌遠ク成申候由、笑止千万ニ存候、いよゝ遠だち可申と存候事、
 一藤泉州によろつ御談合も被成候由、いよゝさやう候はんと存候事、
 一上州少も物ニ御構無之由、さやうニ可有之と存候事、○中
 一南光坊板内膳道春弟上洛被仰付、相國様被爲神祝候儀、被得勅諭候由、得其意
 候事、
 一藤泉と金地院などの往來ニ候へ共、下ハさんゝニ間惡候由、次第ゝニわ
 るく成可申與存候事、

已上

六月廿八日

御判○細川
忠興

細川忠興
ト藤堂高
虎

七月十日

一傳長老へ物語ニ、藤泉州と我々そこは、能も無之由申たると、長老被申候由、さ
る人かたり候由候、そこから能候付、さやうの儀不申候、其子細ハ今度大坂御
合戦之刻も、藤泉州之手ニ候而、合戦ニも相申候、是一ツニ而も、能ハ知レ申事
ニ候、兎角長老ニきつねつき申候かと存候事、

八月廿九日

一傳長老御前替事ハ無之、南光坊との公事はまけられ候由、苦々敷候事、

大師ト崇
傳トノ公
事

細川家記 十六
忠興十

寛永六年九月廿九日、忠利君江被進候御書之内、略中

一大徳寺長老衆曲事と被仰出、御一ツ書か、せ給候、一覽候事、

一新長老衆之儀、是亦得其意申候、南光坊も玉室澤庵大徳寺ニ在寺候はねは、寺

大師ト玉
室澤庵

もつふれ申事に候間、頓而御説言も可被申と御申候由、近比ニ候、定而頓而來
年ハ可爲御赦免と存候事、

一金地院取沙汰之事、日本國上下萬民惡口申候、にかノ、敷儀候事、

寛永八年五月廿六日、桑山左門様へ被遣候御返書、略中

一南光坊被煩大事と申候へ共、又能候由、是ハおしき人にて候事、

大師病氣

細川家記 二十三
忠利三

寛永六年七月廿七日、中津へ被仰上候御書之内、略中

一紫野出入、澤庵玉室江月京ニ而書物上リ、其儀御腹立ニ而候故、是江被詰、御説
言被仕候處、金地院南光坊和泉召候而、如何可有之儀候哉、御尋候處、先金地院
被申上候ハ、御法度を背、其身も其通白狀被仕候上ハ、急度被仰付可然之由被
申候、南光ハ一切左様ニ不存候、第一故相國様も、紫野成立候様との御仕置、當
相國様も御同前之儀に候、澤庵被申様ハ、京之書物之儀ハ、ぬし壹人之覺悟ニ
候間、兩人之儀御赦免被成、澤庵ハ如何様ニも被仰付候様にと、被申上候、糺明

大師大徳
寺衆ノ罪
ヲ輕クセ
ンコト請
フ

之上なとに而、後有様を申を白狀と申候、はしめより有様を被申上候ハ、白狀ニ而ハ無御座候、寺の爲ニ成立候様ニと被存、身ニかへ書物被仕候儀ハ、寄特と存候、南光などの僧中ニハ、左様之者今ハ無之候間、感申候、併御法度にもれ被申様ハ、無調法之儀ニ候間、石も壹人仕持候へハ、重ク候、三人ニ科を御分付被成、輕く彼仰付可然かと、何やらん經文を引候而、被申上候へハ、和泉も南光と同前ニ存候由ニ而、それ故澤庵は最上之内上山、玉室ハ常陸之内あかたへ被遣候筈ニ候、江月之儀ハ未被仰出候、一段心安被遣様ニ成申候、諸人南光を感、金地院をわろく申事、耳をあて、被聞儀ニ而無御座候、内々ハ遠島と思召候へ共、南光故如斯と申候、

細川家記 三十九 忠利十九

寛永十六年十二月廿日、同廿二日、三齋君之御書、

態以飛脚申上候、十二月十日之御書、中務所より同十八日ニ相届拜見仕候、一彌爰元替儀無御座候、上様御氣色も此前之如くニ而御座候、

一南光坊澤庵など申入、今春八左衛門少兵衛兩人立合ニ可然との、柳生殿差圖にて、能申付候、其手きわの事具ニ可申上由、八左衛門ハ高砂、かたん、くす仕候、三番之内、國栖出來仕候、其次かたんかたのことく不出來ニ御座候、高砂ハしやうの所少出來仕候、○下略

上杉年譜六十七

定勝、寛永十八年十一月十日、土井利勝ヨリ將軍家日光御社參ノ儀、嚴寒ニ付テ南光坊大僧正ノ仰セニ任セ玉ヒ、今年相止ノ由告達有ルニ依テ、利勝ノ許へ御書ヲ呈ラル、

高山公實錄四十一

元和二年二月公○藤堂高虎日々登城し神君の病を問ひ、駿府の淺間の社、井垣などを再興し給ひ、また我邸にて二夜三日の祈禱をなし給ふ、

大師家光
公ノ寒中
日光ニ詣
スルヲ諫
止ス

藤堂高虎
大師ヲ請
シテ東照
公ノ驗氣
ヲ祈ル

【延寶西島留書】元和二辰年二月の末時分より、權現様御不例に付、高虎公江戸より駿府へ御上り、毎日伺御機嫌、御登城被成候、御不例爲御祈禱、駿府の淺間の社、井垣など御再興被成候、【年譜】略同高虎公の御屋敷にて、南光僧正其外叡山の僧衆數十人御呼被成、二夜三日の御祈禱御執行被成候き、然とも權現様御不例御驗氣も無御座、次第におもらせられ候、【累世紀事】略同、謹按神君の發病を二月末時分といへるは、臆記の誤にのみ、

高虎天台
ニ改宗ス

同四月四日、神君御病さし重らせ給ふ、公宗旨を改め給ひしかは、神君其ことをめて、御氣色うるはし、同き十七日神君遂に薨し給ふ、

【大輪院様御懷中覺書】高山公六十一歳ノ時、家康公御他界、【元和二年原註】此時御前ニテ日蓮宗ヲ改テ、天台宗トナル、御遺物トシテ四聖坊肩衝、輝東陽ノ墨跡ヲ給ハル、謹按、茶器を賜る事、前に詳なり、他皆是にならへ、

【西島留書】高山様天台宗に御成被成候子細は、權現様御他界の十日程前に、權現様御寢間へ、高山様を被爲召、高山様の手を御取被成、數年の忠孝御忘不被成候、其外、色々御懇に上意被成候時、高山様の御請に、數年の御厚恩難有奉存候、又來世までも不相替御奉公可申上と、被仰上候えは、權現様上意には、宗

高虎ト大
師

旨替り候間、來世まで一所に被參候事は成間敷と、上意被成候、左様に御座候者、今日より、高山様天台宗になり可申由被仰候へは、權現様御満足被遊候由に御座候、その時御懸物御茶入御拜領被成候、即南光坊の檀那に御成被成候事、【舊記】略同、

【祀典錄】公一夕侍便殿、神祖偶然語曰、卿志固厚、然特一世之交而已、公敬請問神祖曰、寡人結蓮社、今敬歸台宗、卿不是法蓮宗乎、公無言而退、上恠之、其明公又朝、上曰、昨夜不告辭而退何也、公對曰、疇昔台命方寸如焚、豈遷延寸陰、可以負平生之志耶、且夫人生且不保暮、前宵直過天海師之所、誓改宗旨、既受血脈、神祖深嘉其忠誠云、此嘗了義、公親說朱雀忠國所親承也、西島古事錄又曰、神祖晏駕前四五日、有異宗之嘆、因公改宗、與前段少異、不知孰是、暫存兩說、謹按右三事雖有微差、乎意則一也、吁神祖之與公、咸絕世英雄、豈眷眷竺典宗派之說者耶、觀其終開東叡、而請法王、一舉則深意所寓、蓋可見矣、

【井上重右衛門家乘】高山様南光坊より御血脈、御貫被遊候節、高祖父十右衛門儀も、血脈拜領仕、御同宗に被仰付候、高山様御影被爲下置、所持仕罷在候、其後千石御加増二千石可被成下旨被仰出候處、御斷申上、千石にて相勤罷在候、

東叡山ヲ
開キ皇子
奉請セシ
趣意ニツ
イテノ説

謹按 累世紀事には、此時事の急なりし故に、井上重右衛門の馬に召し行給ひ、藤堂兵庫も御供の事をのせたり、されとも江戸にての事とせり、所の相違あれは略してあけず、

【文化公儀差出舊記】先祖和泉守高虎、權現様御病中、元和二丙辰年四月、御病床御傍近く被爲召、高虎か手被爲取候て、數十年忠誠今更御忘不被遊、唯々御名殘惜く被思召候と、御落涙被遊候、高虎平伏落涙仕、御請も申上兼、暫有て年來の御高恩難有奉存候、來世にても不相替、御奉公可申上と申上候得は、宗旨違候からはとの上意に付、御側を退出し、有合の家來兩人召連、直に南光僧正の旅宿へ參り、御意の趣を申述、今日より天台に改宗いたし度、弟子に被成下候様申候得は、早速領掌被致候故、師弟の約仕、即刻登城、御病床へ奉伺候處、先程より何方に罷在候哉と、御尋被遊候に付、先刻の御意心根に徹し、直に南光坊僧正方へ參り、師弟に相成、今日より天台宗に仕候、然る上は來世も御側に末永く、御奉公可仕と申上候得は、甚御機嫌能御満足被思召候旨、蒙御感之上意、其上輝東陽の御懸物拜領仕候、

【文政歳日光神職猿橋甲斐守より寫】

東叡山日光山御開闢と申事に付

大權現久能にて御他界被遊候砌、高虎へ別て御殘多被思召候、只今迄死なハ一所と、かねて被仰合候得共、誠老少不定、目前候、實よくいひしかな、藤堂別て當將軍も無二に頼被思召候、此時法花を改、天台、宗旨になる、原註、

返々、藤堂此世ならず、來世まで深頼被思召、大僧正も御傍に被參、宮へ御遺言事終候て、日本は神國の事に候得は、天下泰平國土安全には、家康様を神に祀、南光坊大僧正、藤堂高虎兩脇に輔佐の神と被成、

わか御代は千代に八千世をさゝれいしの

いはほとなりていく代守らん

扱大權現様御存生の内、高虎へ被仰聞候、南光坊と申談、何の國にても、境地にて末世までも、宜おもひ寄の所に、勸請いたし候へと、御懸に被仰置、誠にふかき御遺言には、藤堂大僧正勸請の所へ、御鎮坐可被成との、御契約深く御座候、

左 大僧正天海山王權現ト申僧形なり

東照大權現

右 摩陀羅神是高虎にて俗體なり、

上野東照宮ノ神體

是に付古老の口つたへには、高虎豫州にては、金毘羅神と一體、叡山にては西坂本赤山大明神と申、日光山にては二荒山權現、則日光山權現なり、神道にては權現様ハ本方マタの地主素盞烏尊、天海は山王權現なり、大己貴物主命なり、高虎は事代主命なり、東照三所權現の口傳是也、是につき、太閤秀吉公豊國大明神と申神號謚號御座候へとも、御一人勸請と申に付、御子孫不繁昌也、か様の事、文書に書難く、覺に書付置なり、日光も東叡山も高虎開基也、天竺にては摩陀羅神、漢土にては金毘羅神、日本事代主命、是に付摩陀羅神俗體にして、鼓を持給ふ、日光權現は勝道上人に逢給ふときは、深沙大王なりと云也、赤山明神は、慈覺大師渡唐の守護神なり、赤衣の裝束也、

日光東照宮ノ神體

東照大權現 藥師、山王權現 釋迦、日光權現 地藏 彌陀

【安永寒松院書上】東照宮と高山様との御事は、深祕を傳承候、古老の者共、日光當山に、近頃迄存命仕候處、只今は皆物故仕候、右傳説の内、東照宮駿府に被爲在候時、高山様慈眼大師御參、御物語の序、高山様神君へ御對、君神を現はし給は、我等御眷屬と相成、子々孫々國家を可致守護と被仰候時、神君御喉を被爲合、宗旨日蓮なれば、如何と被仰候時、左候は、唯今宗旨を相改、天台に可

致歸依と被仰、卽座に御改宗被遊候、其時慈眼大師法華經神力品の四句の偈を、被寫被進候、此文一軸の物と被成、當院什物にて、御法事の節に、書院の床に掛置候一幅、則其節大師被進候四句の文にて、御座候、次に當院御代々の御石塔、皆鳥居を被設候、是亦常體には有間敷御事にて、有故事と奉存候、總て深祕の儀は記録無之筈の事と被存候、仍第一記録可有之當院に書留無御座候、御國の御城内、竝慈雲院にも御記録無御座様に相聞候、江戸御屋敷御本坊杯の儀は、記録焼失とも可申候得共、右三ヶ所には、屹度可有之筈の處、記録無之は、不審に奉存、依て相考候處、深祕なれば、記録は無之筈の事に候、然共自然と傳聞は、有之事に候故、古老の申傳演説仕候、借其傳聞と事實と相應不仕候得は、不信の事に候得とも、右の一事は、事實と傳説と粗符合仕候故、深祕の説、往昔の御誓約實に無疑御事の様に奉存候、

一當山日光とも、東照宮の外、左右に山王權現、摩多羅神御安置有之候、是を東照宮三社大權現と奉稱候、此左右の神體、僧形の方は慈眼大師、俗形の方は高山様と、古老傳承候、か様成儀も、深祕の御事故、記録は無御座候得共、深祕難計候、一向虛妄の説とも難定候、然は權大僧都も、何成深祕にて、御代々此

式御座候哉、實に難計奉存候、かやうの傳説共、皆准后宮先年より御聞及の御事故、御返答書に被仰進候通、故實失却の處、御氣の毒に被思召候、一御家の御儀は、格別の御事に御座候故、御代々御門主、何も御疎意は不被爲在候得共、別て當准后には、御大切に思召候、依之御家法の少も相改候儀は、神君の御遺訓も御座候上、高山尊靈様御内鑑も如何と思召候故、御一代被爲任御望儀も、誠不被爲得止御儀と、奉存候、右の趣古老の傳説にて御座候得共、深祕の儀も隨分有之事に候間、此深祕傳説の譯も、粗御聞に達置候様に、いと、内密に被仰付候間、乍恐前段の通申上候、以上、

寒松院

法中に血脈と申儀御座候、是は、師嗣相傳候譯にて、釋迦以來の系圖にて御座候、一説に往昔御改宗の節、此血脈に相添、永補任の權大僧都を被進候と申事も及承候、就之相考候得は、往年津輕家の元祖へ、被遣候儀も、有之候、是は一代計にて、外に無御座候、御家は格別の御由緒故、御代々被進候御事歟とも、奉存候、然は、か様の儀、書留無御座候得は、慥成儀を難申上候、

寒松院

永補任ノ
權大僧都

右安永五申歲御贈號御除被成度旨、寒松院へ向、及懸引候處、答の主意寫、【天明寒松院書上】御元祖高山様、最初御影像御安置の儀は、深祕の譯合有之、諸事慈眼大師御相談の上、御定被成候故、右御例に習ひ、御代々様御影像も御調進被成、御門主方御血脈、竝御染筆の御牌號は、右御影像の御腹内へ御納來候、是等の古實不容易御事に候、尤御屋鋪の儀は、御本坊御檀家と申、古實も有之候得は、當院住職の拙僧何事によらず、一分の料簡難仕奉存候事、

一御深祕と申に付ては、種々有之中、東叡山御宮の儀は、寛永四年高山様御建立被成置、台徳院様大猷院様御參詣の節、於當院御屋敷に御膳被差上候趣も、不一度舊記に相見候、其後慶安三年庚寅三月、從公儀御造替に相成候、其後元祿十五年午八月十五日、御宮御構内近所に至迄、服穢等の御改御座候處、御屋鋪御靈堂御廟所等有之候段、如何の旨、御門主へ相伺候様、御老中方御差圖の旨、寺社奉行本多彈正少弼殿より、兩執當へ申來候處、藤堂家の儀は、格別の譯合も御座候に付、不苦事に思召候段、御用番へ執當を以、大明院宮御代委細被仰立候趣も、御座候、其後寶曆四年甲戌七月、又候從公儀、右御同様の御不審有之處、元祿の御振合を以、兩執當より御答中、相濟來候、か様

の筋他家とは格別の譯等、難盡筆紙候事、
 一御寶塔へ華表を附候儀、元來高山様御在世の時、深祕の譯有之御事の由、申傳候、萬一外にて似寄候儀出來候ても、一例には難相成候、御影像の御儀も、御屋敷の御趣意は、公儀に被準候由にて、他に異候、被成來候の譯、其外日光と年頭御代參被差遣候儀等、總て格別の御振合共御座候間、毎年七月於當院御施餓鬼の節、御門主御方御靈堂迄被爲入、御代々御影像計は、御銘々御焼香被爲在候筋も、慈眼大師以來御由緒別段の御事にて、如此に候處、若も新に事の改り候様にては如何奉存候事、

六月

寒松院

天明五已歲御本像御除被成度旨、寒松院へ向、及懸引候處、答の主意、

【染井日記】慶安四辛卯年六月、寒松院御城へ召、東照宮の御番被仰付、是迄は御ふ人の由、掃除の者廿人十五俵を改め、一人廿俵被下、長屋の材木入候は、公儀より御建被下、上野御宮御遷宮、十五日に大納言様マ、義式爲御稽古、寒松院へ被爲成、十七日御遷宮、寒松院へ大納言様被爲成、御膳被召上、三年上野御廻廊前挑燈、今年より四十八に成、津堀川二百つ、毎年燃申候故、江戸相止、右上

野御宮御造營故也、上野御宮釣燈籠十二御寄進、慶安四年四月十七日と書付有之、

高山公實錄四十二

同十月、公日光山に趣き、廟地を指畫し給ふ、

高虎大師
ト俱ニ日
光ヲ經營
ス

【寛永系譜】同年高虎仰をうけたまはり、日光山にいたり、大權現靈廟の地をえらひ、大僧正天海と相議し、繩をはりて、其趣を言上し、これを築、高虎又私に一院を作る、傳記

日光本社
ハ賴朝堂
ノ跡ニ建
ツ

【西島留書】日光御宮立之御繩張に、元和二辰年高山様御越被成候、日光山の様子被及御覽、只今御本社ノ立申所に、古來より賴朝の御立被成候堂御座候き、御本社に所能候とて、賴朝堂をわきへ御のけ被成、只今の御寺社は、賴朝堂の跡にて御座候事、

【延寶西島留書】同年十月上旬、台徳院様上意にて、日光御宮所の御繩はりに、高虎公南光僧正日光に、十月九日に御著被成、日光山の内方々御見立被成、只

慈眼大師關係史料雜纂下

高山公實錄

今の御宮所、高虎公の御繩なりにて御座候、御鳥井の所に、高虎公も結構に寺御立被成候、

【秘覺集】日光教城院、元和二辰年日光御普請、爲奉行高虎君御登山、南光坊差圖にて、教城院に翌年迄御旅宿、それより御宿坊と成、以後此寺の普請等、此方より被成様にと、高虎君其時の住持天雄へ御直約被成由也、【累世記事】

【村井宗兵衛家乗】元和二丙辰年、日光御普請御手傳被爲蒙仰之節、御用相勤申候、其節被成下候御書所持仕候、

【村井宗兵衛藏書】

猶々御普請奉行三人之衆と、よく心を合、相談可申候、又本多大隅殿とも可得御意候、以上、

御暇被下、俄令歸城候、然者國本より、右京源左衛門九兵衛、并貳人之あふ相添、霜月中には、日光へ相著候様に可遣候間、得其意、兵糧など買よせ置可申候、右寄々者霜月中につきたて可申候、但右次第たるへく候條、其段は山代宮内殿、能相談可仕候、わり石有之候、程をとり候共、わり石に可仕候、我等者は手傳迄に候間、間石さへより候者、手間は入間敷候、度々如申候、松平將監殿、日根野

織部殿兩人、我等手傳之内にて候、知行ちかく候條、人者何程も可被出候間、とり能様に可申談候、委細は跡よりの者共に、念頃（マ、）に可申遣候、萬事由斷有間敷者也、

十月廿九日

いつみ

御判

村井宗兵衛殿

謹按、公日光御廟地指畫の事、宗國史忠勤録には、六月とし、延寶西島留書十月上旬とし、東武實録には十月とし、村井宗兵衛へ給る御書にも、十月とす、よつて今十月といふに従ふ、

高山公實錄 四十五

寛永三年公忍岡の別墅を開き、東照神君の廟を建て、傍一院を設け、寒松院と號す、仍て自から壽礮をたて給ふ、

【西島留書】江戸東叡山を、南光僧正御取立被成候時、御屋鋪高山様より御請

高虎上野
東照宮及
寒松院ヲ
建立ス

取、普請被仰付被遣候、松井多兵衛私罷出、公儀屋鋪奉行衆より請取、普請申付候、權現様御宮所私見立、普請申付、植木を植させ申候事、

【玉置覺書】或夜權現様の御前に、南光坊と高山様御伽あそはし、御酒など被召上、御はなししみ申候上にて、兩人の者あたに心得へからず、此世はみしかし、必來世また昵近し奉るへき旨御誼也、兩人共にとかくの御いらへもしかく、得不申上かしくまり有かたき旨申上候、御他界あそはし候已後、南光坊へ高山様仰られ候は、右の御誼中々わすれ置へきにあらず、江戸近邊を見廻し候に、忍ひの岡ほととの境地なし、われ此山を開闢して、權現様の御宮を建立し奉るへし、南光坊此山の開山になり給ふへし、われも御宮のかたはらに、一院をしつらひ、身の後は其所に葬候へと申置へし、然れば山の鎮守は權現様、開山は南光坊、山の開闢人はわれにて、此世計の御事にあらず、來世までの御誼たち申かど存するは、如何と御内談あそはし候へは、いかにも尤至極也、日をえらひ、もろともに公方様へうかゝひ奉るへき旨、相定、うかゝひ奉るの處に、尤至極奇特千萬に被思召候、可任心の旨、御意下り候、御自分に御宮御建立、其かたわらに寒松院を御いとなみ、高山様を葬り、われも此開山になり、精舎

藤堂高虎
上野ヲ防
守地ニセ
ントセリ
トノ説

上野東照
宮ハ水戸
東照宮ニ
摸シテ造
ル

次第く、に繁昌して、今東叡山寛永寺と號し、佛法の地となる事、ひとへに高山の發起、其力によりて也、高山の年忌命日に、廻向あたにすへからず、一山の坊主とも、よく覺、末々までもかたり傳ふへきよし、大師度々仰られ候由、中海と申寒松院昌泉院かたられ、内記十右衛門なども、右之通りにかたり申候、寒松院はうしろ堅固にて、谷中道の雙方きりふさき、鐵砲百挺計もさし置候て、御宮と寒松院の境内には、伊賀伊勢の勢入置、何かの時の一奉公も成へき所也、脇坂淡路守殿へ御かたり被成候を承候と、内記かたり申候、

【平尾留書】寛永三年、江戸上野へ東照宮之御造營之節ニ、御燈籠等御建立被成候、此時高山様七十一歳ニ被爲成候、謹按、又慶安四年に十二燈籠御寄進の事あり、こは元和二年、神君、覺御の條につまびらか

【秘覺集】上野東照宮、寛永三年三月より造營、同四年四月御遷宮、御宮出來に付、水戸に有之權現様ノ御宮立繪圖に御寫させ、棟梁小田源七被遣寫之、高虎君御在京、權現様之御神體を爲好、知恩院大佛師に爲造候様被仰付、小田源七、謹按、此書に源七とあるは、源三郎の誤りなるへし、

【言行錄】江戸東叡山東照大權現公の御神殿ハ、高虎公の御造立なり、高虎公

常州水戸の御寶殿に等く造營なすへしと、仰に依て、水戸への御使者大島右衛門作社頭見分の爲、大工棟梁小田源三郎、大島と同道なり、兩人水戸に往、宮殿の指圖をしなし、江戸へ歸て、高虎公へ指上る、則圖形のことくに修造すへしと仰出され、作事奉行は、井上十右衛門、役人の奉行は、大島右衛門作なり、御神體は、洛東知恩院靈巖和尚と、高虎公御和談の上、大佛師宗貞法橋の作也、

【祀典録】高山公慈眼、大師侍神祖、從容謂曰、余與三人水魚之交、可謂千載奇遇矣、所恨特事一世而已、神祖殞落之後、寬永三年丙寅四月、公語慈師曰、前日願命、我常不能忘于懷也矣、意城北忍岡、地勢高陽、風氣蒼鬱、真東都第一之勝也、猶西京之有叡山、我疆我理、以作神祖原廟、又別建一寺、爲我瘞埋之鄉、而和尚爲法祖、則三緒緣熟、萬世不朽也、慈師深以爲然、以聞台廟、台廟大喜、從其請、因改地名爲上野、有清水門、黑門、又有車阪、屏風阪、蓋擬伊藩之地名也、號云東叡山、寬永寺圓頓院、先創一院、爲廟之別當、號寒松院、四年丁卯四月、原廟落成、台廟初參謁、過我寒松院更衣、遂以爲故事、因以粟千石爲別當祿、我以三百石供香火料、當時慈大師所書扁高山寺三大字、今尙在、每年孟蘭盆會、揭之佛堂上面、慈眼師名天海、別號南光坊、憲廟一日、上東叡山語座主宮曰、堯垣太清淨、何得有這五輪塔、他是何

物、座主宮答曰、箇故泉州墳、上曰、不違咫尺、不宜有此物、蓋遷徙出外、座主宮笑曰、此山都是被他開基了、神祖廟憑以立、閣下若嫌他逼、且卜宮地、豈得敢徙他乎、且故泉州遺命、臣子其塔、刻表柱而爲末社神、上愕然、西郭公登位之初、詣日光山、拜神祖像、願座主宮曰、圓首座左者爲孰、答曰、南光坊也、又曰、束帶座右者爲孰、塑曰、藤堂高虎也、上咨嗟久之曰、藤堂侯、於國家渥矣哉、

此事及憲廟東叡之間、共兩款記、室臣奧田士亨、嘗在京師、拜聽崇法院王親說、非區々傳聞之比、豈不謹誌乎、或曰、天海師山王化現、高山公事代主尊、梵摩陀羅神也、稱之爲三權現、

【文化公儀差出舊記】元和九癸亥歲四月、高虎南光僧正の許に參、權現様の仰られし事の忘かたければ、先年高虎拜領して、下屋鋪になせし忍か岡は、江戸第一の景地にて、地勢もまた高く厚し、彼山を伐開きて、權現様の御宮を造營し、別に一寺を建立して、師を開山法祖とし、高虎か葬地をも、其側に營し候半は、いかにと申ければ、僧正大に悦れ、尤至極に候、日を選、もろともに窺奉るへしとて、台徳院様の御聞に達せしかは、一段の義に被思召、高虎か望に任せらるへしとの上意を蒙り候より、地ならし繩張仕、御普請に取懸り候、右御宮御

神體は、高虎上京の節、知恩院靈巖和尚へ申談、大佛師宗貞法橋に申付候、其後追々に、御宮竝回廊御供所護摩所等出來候故、御供米御燈明料御番の者、掃除の者、杯、寄附仕候、御宮の側に一院を建立し、御宮の別當となし、先年南光坊僧正の弟子に相成候節、附もらひ候高虎法號を以、寒松院と號、佛堂を高山寺と號申候、右忍岡を高虎下屋鋪に營候節、伊州上野と名附申候を、其儘彼御山の名に相成候、黒門、車阪、杯、伊州上野の地名にて御座候、其後日光御門主様、上野御住居の義も、高虎存念申上候より、事起り候由に御座候、御門主様初て御下向の節、高虎より御道中御入用等差上、先寒松院へ御著被成候由に御座候、和泉守儀ハ、御本坊の檀越にて、於今御門主様よりの御仕向格別の義にて御座候、

【小田甚右衛門家乗】先祖源三郎、東叡山權現様御祖高山様御建立被爲成候付、水戸の權現様の御宮立繪圖寫候へと被仰付、水戸様へ右の趣、爲御使者大島右衛門作に被仰遣、其刻水戸様に有之候御神殿繪圖に寫罷歸、差上申候所、則右御普請御用被仰付、相勤申候、出來以後、爲御褒美御金帷子拜領仕候、其節東叡山御神殿の繪圖所持仕、罷在候、御上洛の時分、御供にて京都へ罷越、右御

東照宮建
立ニツキ
大師ヨリ
高虎ヘノ
禮狀

用相務候内、高山様被爲成御召、權現様御神體を、知恩院の好にて、大佛師に爲造候得と被仰付候、津へ被爲成御歸候御跡にて、大佛師に爲造申候、則其様子津へ罷越言上仕候所、爲御褒美米拾俵拜領仕候、

【祕府藏書】

一昨々兩日打續登城申候、其上於西丸御論義など御座候故、草臥候條、不申入候、御透次第、以參御禮可申述候、仍今日始而御當社參詣仕、緩々被見申候、先以金燈爐出來、彌社中殊勝候、剩逆修石塔之前にも立候而、無殘所候、掃除以下結構、木も茂り無申計候、猶何与存候而も、掃除と木との事に候、就中罷成間敷候事、期後音之時候、恐惶謹言、

五月十八日

天 花押

伊賀少將様

人々御中

大僧正

天海

【宗國史】謹按、大僧正天海稱南光坊、賜號慈眼大師、寛永三年十一月、公在江戸、建東照大神君原廟于忍岡別墅、此地初號上野、台徳公與公謀、遂就其地創寛永寺、公獻墅疆理改號東叡山、令天海住持焉、右二通

○一通ハ慈眼大師文 蓋四年
書纂五六號ニ收ム

慈眼大師關係史料雜纂下 高山公實錄

夏所贈也。

【事蹟合考】高虎忍か岡を一圓にひらき、自分本館として居住する事、其嫡子大學頭高次まで、二代に及ぶ、其外柳原本郷染井本莊等勝れて手廣き大屋敷なども十六箇所計り拜領して、園をしたり、是皆江戸しまりのためなり、然して大猷公天海大僧正申旨に依て、御當地鎮護のため、丑寅の方に伽藍を建られんとありし時、元來大學頭高次と、天海僧正至極懇切の中といふ、殊に公事の事故に、彼大學頭本館其方位に當り、然とも一堆の岳なれば、忽言上して、此本館をさし上げ、柳原の別屋敷に移して、夫を本館としたるものに、今到て在住なり、是寛永年中の事なり、其伽藍は即東叡山寛永寺是なり、又此山を上野と唱ふは、藤堂家に代々伊賀國守城地上野といふよりして、町人體末々のものまで、その居館をさして、上野屋敷といひしか、略して上野とのみ唱へたるもの、永く彼地の名となりたりと、江戸舊き口碑たり、然して此山の東南の方、車阪屏風坂の古名ありし故、今藤堂家柳原の本館のうちにも、屏風阪車坂などの小路名ありといふ、

謹按、公忍の岡の別墅を獻し、東照宮の原廟を營し給ふ事を、舊記に元和九年

とす、落穂集にも、公の御名は無けれども、年は同じ、但し秀忠公といふへきを、家秘覺集には、寛永三年より始り、四年に御遷宮とあり、混雜錄、祀典錄、平尾留書に、寛永三年とあり、されは經營は三年よりなれども、公の別墅を獻し給はんと、の御目論は、元和九年よりの事なるへし、今秘覺集等に從ひて、こゝにあく、忍の岡の事、伊賀上野に地勢似たる故、上野と稱する由、しるしたる書多し、しかるに、齋藤幸雄の著せし江戸名所圖繪に、忍箇岡の條に、按るに當山の惣名を、上野と號す、或人云、むかし藤堂侯の第宅ありし頃、本國伊賀の上野に、地勢相似たるを以て名とするならん、是大なる誤りなり、永祿二年、小田原北條家分限帳に、島津孫四郎をよひ、圓城寺大馬助等、江戸地圖の中に、上野の地名を加ふ、よつてふるくより唱へ來る事、あきらかなる事、しるへしとあり、此分限帳といへる書は、たしかなる書なるやいなや、しらす、もし慥なる書ならば、忍の岡の一名を、上野といふ事も、またふるし、公此別墅を得給ふに、領國の城下と同名なれば、其まゝ唱へ、又伊賀の上野に象りて、車阪屏風坂清水黒門等の號をも移し、附け給へる事ならん、名所圖繪此傳の説を、大誤といへるは、中々に當らず、合考いふ處、諸書と少異あり、今存して參觀に備ふ、

高山公實錄四十六

東叡山神廟成り秀忠公寒松院ニ成ラセラル

寛永四年四月、東叡山神廟落成、同き十七日、台徳公詣拜し、夫より寒松院へ來臨し給ふ、公饗膳を設く、此時寶刀を賜はる、

【大輪院様御懷中覺書】七十二歳ノ時、寛永四年江戸上野ノ地ヲ開キ御宮ヲ建ラル、又高虎一寺ヲ立寒松院ト云、

【玉置覺書】四年、台徳院様上野大僧正へ御成の刻、寒松院へ御成、拜領物覺不申候、

高山公實錄四十七

秀忠公寒松院御成

同六年三月十七日、台徳公東叡山に詣し、寒松院に來臨あり、此時公に寶刀を賜はる、

【年譜】寛永六年公七十四歳原註尊公上野へ御成アリテ、寒松院ニ御駕ヲトマメラ

ル、公御膳ヲ獻シ、猿樂ヲ奏セシム、終日御遊宴アリテ、齋村貞宗ノ御刀ヲ賜ハル、【傳記】寛永系譜【玉置覺書】共同【忠勤錄】大輪院様御懷中覺書【家譜】略同

高虎ヲ上野ニ葬ル

同七年十月五日、公柳原邸に逝去し給ふ、同き廿二日東叡山に葬る、

【宗國史】公卒于柳原邸、壽七十五、封侯以後三十六年也、公疾篤、大猷公屢命使來訪、及卒哀悼、弔喪賜賻甚厚、謹按公卒于柳原邸、諸譜不經見、唯忠勤錄載之、視聽錄曰、卒于中邸、蓋指柳原之邸也、原註、初疑其妄、及閱伊城古簿、與此相符、忠勤所記、其必有據矣、故斷從之、

【忠勤錄】寛永七庚午九月、於東武御城下、高虎公御病痾、翌月初冬五日、江府柳原邸御宅亭にて御薨御、享年七拾有五、兼て御逆修被備置、東武忍岡東叡山寒松院奉葬禮、御道師者源家光公御師、範南光坊大僧正贈慈眼大師也、御法諱者寒松院前伊州羽林道賢高山權大僧都、則慈眼大師之尊筆也、御石塔被立置、爾後年々孟蘭盆之時節、日光御門主寒松院へ兩日宛有御光臨、十四日者高山尊靈之御燒香、十五日者慶長十八十九冬夏於攝州大坂表死七十一人内二十四人倍僕御家兵之御燒香也、勿論七十一人之位牌、兼て寒松院に被備置候處也、
【行狀】年譜【混雜錄】
【言行錄】略同

日光御神體

【文化差出舊記】寛永七庚午年十月五日、高虎死去仕候、故高虎存念の通、兼て建立仕候東叡山御宮之側、寒松院中に葬り、以後代々同所に葬申候例に御座候、南光師遷化之後、師の像と高虎像を、日光山權現様御神體の御兩脇に配列被仰付候も、權現様兼て被仰付置候御事に御座候由、難有申傳候、

當家申傳候記録中に、日光御神體の御左ハ、慈眼大師、御右ハ高虎東帶の像にて、斗帳の裏には、蕪の葉を縫ひ有之候由、慈眼大師は山王の化現、高虎は事代主尊にて、摩訶羅神と申、これを恐多も三權現と稱候由、日光奥の院に在る御宮の御神體權現様、御東帶左方を御覽、左方に高虎黒糸の甲冑にて、兩手をつきて、御應對の體なり、右方に慈眼大師眞向に座する像なりと、右等の儀ハ、御深祕の儀にて、却て東叡山にてハ記録等は無之、古老傳説而已に御座候由、總して御深祕の事は、御代々御門主様の外は、御山内誰も不奉存候御定規の由及承申候、

八九十年以前、崇法(保力)院宮様、和泉守儒者の内に、御懇意の者有之、御隱居後右の者へ東叡山日光共、藤堂家は格別の事とて、御話有之候事、右の儀共に符合仕候、安永五丙申年御門主様より、御内密に被仰下候書取にも、古老の傳

説にて候得共、深祕の儀も随分有之候事に候との、文も有之候得は、前條も符合仕候、和泉守代々在府在國共、毎年始日光山へ使者指上候、右使者公儀御名代竝御三家様方御使者御同様、御門主様御法事に、相詰御神酒も頂戴仕、於御本坊も御同様に、御門主様御目見仕、御盃も頂戴仕候、彼日光責(マ)の語中に、藤堂家は格別の儀といふ言葉有之候、兎にも角にも、格別の御由緒有之儀と、難有奉存候、御門主様御歸府後、以御使僧牛王御鏡餅を被下置候事、是又御由緒有之故と難有奉存候、

【累世紀事】日光妙道院に、高山様の御石碑有、此所に多く大猷公の時、追腹の石碑にて、其上座に高山様の御石碑有之事、如何哉と、乙卯中春、公日門主へ御尋候得は、是は元來權現様の御石碑に竝へ有之し也、其故初は不知、後に御石碑と竝へ有しハ、如何との事とて、妙道院へ引け候と御咄候由、

【澤田平大夫家乘】二代目平大夫、高山様御逝去の砌、在江戸、大通院様御意の上、剃髮仕、於東叡山御中陰、中百ヶ日相勤罷在候、

此頃、や、公の尊影に天海僧正讚文ししたるを、藩士へ賜はる、

【采女藏書】

大師自贊
ノ高虎像
ヲ藩士ニ
授ケ

天海僧正之讚、御元祖様御束帶之尊像一幅、
右由來之儀書記等も無之候に付、慥成儀相知れ不申候、併先代拜領之由申傳
候事、

權大僧都高山、未得眞覺、恆處夢中、故佛說爲生死長夜、

三國傳灯大僧正天海

【累世紀事】高虎君御逝去後、重右衛門兵庫を天海御呼候て、兩人之者別て高
山懇意に被召仕し者故、兩人へ高山之像を可遣とて、自畫自讚の尊像を賜ふ、
井上家には子今所持し、毎歲元旦に拜すと也、兵庫家之末藤堂多治見代に至
て、小身者の家に奉所持事恐有と、洞津寒松院に奉納と也、
謹按、天海僧正の讚文を見るに、高山公の諡號をのせられたは、公の逝去し給ふ
後、諸宰臣へ送る事明白なり、重右衛門家乘には、公宗旨替の時とす、こは誤な
り、兵庫家乘には、南光坊讚有之候、尊像云々とありて、賜ふ時をしるさす、累世
紀事には、重右衛門兵庫へ僧正より送り下さる由しるせり、今これに従ふ、又
其他公の尊影を藏する家多し、しかれとも賜りし年月詳ならされは略しぬ、

高山公實錄附錄

高虎上野
ニ親王ヲ
迎フルコ
トヲ勤ム

【秘覺集】日光御門主は、皇帝の御連枝を奉迎置事、神君以來御深慮の事と也、最
初は高虎君御申上にて、及此儀、御下向有て餘程の内御在府あり、又高虎君言上
有て、御代靜謐に候へは、御門主爲御休息、御上京も可然哉と被仰上、御尤に被思
召、御上京御親族方御對面も被遊候へと被仰進、無程御上京也、此時高虎君御在
京中、御遣ひ用とて千兩進上之也、又御下向之時分御戻し被遊候と也、其後例と
なり、御上京の時は、千兩被進之、御歸府候へは、御戻し被遊たるとなり、享保の末
にか御上京の時、五百兩進上也、此時藤堂家の東叡山を存入る事も、はや薄く成
たりと仰ありしとぞ、

奥平中津家譜

家昌九八郎、大膳大夫、慶長六辛丑年十二月二十八日、下野宇都宮城ヲ賜ヒ、十萬石ヲ食

慈眼大師關係史料雜纂下

高山公實錄、奥平家譜

東照公大
師ノ勳ニ
ヨリ奥平
家昌ヲ宇
都宮ニ封
ズトノ説

ム、初メ家康僧ノ天海ニ言ヒ曰ク、宇都宮ハ關東ノ咽喉、誰カ此守護ニ任セン、天海曰ク、何ニ喋々其選ヲ論セン、外孫奥平大膳其任ナリ、家康曰、卿カ見ル所頗ル我意ニ合セリト、故ニ此命アリ、

津輕舊記四

大師東照
公及秀忠
公ニ勳メ
テ津輕信
牧ニ滿天
姫ヲ嫁セ
シム

一説あるとき、天海大僧正兩將軍に對して曰、津輕は蝦夷の歴へ最要の地なり、また即今奥羽の諸侯、將軍家の旗いろをうか、ひ、佐竹伊達南部秋田など、やゝもすれは異變のきさしあり、別して大御所の喉にかゝりたまふは、政宗にして我れしは、教誡を加ふといへとも、既に太閤すら肝膽を碎かれしほどの癖者なり、こゝに津輕信枚は若年なれとも、淳直にして、性頗る勇且敏なり、ことに神佛をあつく信仰し、兼て愚僧か弟子となる、彼方へ康元○松の女滿天姫を嫁し、内族とし給は、彼れ無二の忠精を勵み、萬一奥羽に逆徒陰謀を發するものありといへ共、津輕より打て出て、關東とさしはさみ戦はんには、譬へいかなる大敵たりとも、忽ち退治易かるへし、是そ天下の一助たらんと言上せしかは、兩

將軍御威不淺、源君御滿悅のあまり、姫を康元に乞ひ、以て養女としたまへり、慶長十八年の夏津輕へ入輿有けり、天海僧正筆記の寫といふ、上野津梁院の記、

寛政重修諸家譜二百六十七

大師池田
重長ノ敕
免ヲ周旋
ス

池田重長久左衛門父○重信、慶長十九年直訴ノと、もに流浪して有馬豊氏かもとにあり、豊氏重長かことを、酒井忠世をよひ僧天海をもつて言上しければ、すなはち御赦免をかうふる、

大僧正天海行跡

堅義

一ひゑいさんにて、四拾四五年以前迄は、りうぎをつとめ、はなたのは編子うし、もんしろのけさを申うけ候、唯今ハとうゑいさんにて御禮仕申請候、其上手形をいたし上ケ申候、其手形ニ、何時ゑいさんにてりうき御座候共、罷上可申と手形仕候、

住持死後
ハ書籍并
ニ什物ヲ
取上ケ

- 一 ゑいさんにこゝくいんと申寺御座候、其寺持不申候へハ、ゑいさんの仕置不罷成候付、右之寺いまにこゝくゐん御持被成候、
- 一 所化つけ申候事は卅年以前ハ御法度被成候故、唯々わき寺にてしよけつけ申事不罷成候、乍去かくし候てつけ申候、
- 一 かんせういん僧正相果申候以後、物之本御取上被成、其上にて右之弟子に、きせうをかゝせ候て、家財迄被召上、其上右之弟子三年押籠御置候所に秋元但馬殿日光山に而權現様廿五年きの時、御詫被成候へは被召出候、唯今は那須之内さくとちせうはうしと申寺に罷有候、
- 一 一寺をも持申寺相果申候へは物之本之儀は不及申珍敷住物^(マ)まで御とり上被成候事、
- 一 とうゑいさんになかぬまのそうかう寺を御立御入候か、四年以前相果申候、其時分ものゝ本其外家財迄被召上候、
- 一 中くん月山寺 ^(マ) 一 なかぬまのちやうかう寺 ^(長沼、宗光寺カ)
- 一 かうつけしんかう寺 ^(上野、眞光寺カ)
- 一 同りうせうし ^(龍藏寺カ)

一 せん^仙はきたい^{波喜多院}ん ^(大光普照寺カ) 一 たいい^法ん ^(三途堂)

右の分てうほうたん致申候

福島正則記

大師秀忠
公ト雲ノ
吉凶ヲ論
ズ

一 此時分^{改易ノ頃}○福島正則 珍敷雲立申候ニ付、慈眼大師御前にて、目出度雲之由被申上候得者、台徳院様上意には、被申候とく、近年軍無之、何茂若き者鈍く成候に、一段之雲に候、兵亂にて可有之と被仰候、慈眼大師被申上者、左様にては無御座候、静謐にて目出度雲氣之由、被申上候得者、又上意に、御身何事か目出度可有之哉、天は日本計にて無之候得ハ、世界之内に目出度もや候と、御挨拶被遊候、又傳長老へ御尋被遊候得者、始などの卓散に集候海の上の雲、加様に候と申ならハし候由、被申上候得ハ、御笑被成候、其後儒者永喜目出度雲之由申上候得者、以之外御機嫌悪敷、天下の善惡己か存る處に非ず、世上に申候とく、御咄可仕處に、己ハうらやさんなどのとく、不入義を申候とて、重て御前へ不罷出候様ニと、御呵被遊也、妙壽院或人に被申候者、源義經生害之時、此雲出候、義經も太夫と申、福島も

太夫と申候得者、何れに太夫も唯人に非すと、後に被申候、雲の後彗星も出候由也、世に太夫雲と申候、

會津四家合考附録

義廣没落之事、義廣名〇没落ナレハ、今ノ日光山（慈眼カ）示現大師、其比ハ未南江坊ト申當ノ、當城稻荷別當ニテ、御座ケルカ、萬跡ノ事共取認、中野ト一ノ關ノ間ニテ、義廣ニ追付給ト也、傳云此海道（マ、）草原越ヲノ、往古鎌倉エ往還セシト云、

鳩巢小説

同御代、光〇家或時御城中出火ト申沙汰有之、夜中ノ義ニ候故、其段御寢所へ申上候へハ、城中ニ亂心人有之モノト被思召、御具足上候トテ、御起遊サレ候所へ、某〇永井尙政罷出、何ノ間ヨリモへ上リ、只今何レモ消シ申候間、鎮リ可申旨申上候へハ、實ニ火災ニ候ハ、苦カラヌ義ニ候、近ク相成候ハ、重テ知セ可申旨仰ラレ

大師火災ノ祈禱ヲ拒ム

候テ、御寢成申スヨシニ候、此火災イカヤウノ義ニ候ヤ、三日前ニ御存知被遊候テ、上野ノ南光坊へ、中根壹岐守ヲ以テ、御祈禱仰セツカハサレ候、南光坊中根ニ逢候テ、是ハ御請ニテハ無之候、其方へ物語ニテ候、罷歸此段可申上候、只今若君様御誕生ノ御祈禱仕カケ罷在候、然處ニ又火災ノ御祈禱ト候テハ、一心ヲ二ニハ用ヒカタク、丹誠凝リ不申、トレソ一方ヲ捨不申候テハ、成不申候、御城幾度火災候トモ、御立直被成候へハ、其分ノ義ニ存候、天下ニ若君様無之候テハ、國ノ安危ニ掛リ申候、二ツノ輕重ヲ考候へハ、火災ノ御祈禱ハ手前不相成候間、智積院へ仰付ラレ候へト申候ヨシ、是モ尤ナル御返答ニテ候、英主ノ御氣ニ入シモ道理ニ候ト奉存候、

武功雜記六

秀忠公大久保忠隣ノ事ニツイテ大師ニ語ル

〇上略大久保忠隣 台徳院様御意ニ大久保相摸ハ十六ヨリメシツカハレテ御心改易ノ事ニ係ル、ヤスクオホシメサレ候モノ、カヤウノ體ハ狐カツキタルト、ヲホシメサル、ノ由慈眼大師へ被仰候

慈眼大師關係史料雜纂下

會津四家合考附録、鳩巢小説、武功雜記

新蘆面命

元祿甲申三月二十八日

大師ノ高才利口

秀頼討伐院宣奏請ニツイテ大師幹旋シタリトノ説

南光坊ハ高才利口、人ノ説ヲ屈スルコト神ノ如シ、權現様ヲ日光へ鎮座ノ時、吉田ヨリ勸請スベキヨシヲ申上候へバ、南光坊申サレ候ハ、勸請ノ傳ハ此方ニ在、吉田カ何ヲ知テ抔トコナシ申候、其傳來ハイカバト尋候へバ、辱クモ後陽成院様ヨリ傳來候ヨシ、對へ被申候、此事虛説ニ非ス、仔細ハ大坂陣ノ時、秀頼ヲ討候様ニ、院宣ヲ下サレ候へト、權現様ヨリ再三御願ナサレ候へ共、事ユカズ、依之權現様殊ノ外御腹立ナサレ、扱々悪キ王ナリ、隱岐國へ移スベシト仰ラレ候へバ、其時ノ老中近習アシキトハ知リナガラ、御機嫌ヲオソレテ一言申上ル人ナシ、既ニ珍事ニ可及所ニ、南光坊進ミ出テ、殿大ニアヤマレリ、今院ヲ隱岐國へウツサハ、タトイイカ程ノ大功ヲ立玉フトモ、朝敵トイフ大罪ハノガルベカラズ、必々口外シ玉フベカラズト、大ニ諫メケレバ、思召止リス、老中モ大ニ悦ヒ、ツヒニ天海ヲシテ、イロノキモイラシメ、終ニ院宣ヲ下サレ

明神ト權現ノ優劣ニツイテ大師ノ答

タリ、依之院様ニモ甚タ天海ヲヨク思召入ラレ、何ニテモ望シダイニ、御褒美アルベキノ由、仰ラレ候へバ、此勸請傳ヲノゾマレケルトナン、カシコキ振舞ナリ、

又日光ヲ明神トスベキヨシ、イヅレモ神道者ノ申候時ニ、權現可然ヨシ、天海ハ申サレ候、此段具サニ詮議可仕旨、台徳公仰セラレ候、依之老中天海へ明神ハアシク、權現ハヨキト申ス證據ヲ出サレ候へト、再三尋申サレ候へ、兎角イハズ、ズント終リニ、只一言申サレケルハ、明神ハアシク、豊國大明神ヲ見ヤレ、アレガヨキ歟ト一言申サレ候、夫ユへ明神ハヤミ候テ、權現ニナリ候、カヤウナル利口ナル人ナリ、天海ハモト宇都宮ノ人、蘆名ノ家ニ仕へテ、足輕大將ヲシ、後ニ出家シテ百三十餘歳ニテ死ス、

鹽尻四十五

天海僧正は、初は江戸崎の不動院の院主也、鴻巢の普山和尚、是を啓し、御祈の師とすと云々、

大師ト不殘

實は、室町義澄の御子、慶長五八十三なりと、云々

窓のすさみ追加

寛永の比にや、祖父前内府通村 關東の御不審にて下向し、南光坊に上野開塾 居し、三年おはせしか秋月を見て、

大師中院
通村ノ歸
京ヲ取成
ス

行かたに身をはさそはて夜なくの袖の露そふむさし野の月
と詠られしを、僧正感吟して、登城の時此歌の事を申上られしに、御威有て、三年
在府の旅情無餘義事なり、もはや歸京すへしと申聞よと上意有、その席古今傳
授しなんや承へしと仰られければ、定て畏り申にて可有と申上て退出し、御歌
披露申て候へは、御威の上永き逗留退屈たらん、今は歸京候へとの、御事に候と
有ければ、辱むね御請ありし時、古今の傳授有て御歸候へとの仰なりと申され
ければ、それはかたく成、不申義に候、たとひ其咎めにて永く在府申とも力なし、
道の事は大切なりと申きられしかは、南光坊さもこそ有へく存候へとも、先上
意の通を申たり、此上は申上やう有へしとて、登城し、上意の様申聞候へは、忝旨

大師ノ機
智

存謝いたし候と有し時、古今傳授は如何と御尋有、されは其事申聞候へは、傳授
可申上と申候、去ながら御やめ有て可然候、その故は永き潔齋、かたく種々の
身持六かしき事とも、多く有之候、何の益なき事に候間、御やめ有て可然候半と、
申上られしかは、然はやめぬへしと仰られける、僧正の滑稽よくあたりぬるよ
といひつたへぬ、

續武家閑談十七

秀忠公神
ニ祭ラル
、ヲ辭ス

台徳公永く御不例にて、中々御快然有間敷由被思召定故、南光坊言上有て、薨御
已後神にまつり奉るへきかと云々、其時僧正は、天下をしろしめし候へは、皆神
に祭り候はんと被存候哉、東照權現は、數百歳の逆亂をしつめ、草創の君として、
聰明叡智、人倫のなす所にあらず、神に祭りて、孰か是を非とせんや、予は彼御銚
先を以て、世を治め、何の功か有や、人々我能事計を以て、上へ目の付、身の程省し
見さるもの也、神に祭るへき徳なくして、何の故に祭らるへきそと仰有、

落穂集追加

東叡山寛永寺ノ建立

問て曰、東叡山寛永寺御建立と申は、いつの比、何れの御代の義と被聞及候哉、答て云、我等之承及候ハ、元和九年家光將軍様御代、御建立之思召立に而有之、其翌寛永元年ハ御普請は始り、開山は日光山之御別當天海大僧正、惣奉行土井大炊頭殿之由、關東御入國之節、江戸府内にては、天台宗門之寺とては無之、淺草寺之儀は古跡之儀たるにより、御祈願所に被仰付候得共、今度新に御祈願所と有之、寛永寺を御建立之上ニハ、向後御城内平日之御祈禱共、東叡山に於て可被仰付との儀ニ御座候哉、去に依而、上野一山之坊數も淺草寺に准し、三十六坊に可被遊と有之所に、淺草寺之儀、其節ハ無縁地と申なから、千年に餘り、古跡たるを以、山伏同前之妻帶坊主ましりに、三十六坊立來申候、東叡山之儀ハ、新地の事ニ候ヘハ、いかに公儀之御建立地と有之候ても、三十六坊之寺院檀那無しにて、相立可申様は無之に付、其節之惣奉行土井大炊頭殿御申候者、東叡山之儀ハ、天下安全之御祈禱之爲と有之思召を以、從公儀今般御建立之儀に有之候得ハ、御當家

御恩澤を蒙り被申たる國主郡主方ニ於てハ、誰にても天下安全之御祈禱、御疎意可被申様ハ無之旨、御申上有之儀を、世上にて聞及、是ハ大炊頭殿御申之通、尤ニ候、慶長五年庚子之歳ハ以來、御連枝御家門を初、御普代大名衆之儀ハ不申及、其外國郡主たる外様大名衆たるとても、東照宮之御餘光を以、御當家御代々之御恩澤を蒙り、家門繁榮の儀なれハ、倍天下御安全之御祈禱に於ては、各致被上内之儀也と有之、就中御三家方松平伊豫守殿儀ハ、格別と有之、上野寺内に於て最初ニ院地之割渡杯申付有之、早速寺ヲ建、權現様之御影を、御安置あられ、天下御安全之御祈禱、并家運長久之祈願を、御修行有之候を、尤と有之より事起り、外々の國主方にも、一院宛建立にて、寺領等を、寄附被有候と也、其後台徳院様御他界被遊、増上寺へ被爲入候ニ付、諸大名方ニハ供奉豫參之時之爲と有儀を以、各増上寺に於て宿坊と申儀ハ初り申候、其以後迄、東叡山中之院々をハ、祈願所と計唱候處、慶安年中大猷院様御他界被遊、御尊骸之儀ハ日光山江被爲入候得共、御當地東叡山ニ茂、御佛殿御建立被仰付、諸大名衆之參拜、茂有之、御成等之節供奉豫參之儀、茂初り候ニ付、幸右之祈願所を以、裝束之著替所と有之、事起りて、今程ハ其院主を以、願主方之家々ニ於て、宿坊と計唱ヘ如申有之、天下

寛永寺ハ
天下安全
ノ御祈禱
ノ根元ナ
トノ説

御安全御祈禱と有之沙汰ハ、脇へ如成有之候也。同問て曰、東叡山中之寺院に限り、天下御安全之御祈禱を、執行仕筈と有之ニ而ハ、其子細抔有之事に候哉。答て云、當時日本國中_ノ之寺院方、本末大小を不限、御當家御代々之御尊牌を、佛壇ニ立置、朝夕拜禮を勤、又ハ御代長久之御祈念を仕と有ハ、是皆國恩を報謝奉るの儀也。唯今増上寺内ニ於て、諸大名方之宿坊數十軒有之候得共、權現様御尊像安置之寺と申にてハ無之、上野一山三十六坊之内に、御尊像の無御座と申而ハ、一軒茂無之如く候ハ、右申通、寛永年中東叡山御初開之節、天下御安全御當家御武運長久之御祈願ヲ以、御建立被遊候ニ付而也。爰を以考候得ハ、寛永寺之儀、天下御安全之御祈禱之根元共可申也。

本阿彌行狀記中

神君天下の御政務を、林道春に御沙汰ありしに、道春かやうくと博學の人ゆへ、倭漢の故事を引て、御請相濟、御傍に居合せし役人衆も、何れもかん心致され、道春ハ下られ候所、南光坊御用の事にて、被罷出しに、幸ひそこにも談する事あり、

林羅山下
大師

り、只今道春か申せし通り、御近習方祐筆にて、御かへせ置被成候箇條を、御見せ、猶また存心可申上よしなり、依而御請被申上候趣、右ヶ條いづれも、理に當り候事にて、可否可申上様も無之候、しかし天下の御政務は、下萬民までも、實に服し不申候てハ、末くまで届き不申むかし仁徳天皇御兄弟御讓合、王位につき給はす、三ヶ年空位のところ、中華より來りし王仁と申せしもの、難波津の歌を獻し、終に御位に付き給ふかこと、今時の儒者ニ候は、長々と漢字にて、文章又は詩作にても可獻所、本朝の風儀ニ合候やうに、歌にて諫言申上られしこと、かやうの儒者ハ、當時甚た稀なり、儒釋道の三の中、何れを是、いづれを非とも不申候へとも、我朝ハ佛道にて、天下を治めたまふこと、よろしき歟、其譯は上宮太子凡人にてなく、御政務御改、諸事今の世までも、太子の聖徳を仰き奉ることにて、三教とも末の世にて取扱ひ候人、昔の人とは違ひ候へとも、上様の御目利第一にて候、かの安藝の安國寺かこと、姿は出家にて、心は盜人にも劣りしか如き、かやうの出家は、佛門の恥辱ニ候、これ毛利家の目利ちかひより、かれか悪心も増長仕候事歟、すへて學者の見識十人か九人、自分の器量を早く發達させんと志、第一には御政務の害に相成候、中華ハ國の始めとやら申候へとも、孔子

の譽られし管仲をはしめ、歴代の中にも、中華の賢人は、本朝と違ひ、耻をしらぬか國の風と被存候、君は恐れなから、格別に學をしたまふにもあらねと、自然と仁心ふかく、罰をゆるく、賞を厚くしたまふゆへ、石田か謀反より、大坂の役にて、諸大名方のなつき候事にて、考へ給ふへし、續きて將軍様第一御孝心、御兄弟中よく、新法を御用ひなく候へハ、少々事は、御代も重り候ハ、改り可申なれ共、君の定め給ふ御政事にて、目出度御代は、御長久に可有御座候、儒者には故事文字の事、佛者には佛道を御尋遊はされ、萬代を重ねたまふとも、君の御掟の外に、御子孫の御代儒佛神の道のものなとに、御政務の御沙汰は無之方、目出度と奉存と被申上、其外文武の兩道上様より下々の小身まで、代重り候と、毎になく取失ひ、却て殊之外賤しきものに、文も武も達し候との出來候、是は武家に限らず、萬藝に渡り候、恐れなから、後白河法皇御一代の趣、文も武も下へさかり、終に王道はおとろへ、是につき、湯桀王をはなち、武王紂王を弑し、周公旦兄弟二人を弑れしの類、いかやうに學者申くるめても、主殺し、周公旦も殘忍の人にして、此事を書に掩ひ隠すもの、勝手つくの聖人なり、この三人の事を孔子三百十二篇詩經をえられしに、かき洩されしことも不審大かたならず、其餘孟子に主

禁裏崇敬

ころしの事を、辯舌にまかせて、惡を善とかゝれし故、今以て禁裏并伊勢の宮崎の學校にては、講釋素讀も禁制と承り候、是は天照太神宮の、孟子の書を殊の外きらひたまふ故とぞ、學者の見識徳ある人を君と仰きて可なりと申事、まゝ書にも顯はし候へとも、本朝の風俗にあはず、いつまでも禁裏様をは崇敬の事こそ、御代御長久の御基なれと、南光坊被申上しとぞ、去る方より承り認め置く、

本阿彌行狀記下

叡山衆大
師ヲ悦バ
ズ

南光坊僧正の大師號の事、叡山殊の外不承知たりといへとも、勅令是非なく、山の歴代ニ加ふるにより、南光坊の木像をつくり、登山せしむるの所、俄に風雨沙石を飛し、中々登山かなひ難く、其まゝ下山のよし申傳る也、南光坊いかにも博識の出家なから、一代の行跡、僧に似合す、元より大師號其人にあらず、何そ山の歴代ニ加ふへけんや、寛永寺の號も大に御不承知のことなりとぞ、

明良洪範一

智樂院僧
正忠尊ノ
表姓

武州江戸淺草寺は、昔左馬頭義朝當國鎮護たりし時、鎌田政清奉行して再興有しと、かや、其後御當家御草創の折、神君亦御再興遊ばされし堂は、寛永年中に焼失して、後三年の間に成就せしが、今の堂也、別當智樂院僧正は、姓伊丹也、祖父は伊丹權頭とかや言て、伊丹の郷を領せしと言、一説に位丹豐後守と言し共云、豐後守子權六、其子今の智樂院也、權六は家光公御幼年の時より御小性也、家光公は御母堂大御臺所に仕へる女房に、御心を掛られ給へど、容易に局へ御出難ければ、般若の面を冠らせて、或夜彼局へ通はせ給ふ、人恐れて逃隠れ、面を見とむる者もなければ、終に妖怪の沙汰になり、番人を付られし、此事大御臺所聞し召れければ、共、鬼にあらじ、男の女を慕ひ通ふならんとの御沙汰故、暫く通ひを止給へど、其女房唯ならぬ身となりしを、側の女房達嫉妬の心より見顯して、過し夜毎、男の通ひける女房は彼也と申上ける、家光公此事隠れなければ、御勘氣は必定と、甚御心勞の御様子を、權六見奉て、御馬前にて御用に立も、今此難義に代り

伊丹權六
家光公ニ
代リテ罪
ヲ受ケ

奉も同事也、御心易かるべし、其面を私に下さるべし、時日延び候ては詮なし、私例の如く忍び入なは、定めし捕へらるべし、其節骨を碎かるゝ共、君の御名は出し申さず、是を御奉公納と存究めて候は、君には御安心有べし、覺悟究て申上ける、家光公不便に思召ける故、暫時御思案に及びければ、今夜を過しなば、御名の出ん事必定なりと、強て面を給はり、かの局へ忍び行た、すみ居ければ、兼て番人の伊賀衆忽ち捕ける、其譯を知らざる者は、鬼味噌也と笑ける、台徳公の御聞にも達しける、又大御臺所は兼て家光公御惡み故、其御附迄も御惡み故、此度の事御怒り強くして、伊丹權六は終に磔にぞ掛られける、昔長篠合戦の時、奥平の家臣鳥居孫右衛門も、武田の爲に磔に上られたれど、是は元來籠城必死の場所なり、權六は太平席上の事なれば、並々の忠死には非ず、其上汚名を末代迄殘せば、旁以て賞するに餘り有りと云べし、彼女房は古五の局と言、武州深谷の領主に仰付られ、其所に於て火罪にぞ行はれける、此女房糺明有しかど、終に君の御名を出さず、正念に歸して罪に死せしと也、兩人の誠忠類ひ稀なるべし、右權六に二歳に成る男子有ける、是をも死罪に行はれんと沙汰有しかば、家光公聞召し、春日の局に御頼み有て、一命を救はせ給ふ、天海僧正へも御頼み有ける故、僧

古五ノ局

大師請ウ
テ權六ノ
子ノ一命
ヲ救フ

正命を乞ひ僧となし、亡父の跡を弔はせけるに、段々御取立有て淺草寺觀音の別當並紅葉山の事も兼帶して、僧正に成ける、後年綱吉公御代に至つて如何なる子細にや、下野國藥師寺の別當に移され、彼地にて遷化したりしが、又思召し直させられ、其遺骨を召かへさせ、淺草寺に葬らせける、其後淺草寺は傳法院僧都別當職に補せられしに、元祿六年改易後、日光御門主兼帶させ給ふ也、

明良洪範五

東照公ノ
遺言

此頃○元和二年天海僧正上京せらるゝ事有り、此事は神君未御病氣に在らせられざる時、天海僧正を召れ、法華止觀の深義、山王神道の玄旨を聞せ給ひ、仰せられけるは、我天下を掌握し世を、秀忠に譲り、齡ひ七旬に餘れば、一事として心に殘る事なし、此上は山王一實の神道の奥儀を受て、子孫の榮久を保たん事こそ願はしけれ、夫は偏に僧正の誨教によれる所也、傳へ聞く、大織冠は藤氏の宗として、今にその後裔榮へぬ、鎌足を攝州阿威に葬り、後一年を経て、和州多武峯へ遷葬せしと也、彼例に因て我死なば遺骸を駿河の久能山に葬り、一年を経て、野州

日光山に遷葬すべし、委細仰せ置れ、幾程もなく、御病氣づき薨じ給ふ、然るに南禪寺の崇傳長老、遺命の趣にて、本多上野助正純と相議して、吉田家庶流宗源の神道を學びし者を召て申談じ、唯一の化義を以て、久能山に葬り奉る、翌十八日に、台徳公には神君の御病氣中、御側に侍りし者を召て拜させ給ふ、此時天海は左の上座に在り、崇傳は右の上座に在り、時に崇傳御遺命の如く、昨夜久能山に葬り奉ると云、天海申けるは、長老御遺命と申さるれど、其式御遺命には違ひたりと云、崇傳色を起して、御遺命に違ひたるとは如何に、天海曰、御遺命は山王一實習合の神道也、昨夜の式は左に非ず、宗源の神道也と聞く、我命（即アルカ）じ給ひしは然らず、崇傳曰、豊國明神の近例を以て、神に祝せん御遺命に依て葬り奉る、然れば唯一の式を以て祭り奉るに、何ぞ違ふ事の有んや、天海曰、神君の尊慮は後裔の長久を願はせられしかば、豊國明神の後の如く、忽滅亡したる凶例を何ぞ願はせ給ふべき、鎌足公の跡を慕はせ給ふ也、宗源も習合も、何ぞ長老知らるべきやと、問答數遍に及ぶ、此時本多正純傍に居たりしが、進み出て曰、今日は陪侍の席と云、又哀傷し給ふ時なるに、爭論を起す事、甚以て不敬也、其罪輕からず、天海を遠島に所すべしとて、其座を退かしむ、台徳公にも奥へ入給ふ、夫より天海は遠

島の命を待居けるに、何の沙汰もなし、台徳公江戸に歸らせ給ひて後、天海の許へ御使を以申贈らせ給ふは、先日崇傳と問答に及し事、我其意を辨へず、此度其意を聞度候へば、御身も江戸へ下向有べしと也、天海大に悦び、早速江戸へ來り拜謁して、神君御直に御遺命有し事共、委敷申上しかば、我は神道を學ばざれば其意を知らず、吾爲に其意を語れよと上意故、天海申上らるゝには、神君は元佛道御心を盡させ給ひ、終に神道と其道一つ成る意味を御會得有し故、唯一を用ひ給ずして、山王一實の習合を尊崇在せられて、御遺命有し也と申上るに、然らば御身上洛して、習合神道を請ひ奉るべし、其本末を知らせ給ざる事なればとて、板倉重昌を使者とし、刑部卿法印林永喜を副られける、天海上洛し、委細に奏聞せられけるに、習合の神道も異なる事あらず、殊に山王一實の神道なれば、天台宗の奥旨は、我とする所然るべしと論言有て、則習合の舊記を下し給はる、其上神號宣下勅許有べき由密詔を蒙りければ、天海大に悦び、内々諸司代板倉に告て江戸へ達しける、○中略、駿府奉仕ノ者江戸ニ歸任スルコトニ係ル、同月廿六日、天海に御遺命に因て、神君の御骸を久能より日光へ移し奉るべき旨命ぜられ、藤堂和泉守本多上野助を奉行とし、日根野織部本多藤四郎糟屋新三郎等を副らる、日光山近邊の諸職

大師東照
公秀忠公
家光公ヲ
評ス

人登山して、地形繩張等天海の指圖に隨てなす、明年三月中限り、宮社悉く造立すべき旨仰付らる、阿部正之は材木の事を司り、水陸共に運送す、大猷公御代に至て、天海僧正申されしは、神君には有爲無常と御悟り遊ばされ、台徳公には御生得御柔和に在せられし故、兩御代には、常に御側へ罷出て、御伽も致したれど、當將軍家御發明にて、御理屈強く在せらるゝ故、御伽致しながらも、甚氣が詰り候と言れしと也、或時大猷公御尋有しは、諸家の門戸に大般若經轉讀の札を張置は何の爲なるやと上意也、天海僧正答の歌に、山田守る僧都に鹿も、恐る也里の翁は聲立ねどもと申上しかば、尤の事也と仰せ有しと也、

雙岡齊雲紀談

南光房有來謁僧則云、我不欲贊、但欲珍書而已、故南都喜多院珍書、往々獻于南光、南光分置之、一叡山東麓志賀教院、一東容山、一日光、故志賀多有南都法相華嚴書、近興聖伯瑛、法金剛照山、寫得志賀所藏因明大疏鈔、

大師典籍
ヲ好ム
大師藏書
ヲ比叡東
叡日光ノ
三山ニ分
置ス

額波集

家光公御病後、二ノ丸へ被爲成、御慰ニ小鳥網を御小姓衆ニ御はらせ、御庭へ下りさせられ、御遊參の折節、上野大僧正御前へ御出候故、如此放逸の體いか、おもひ給ふらめ、乍去御病後中御氣養の爲なり被仰(と脱カ)、僧正御返答に、一段御尤奉存候、夫武將之名を弓取と申候事は、弓を引箭を放ち給ふ計りに而は無、弓の如く身を持って能と申事の由、子細ハ弓ハ不斷張詰申候得者、腰よはく成り、休てのみ置候得者、寢弓に成、用時張候得者くるふて不被用候、依之張はつし肝要に候、人も常々行義正しき計りに而者短命ニ候、天下の御用被仰付時ハ、如形之御行義正しく、御閑暇の時者さんし御氣を被養事專奉存候、天地陰陽晝夜其外萬端緩急有ニよつて社、天下長久ニ御座候ト被申上ければ、御喜色なり、能あいさつト人々感せしと也。

大師家光
公ニ弓ノ
如リ身ヲ
持スベシ
ト語ル

及聞祕錄七

上野南光坊發明頓智之事

今於東叡山寬永寺慈眼大師ト諸人尊奉ハ、南光坊ト申テ、碩學多才ニシテ、道德名譽ノ沙門ナリシ故、東照宮甚タ在御歸依、大坂冬夏ノ御陣ニハ、御陣中マテモ被召連タル程ノ事ナレハ、天下太平ノ後、常ニ御鷹野ナトニ出サセ玉フニモ、明日何方へ御鷹野ニ可有御出、何時ニ御成アリテ可然哉、時刻ヲ考申セトアリシニ、四時可然候ト申上ル、何トテモ四時ト計被申上故、或時大御所様南光坊へ此事ヲ有御不審、予何ツモ外へ出ル時ハ、刻限ノ善惡ヲ尋ルニ、何トテモ四時ト計リ申上ル、日ニヨリテ巳ノ時之惡キ事モ有カ、如何ナル故ソト宣フ、南光坊承リ、去レハ、戰國ノ砌御出陣候ニハ、如何ニモ時取尤モ大事ニ候へハ、其日ノ吉凶ヲ考へ、又依方角御出陣ヲ奉止事モ候キ、是ハ向敵玉フ大切ナル御事也、今天下太平ニシテ、天下ニ無敵、御慰ニ御鷹野ニ出サセ玉フ事ナレハ、早キ時ハ、御供ノ人々モ夜ノ内ヨリ起テ、寒氣之節ハ、寒氣ニ苦ミ、暑氣ノ時分ハ、短夜ニテ、一入夜ニ難儀仕ル事ニ候、巳ノ時ト申ハ、無過不及上刻ニ候間、斯申上候ト被申、又或時御

時ノ吉凶
ニ就テ大
師ノ説

大師ノ頓
智

盆ニ鼠尾草ヲ用キルニツキ大師ノ説

夜話之節、上意ニ世上ニ盆祭トテ、家々ニ棚ヲ飾リ、栗柿粟稗ナト備ヘテ祭之、是ハ初モノヲ備フルトノ心ナレハ尤也、鼠尾草ト云ル草ヲ以、水ヲ向ル事ハ如何ナル故ソト尋サセ玉フ、南光坊承リ、何様俗之ナラハシメナカラ子細コソ候ハメ、考ヘ可申ト云テ、御次ヘ立、多ク泊リ番ニ詰居タル御醫師衆ノ番所ヘ行テ、鼠尾草ト申草ハ藥種ニ用ヒ候哉ト被尋、醫者衆聞テ如何ニモ用ヒ候ト云フ時、何ノ藥能カ候ソト重テ被問、乾キヲ留申物ナリト答フ、仍テ南光坊出御前、只今ノ御尋ノ鼠尾草ノ事ヲ考ヘ候ニ、盆祭ト申ハ、元來無縁ノ餓鬼ヲ弔ヒ申事故、専施餓鬼供養仕事ニ候ヘハ、無縁ノ餓鬼トモノ渴ヲ助ル爲ニ、鼠尾草ハ乾キヲ止ル能アル草ナルカ故ニ、以此草水向ケ仕ルニテ候ト申上レハ、尤也トノ仰ナリシトカ、

寛永遺考一

青山宗俊

寛永五年、伯耆守之嫡子青山因幡守宗俊、伊豆國下田江配流之處、天海僧正伯耆守忠誠之人物之趣、段々御詫申上之、因幡守被召返、三千石被下之と、長田寛齋忠

誠録ニ有之候得共、彼家譜と異同あり、いつれか是なるをしらす、(見聞雜録七所收)

甲子夜話六

大師梯核ヲ以テ家光公ノ性急ヲ戒ム

天海僧正は、神祖の御時より、眷注を被りし、長壽の人なり、一日猷廟の御前にて梯を賜ふ、喫して其核を懐にするを御覽ぜられ、僧正何にするよと問はせられければ、持歸て植候と答ふ、仰に高年の人無益の事にとありければ、天海一天四海を知らしめさるゝ御方は、かゝる性急なる思召然るべからず、無程この梯の生立上覽に呈せん、迎退出せり、年を経て僧正梯を多く器に盛て獻上す、猷廟いくくの産物そと御尋ありしに、左候これは先年拜授せし梯櫻の生長して、所實なりと申上ければ、上を始め奉り、その席に有合諸人歎服せざるは無ししとなり、

甲子夜話七

寒松院ノ由來

上野神祖御宮の處は、寒松院と隣れり、この院は即藤堂高虎の寒松院は高虎の法號、葬地

慈眼大師關係史料雜纂下 見聞雜録、甲子夜話

なり、この故は、神祖御病重らせ給ふとき、高虎御床の下に候す、時に神祖の曰く、はや今生に別れば、再び逢こと無らん、高虎答奉るは、臣又地下に於て謁し奉らんこと不難と、神祖再曰く、然り、但汝と宗旨違へり、恐くは同所に往生せじと、高虎曰、尊慮を煩し給ふべからず、即ち御次に退き改宗して、天海僧正の弟子となり、復御前に出て、その事を言上す、神祖殊に喜び玉ひしとなり、高虎卒るに逮で、遺命して上野に葬らしむ、これ地下に於て永く御側に侍するの御約を奉ぜし所なりと、及聞で人をして涙を催さしむ

甲子夜話四十九

如來寺ノ由來

或人語る高輪に如來寺と云あり、開山を彈唱上人と云、江戸砂子云、高輪歸命山如來寺大日院開山木食但唱野末、この人は彼の小田原の彈誓上人上足の弟子なり、出家の後鎮護國家且東照宮權現御法樂の爲めとて、今の高輪の地に於て大像の佛を刻して、砂子云、開山但唱の自作、五智如來石佛二王力士、一丈六尺石地藏青石に毛彫の如くなしつめたり、殊勝の石佛なり、兩尊共に但唱の作なり、天海僧正見られ、其後猷廟にも通御のとき見及び給ひ、天海に御尋ありしかば、天海彈唱の事歴つ

但唱ノ素姓

ぶさに言上せしに、猷廟の仰に奇特なり、海の弟子とすべしとて、乃天台の門に入れり、又仰には新院檀家も有まじければ、植村の永世檀家となるべしとの上意にて、是よりして、今に及て植村氏は其寺檀なり、植村氏は今の高取侯、其、さてこの開山の來歴を尋るに、未だ出家せざる前は、佛匠を業とせしが、何事にか連坐し、その罪に依て同類罪人七八人鈴ヶ森に於て磔に行はれける、この中共に磔にかゝりしが、如何にしてか槍刺を免れ疵なくして有けるを、刑場の人々皆退散の後にて、夜に入て脚力者其下を過ぐ、佛匠磔柱上より、此人を呼ぶ、脚力も心剛なる者にして、乃柱下に到るに、罪人曰、我不思議にしてこの刑を免れたり、見よ身内に疵なかるべしと、脚力仰ぎ見るに、其言の如し、因て柱に攀上り、其縛を解き下す、罪人その芳意を謝すること千萬にして去る、是よりして佛匠己が家に歸るに、其妻大に駭き、亡靈來るとす、匠曰不然安んずべしとて、今有し仔細を語り、且曰我身存すと雖も、實は亡靈なり、思ふ故あり、久しく爰に留らず、乃匠器を悉携へ、忽その家を逃げ、終に紀州の山奥に籠りて、佛體を造り、以て命を續ぎ、又其罪障を滅せんことを願しが、後彈誓の弟子となりて、漸々世に出ること出來て、かく真乗を尊位とするも、偏に國家の渥恩なり、又高輪の地は、我が解脱

の地なればとて、因て彈誓の會下より出て、斯く寺院を建立せしとぞ。

砂子曰、大佛寛永十二年起立、又云但唱は攝州多田の産にして、有馬の薬師に告し子と云、補云一書に但唱が事實を記せし者あり、告子の事は見へず、元佛工なり、事長き上憚ることも有れば、茲に記せずと、これ正しく前事を指て、憚ることありとす。

甲子夜話五十三

前に第五十二卷に、喜多院にて鐸を振るを禁することを云ふ、然るに又異聞あるは、天海僧正住職のとき、如何なる故にや、庭前に蛇出ること有れば、必ず食を與へらる、因て鐸を振て呼ときは、蛇即來る、是より歳霜を歴て、蛇漸々大くなり、出るときは、即護摩壇に及ぶ、然る故に、加持修法等のとき、鐸を振ること能はず、因て禁と爲すと云、茲を以て觀れば、火の禍あると云ふもの不審にして、蛇の爲に禁ること然る歟。

大師蛇ニ食ヲ與フ

甲子夜話六十四

高柳草庵は、年來東叡山に立ち入る者にて、かの王府の藏書を見し中、天海僧正手自ら書入れ有る左氏傳あり、これは僧正常に好んで、此書を見られしとぞ、其書入の旨は、譬へばこの陣は如是なる故に敗れり、云々せは勝なんなど、評せしとぞ、常人の所見とは殊にして、實地より見し故、かゝることならんと、前人語る、

大師左傳ヲ評ス

甲子夜話七十

神祖は常に御面を俛し給ひて、人と應對し給ひしと、天海僧正申上げ奉るは、君は天下の主にましませば、下に臨ませ給ふに、かゝる御容は御威望なきに候はん、冀くは御心ありたしと申ける、御答にさればとよ、前太閤の御前に在りしを忘れず、是が習と成りしよと仰ありしと、かゝる恭敬の御有様なりしことは、後は知らずやなりなんと、輪王寺宮安樂心院公延法親王御物語ありしと、其の近習勤

大師東照公ニ應對ノ姿勢ヲ改メンコトヲ勸ム

めたりし者の話を聞きぬ、又この宮の此のはなしは、慈眼大師より世々相傳の言とぞ、

甲子夜話續編一

大師ノ敏才

林叟曰、此頃一老人の物語に聞く、昔殿中にて家祖道春、天海僧正に邂逅せし時、今日は、何ごとにて出られしやと問、海答御札を奉るとて出たり、春晒て曰、御札は何の用ありやと、海即一首を朗吟す、

守るとも守るともなき小山田の徒ならぬ案山子也、

春も其敏才を賞せりとぞ、未聞の談なり、

落穂雜談一言集十九

後水尾院后宮は、台徳院様の姫君也、此御腹に皇女誕生まし、けるに、關東の御威勢を以、女帝位に付給ふ事、中院大納言通村本意なき事に思はれければ、自

中院通村
江戸ニ抑
留セラル

然と江戸に聞へて、大猷院様通村をにくませ給ふ、勅使として通村下向の時、御暇を不被下、東叡山に蟄居し給ふ、偏に流人の如く、いつ歸京といふ事もしれされは、京都より不便の事に思召、七首の御製を被下、通村一首に御返事被申上げる、

行方に身をはさそ、はて夜な／＼の袖の露そふ武藏野の月

通村家光
公ニ古今
傳授ヲ拒
ミ却テ歸
京ヲ許サ
ル

南光坊此歌を哀れに思ひて、御前を取なし、古今傳授被遊候はし可然と申上る、偏に通村か歸京の爲也、成程御傳授可被遊旨にて、南光坊を以、通村に被仰遣、通村承りて、公方の歌未古今傳授の位に至らず、古今傳授は時の權勢にてならざる事なり、存も不寄事なりと被申、南光興をさまし、無是非此段被申上ければ、甚御機嫌にて、通村尤也、傳授請ましき迎、則召て御暇被下ける、

大師幼時
ニ關スル
一説

信長公叡山攻の時、南光坊は十二三歳也、生捕となりて、諸僧と共に首を切らんとする時、切てのもの南光坊を見知り、和尚竝に慮外なる小僧めと、幕の外へなけ出したる故、命を助り、夫より諸國を修行して、天下の名僧とはなられける、此人一生涯かつをいはず、故に弟子共年を知らず、或時南光坊碁を打つて居られけるに、次の間より弟子の僧出て、奥州正宗病死被致候と云、南光坊大に驚扱々

慈眼大師關係史料雜纂下

甲子夜話續編、落穂雜談一言集

伊達政宗
ト大師

正宗病死と也、残念なる事よと、碁を打さしていわれける、相手正宗は幾つにて候やと尋ければ、年は不覺候、正宗七夜に、我等輝宗の宅江行たりしと被申ける、夫より年數をかそふれば、百歳餘にてせん化なり、一説に百三十歳とも申なり、東叡山清水の觀音ハ、主馬判官盛久か守本尊にて、刀尋段々壞の功德をあらハし給ふ、御佛也、此堂に海北友雪が書たる熊坂の繪馬あり、江戸第一の繪馬の由にて、此繪馬掛りし時は見物多かりしと也。

海北友雪
ノ繪馬

落穂雜談一言集追加五

中院通村
ノ剛直

中院通村卿武家傳奏の時、後水尾上皇御落飾の思召有りて、此事を關東へ沙汰せば、彼是と申すへし、沙汰なせそとて、其儘に御落飾有りける、其春通村卿年頭使にて關東へ下向有けるに、執政の面々、上皇御落飾の事は、いかにして注進なかりしやと問ふ、通村答て、此事申すと勅有し故と、有りしかは、執政重而何事によらず、禁中の事直に注進すへしとは、血判誓紙の趣にはあらずやと、難せしに、通村被申は、禁庭の官人なり、申すと有る事は、誓紙百千枚いたしたりとも、申

侍らすと、答へられしに、そ、將軍家の思召あしく、御對面もなく、其儘に留置れる、法皇殊に哀之思召、其秋の頃五首の御製を被下ける、

通村か關東の勘當を蒙りて、久敷東にと、まりけるに、讀て遣しける、

思ふより月は經にけりふる雨に見ぬはおほくの秋にやはあらぬ

秋風に袂の露もふる郷を忍ふもしすり亂れてやおもふ

いかにまた秋の夕部をなかむらんうきは數そふ旅のやとり

見る人の心の秋に武藏野も、姨捨山の月やすむらん

何事もみなよくなりぬとはかりを此秋風にはやも告こせ

通村卿も歌よみて奉られける、

入るかたに我をさそはて夜なくの袖の露そふ武藏野之月

此歌を、南光坊聞て感心の餘り、直に將軍家の御覽に入られけるに、大樹も殊に感し思召て、御對面有りて、歸京を許されけると也、通村卿和歌の道にかしこきのみならず、豪傑の質なりき、

大師ト通
村

披沙揀金附錄四

大師堀田
正盛ノ移
封ヲ勸ム

一大猷院様、南光坊へ上意被遊候は、權現様御咄に、何そ天下の御仕置の心得に
なり申候事の御咄は無之候哉と御尋被遊候、南光坊被申上候は、信濃の松本に
堀田加賀守を被召置候、如何様の事にて候哉、權現様上意にも松本は大事の處
上方方々へ手遣かた／＼大事の處ゆへ誰を置候と上意なり、加賀守は御側を
離さる可き者とは不被存候、如何様に思召候哉となり、如何にも加賀守義は、傍
を離すものに非すと上意なり、然は大事の處に、大將なくては何となり可申候
哉と、被申上候、加賀守殿は御次に承之、大事の處に、若輩者を被召置不可然と、
南光坊仰候かと、汗をかき居られ候へは右之通なり、間もなく佐倉に十五萬石
にて取替被仰付候へは、上の御爲にもよく、加賀殿爲にもよき事を仰候となり

大師長壽
ノ法ヲ殘
夢ニ聞ク

寛元
聞書

一南光坊長命に御座候に付て、大猷院様其方如何様にして、左様に長命に有之
やと、御尋被遊候、南光坊申上候は奥州に殘夢と申者、二百歳迄長命の者有之候

に承申候、井戸のはたにくこを植て置、此汁井戸に入る様にして其水を吞申候、
毎日梅干二つ、被下候、氣を樂に持、叶はさる儀をもかきのけ申候様に仕候、右
の通申候、故私も其通に仕候、別には何の覺えも御座なく候と申上候となり

寛元
聞書

披沙揀金附錄五

錢座ノ起
リ
大師ハ足
利義澄ノ
子ナリト
ノ説

錢座鳴海平藏元祖鳴海刑部賢勝、應永年中足利公方勝定院義持公御代、朝鮮國
より永樂錢三千貫文奉貢、是珍寶なりとて賞翫す、其後我朝にて、永樂錢鑄足被
仰付、此節於京都奉行職仕候、夫より四代刑部重則、法住院義澄公若君山野御開
山號慈眼
大御出家之後、不動院御住職被成候節、境内支配役に被仰付、相勤申候、其後水戸
へ罷出、佐竹家ノ扶助を請、浪々ニ罷在候、重則子治部重武浪々ニ罷、水戸に罷
在候、其子兵庫賢信浪々ニ罷、水戸に罷在候處、大僧正様ハ出府仕候様ニ被仰遣、
治部ハ老衰仕候ニ付、兵庫出府仕候へハ、先祖代々錢奉行職相勤候前功ニ罷、錢
造様可爲鍛鍊と被思召ニ付、寛永年中於芝網繩手新錢御用被仰付候由來之儀

慈眼大師關係史料雜纂下 披沙揀金附錄

家光公ノ
夢ノ判斷
ト新錢鑄
造

ハ、大猷院様御瑞夢被遊御覽候、御夢中之次第ハ、御城より南に當て、御居城替ル、此處より御歩ニ而被爲往との御夢、甚被爲懸御氣、春日局を以て、天海大僧正へ御考判被仰遣、大僧正御判釋之次第ハ、御城替るハ代替るなり、御步行ハ御兩足ニ而被爲往なり、右御營中之御儀ニ無之、萬物を調候代物と申儀なり、代物者錢なり、錢を兩足と申なり、國中を能走廻ると云儀を以、名付るなり、女語に御足と申故、實茂此故なり、又足袋を何寸といふを、何文と申儀此故なり、御夢之摠體金錢なり、新錢を被仰付候へハ、御治世之御代、益泰平ニ而、御子孫可爲御繁榮、御吉事との御判釋之次第被爲聞召、大ニ御感悅、御機嫌之餘り、土井大炊頭に被仰付、重而新錢之置字、將又吹座之場所、錢造鑄物師等、大僧正御心之儘たるへしとなり、右之上意を御請、東叡山之寺號と云、當時之年號と云、寛永通寶、末代不改之、可然吹座之儀、御瑞夢之方角ニ任、從御城南之方ニ當つて、場所御見立、芝網繩手にて、(今新錢座古名なり)此節土井大炊頭様へ被召出、新錢座棟梁本人に被仰付、則試錢百貫文鑄立奉差上候處、被備上覽、御機嫌宜、爲御褒美御樽肴御時服并金貳拾五兩拜領仕候、此節被下置候貳拾五兩者、錢百貫文の積ニ而、金壹兩之兩替被仰付候、其上諸國錢座爲司、寛永天下平等通用、重サ壹錢八分五厘なり、瑩出長錢壹貫文

寛永通寶

ニ、八百五拾匁錢廣メ可申旨、尤其節古錢御停止被仰付候段、被仰渡、從是段々相勤申候、錢吹候中、寛永十八辛巳年三月、御上御胎人之御祝儀、御目出度相濟候以後、御誕生之御用意、金錢銀錢御調法御用爲仰付候、但員數并祕法之御儀ニ御座候、天海大僧正御傳授被成下候、如左、

一 父錢金錢

貳拾八文

一 母錢銀錢

參拾六文

次ニ家頭錢

一金錢

五文錢

一 銀錢

壹萬五千文

右之通鑄立奉差上候、同八月三日若君様被爲遊御誕生、御目出度、爲御祝儀御時服黃金拜領仕候、正保二酉年四月廿三日若君様御年五歳ニ而、被爲遊御元服、奉稱大納言家綱公と、此御祝儀之節も、金銀錢被仰付、鑄立奉差上候、錢座鳴見平藏書上

披沙揀金附錄八

家光公ニ
天台ノ血
脈ヲ付ス

狩野探幽
ヲ繪所ニ
推選ス

大師ノ見
タル家康
公秀忠公
家光公

一大猷院様南光坊大僧正に、天台の血脈御聞なされたきとの上意なり、大僧正被申上は、天台宗に可被爲成との御判を被示候は、御相傳可仕となり、上意にはかほど御歸依の上、御別儀被成御座間敷となり、猶又被申上は、只今御判被下候は、となり、追ての儀の由上意にて、退座の砌、御送被成候に、大僧正杖にて招き被申により、御立寄せられ候へは、脇の御座敷に探幽繪書とて居申候、大僧正申上らるゝは、探幽は繪の名人にて候、繪所ニ被仰付候へとなり、上意には可被仰付となり、歸山以後御老中へ、右の御禮狀を進せらるゝに、探幽を繪所に可被仰付との上意、拙僧に至ても難有奉存との文意に、右筆認めければ、僧正御覽候て、此書様悪し損あり、可被仰付と書ときは、重テ被仰付たる時、又御禮を申さねばならぬなり、繪所に被仰付難有と可書、箇程の事は可知事なりと、申されけるとなり、寛元聞書

一南光坊大僧正御申候は、權現様は有爲無常御存なされ、台徳院様は御柔和に御座なされ候に、付物を申上よかりけれとも、當將軍家光公はかしこく御座なされ何事も申上にくきとなり、寛元聞書

南紀徳川史

六南龍公附録

養珠夫人○頼宣卿ノ生母阿萬之方

本遠寺靈寶解釋書

御衣七條珠數 是ノ御衣七條珠數等ハ開山日遠上人駿府御法難ノ節、御著用遊ハサレタル御品ナリ、○中略日遠念佛無間ヲ説キ罰セラレシナ 此時日遠上人感悅斜ならず喜び玉ふ、然れとも一端上意違背の罪あればとて自ら身延へ歸り給はすして、當山に安居を定め給ふ、是則ち當山開闢の所以なり、其後身延住職無之ニ付、天海僧正より權現公へ御伺ひ、日遠上人へ再住申付られ、其時に天海僧正より上人への書翰即ち是なり、○下略、本書大師書狀ヲ載セズ

天正日記附考

仙波喜多院 慈眼大師傳記天正十九年再興不動院、仰以延天海俾住院、慶長四年受權僧正豪海附屬、住仙波喜多院云々ト、大師傳、兩大師緣起、東國高僧傳、御

慈眼大師關係史料雜纂下 南紀徳川史、天正日記附考

大師ト日
遠

大師ノ不
動院喜多
院ニ住セ
シ年次

中臣祓抄
不動院隨
風

室歷代年譜ノ類ハ、皆此謬リヲ襲ヘルナリ、今天海兩院ニ住持セシ年月ヲ考フルニ、喜多院縁起ニ、天正十六戊子年初管此トアリ、不動院舊記ニハ、天正中從會津熊野堂入院、在住十七年トアリテ、其年月ヲ逸セリ、葦名記、四家合考等ニ据ルニ、盛重ノ常陸ニ走リシハ、十七年六月ノコナレハ、天海ヲ江戶崎ニ招キシハ、其七八月以後ニ在ルヘシ、然ルニ傳記ヲ選スルモノ、之ヲ詳究スル能ハス、遂ニ年次ノ錯亂ヲ致セルナリ、又按ニ、進藤夕翁手簡寄安積 滄泊ニ、嘗テ天海手書ノ中臣祓抄ヲ見シニ、其與書ニ檀那盛重之陣爲祈念書之、不動院隨風トアリト、又不動院ナル智證五大尊ノ裡書ニモ、醫王山法印大和尚隨風花押トアリ、蓋天海不動院ニ在リシ頃、別名ヲ隨風ト云ヘルナリ、是等ノ逸事ニ至テハ、傳記以下一モ舉クル所ナシ、其疎脱アルヲ乃如此ナリ、

從東叡山 慈眼大師書籍之目錄并一切經事書

- 一 山門文庫惣目錄
- 一 經論書籍
- 一 論義

經論書籍

一 見聞名目要文	一 戒書	四卷
一 記錄	一 神書	八卷
一 密書	一 真言	十二卷
一 法相	一 禪	卅八卷
一 淨土	一 儒書	壹卷
一 字書	一 醫書	四十二卷
經論書籍		
乾 一 法華經并開結紺紙金泥	拾卷	一同唐
一 同論	壹卷	一同科注
一 同科注愚問記	拾卷	一同義疏
一 同立贊	十卷	一同三宗相對抄
一 同秀句	五卷	一同略秀句
坤 一 三大部内立之十一不足	六十六卷	屯 一同井科文
一 法華要解	七卷	決 一同句解
一 同義決	十一卷	止 一同遊意
<small>玄五竹三文五記三止七 決十二文科三三三四 止科四三三四合四十 二卷</small>		

慈眼大師關係史料雜纂下

慈眼大師書籍之目錄

一同大意	壹卷	一同白珪集	壹卷
一同品釋	壹卷	一同五部書	壹卷
一同傳記	五卷	一同即身成佛義	一卷
一同音義	三卷	一同要文	十二卷
一同直談	二十卷	一同轍塵	十卷
一同日蓮書注	十五卷	一同助顯	五卷
一講演法華義	壹卷	需一乘要決	三卷
一同拾玉抄	五卷	一兩卷疏	二卷
一觀音玄	二卷	一五百問論	三卷
一五百問經略解	二卷	一塔中口決	壹卷
一註無量義經	壹卷	一普賢經科注	壹卷
一同記	二卷	一同抄	二卷
一天台法門名決集	壹卷	一維摩疏	十卷
一羅什註維摩	十卷	一涅槃疏	十五卷
一仁王經科注	三卷	一同疏	六卷

一同抄	二卷	一同影嚮卷	壹卷
一金剛經注	一卷	一同	三卷
一同	四卷	一同注解	一卷
一同開題	一卷	一圓覺經	壹卷
一同疏	三卷	一同略疏	四卷
一心經注	二卷	一同秘鍵	一卷
一同略釋	一卷	一同幽贊	一卷
一同增釋內第一不足	四卷	一同秘鍵抄	一卷
一孟蘭盆經新記	二卷	一十王經	十卷
一百喻經	一卷	訟一諸經要集	廿卷
一內典錄	十卷	一祕藏詮 <small>內第十二第十三ノ始少シ 第十六第十九不足</small>	廿卷
一大藏綱目指要錄	八卷	一大明釋教標目	二卷
一新請來目錄	壹卷	一大藏一覽集	十一卷
一西域記	六卷	一翻譯名義集	七卷
一釋氏要覽	三卷	一佛祖統紀	廿一卷

師一編年通論

師一編年通論	十五卷	一弘明	十四卷
一同唐	三卷	一廣弘明	十二卷
一金七十論	三卷	一破邪論	二卷
一金指目 <small>外第三不足</small>	三卷	一佛法金蕩 <small>(マ)</small>	四卷
一異端弁正	三卷	一起信論	壹卷
一同疏	四卷	一同筆削記	六卷
一三大部科文	十六卷	一同補註 <small>唐內第二第四第十三不足</small>	十四卷
一同鈞名目 <small>(鈞力)</small>	三卷	一尙直編尙理編	三卷
一三賢一致書	壹卷	一三聖本跡 <small>(マ)</small>	壹卷
比一寶地私記	三十卷	一玄義備檢	四卷
一文句籤難	四卷	一同私志記	十四卷
一同義續	六卷	一同諸品要義	二卷
一同格言	三卷	一同口傳抄	八卷
一同隨聞記	十三卷	一止觀搜要記 <small>小畜</small>	十卷
一同大意	壹卷	一同禪要	一卷

履

一同助覽	二卷	一同略決	一卷
一同統例	一卷	一同科節	一卷
一同坐禪義 <small>(マ)</small>	一卷	一同義例	一卷
一同義例隨釋	三卷	一同猪熊抄	二卷
一同定珍抄	二卷	一同見聞	二卷
一大乘止觀	二卷	一法苑珠林	百卷
一天台四教儀 <small>(マ)</small>	三卷	一諦觀四教儀	一卷
一同集註	三卷	一同抄	六卷
一同集解	六卷	一同集解要文	八卷
履一金碑論	一卷	一同注	一卷
一同顯性錄	四卷	一文心解	一卷
一指要鈔	一卷	一同根源抄	三卷
一往生要集	六卷	一同注	三卷
一同抄	四卷	一唐決	二卷
一牛頭決	一卷	一心地決	六卷

授決集	二卷	一 同談義日記	二卷
四教五時口決	一卷	一 一代決疑集	一卷
傳法顯密血脈抄	一卷	一 說法明眼論	一卷
十疑論	一卷	一 寂上義論	一卷
四念處	二卷	一 全肝	一卷
獨悟集	一卷	一 山家義苑	二卷
同緒餘集	三卷	一 守護章	一卷
依憑集	一卷	一 末法灯明記	九卷
本理大綱集	一卷	一 慈覺談義記	一卷
教時義	四卷	一 三界義	一卷
觀心略要集	一卷	一 都率記	一卷
北峯教義	一卷	一 法界次第	三卷
圓 <small>(マ)</small> 陀羅義集	一卷	一 要法文	二卷
禪門章抄	一卷	一 拂惑袖中策	二卷
正因果集	三卷	一 愚明教訓抄	八卷

論議

諸宗問答抄	一卷	一 三國傳通緣起	一卷
三藏表制集	二卷	一 如法手記	一卷
摧邪興正集	一卷	一 摧勝述記	一卷
摧邪輪	三卷	一 同莊嚴記	一卷
歸教儀	二卷		
論議			
秦			
一十軸抄	十卷	一 聞名集	一卷
夷希抄 <small>內第七不足</small>	七卷	一 毗沙門堂	七卷
肝要口決抄	廿卷	一 雜盟	八卷
真 <small>(珠力)</small> 拾抄	十卷	一 公問	五卷
日記	七卷	一 安鎮	六卷
關 <small>(御願決力)</small> 藝	十八卷	一 宗滿	一卷
廟上廟下	二卷	一 九十餘算文點口傳	一卷
小雙紙	三卷	一 直 <small>(マ)</small> 兼	一卷
十二帖	十二卷	一 一部目錄	壹卷

見聞名目要文

一 寂祕	一卷	一如影隨形抄	八卷
一 雜々抄	九卷	一 雜々見聞	十五卷
否人 一 義科抄 但目錄別三有	四百六十八卷		
見聞名目要文			
大有一 立義見聞	壹卷	一文句見聞	三卷
一 止觀見聞	二卷	一 性相見聞	三卷
一 後三教見聞	二卷	一 案立	六卷
一 教觀大綱見聞	一卷	一 十不二門見聞	一卷
一 心要見聞	一卷	一 同漢光	二卷
一 七帖見聞	七卷	一 藥師經見聞	一卷
一 地藏經見聞	一卷	一 懺法見聞	一卷
一 西谷名目	二卷	一 現圖名目	一卷
一 津金寺名目	二卷	一 綱目抄	四卷
一 恒覺要文	一卷	一 續綱目抄	二卷
一 法命集	十一卷	一 藏乘法數	一卷

戒書

戒書

一 七帖要文	七卷	一 六帖要文	六卷
一 鶴林抄	五卷	一 三百帖	二卷
一 同見聞	十卷	一 同抄	三卷
謙 一 梵網經開題	一卷	一 同直談	二卷
一 同古迹	二卷	一 同古迹補忘抄	十卷
一 隨機羯磨經	一卷	一 同科文	一卷
一 四分比丘戒本疏	二卷	一 同隨機羯磨	八卷
一 同讚宗記	二十卷	一 并戒義記	二卷
一 顯戒論	三卷	一 學生式	一卷
一 一心戒	一卷	一 一心妙戒抄	三卷
一 行事抄	四十二卷	一 同資持記	十六卷
一 表無表色章	二卷	一 同顯業	六卷
一 六物圖	一卷	一 同抄	三卷
一 淨心誠觀	二卷	一 金剛寶戒章	一卷

記錄

神書

豫

一 圓頓戒儀	一卷	一 同脈譜	一卷
一 同祕藏集	一卷	一 運心巡禮記	一卷
一 一向大乘寺興隆	一卷	一 大戒指南	一卷
一 戒珠抄	二卷	一 慈覺大師傳	壹卷
一 山門祕書記	一卷	一 同祕傳記	一卷
一 同堂社記錄	二卷	一 同要略記	一卷
一 三塔本尊安置記錄	一卷	一 根本中堂記錄	一卷
一 諸堂記錄	一卷	一 傳教記	一卷
一 叡岳要記	一卷	一 新日吉記	一卷
一 探題愚記	三卷	一 座主記	一卷
一 西宮記	廿二卷	一 太子傳	十三卷
一 同傳曆	二卷	一 禁裏仙洞名目	二卷
一 公事根源	二卷	一 三國傳記	十二卷

隨

一 舊事記	十卷	一 日本紀	十五卷
一 同纂疏	三卷	一 神代卷	二卷
一 同抄	三卷	一 同	七卷
一 同私抄	二卷	一 麗氣記	八卷
一 法曹至要	三卷	一 神道大意	一卷
一 同修記	一卷	一 同天地灌頂記	二卷
一 同灌頂修軌	一卷	一 同授者指南抄	一卷
一 同灌頂印信口決	一卷	一 同灌頂印信法	一卷
一 同灌頂私記	一卷	一 佛神一體灌頂	一卷
一 唯一神道	一卷	一 耀天記	一卷
一 豐葦原記	一卷	一 內侍所灌頂	一卷
一 神祇官私記	一卷	一 廿二社次第	一卷
一 伊勢傳記	一卷	一 太神宮寶記	一卷
一 宇佐宮緣起	一卷	一 同託宣集	七卷
一 諏訪緣起	一卷	一 山王緣起	一卷

一 山王密記	一卷	一 同祕記	一卷
一 同祕傳記	一卷	一 同審鎮記	一卷
一 同祭禮私記	一卷	一 同一心三觀相傳	一卷
一 同神道	一卷	一 同神道雜々	廿三卷
一 同百八社畫圖	十八枚	一 日吉山王記	一卷
一 同本記	一卷	一 山家要記目錄	一卷
一 同要略記	九卷	一 山門行道記	一卷
一 同巡禮法施	一卷	一 同護國緣起	一卷
一 山門諸堂緣起	一卷		
密書並真言			
一 帖決	十五卷	一 五鹿抄 ^(鹿力)	五卷
一 息心抄	十九卷	一 惣持抄 壬ノ卷不足	九卷
一 淺略抄	四卷	一 流傳抄	十卷
一 虛心記	一卷	一 淨地記	一卷
一 密宗聞書	一卷	一 密教次第	二卷

密書並真言

蠱

一 兩行毘囉次第	一卷	一 同見聞	二卷
一 密灌面授記	二卷	一 灌頂私見聞	一卷
一 兒灌頂私	一卷	一 了因	四十七卷
一 傳法灌頂	廿卷	一 同記	二卷
一 同聞書	五卷	一 延曆寺灌頂	一卷
一 法曼流灌頂私記	五卷	一 護摩口傳抄	二卷
一 十八道口傳抄	二卷	一 同面授口決抄	一卷
一 兩部曼陀羅抄	二卷	一 同明鏡抄	一卷
一 同要勘抄 內金ノ第一不足	十二卷	一 同問答抄	四卷
一 同私抄	一卷	一 同祕傳抄	一卷
一 同尊位抄	二卷	一 同圖抄	二卷
一 同現圖抄	十卷	一 兩部菩提心義	五卷
一 東寺流兩界行用	二卷	一 胎藏三密抄	五卷
一 同私	三卷	一 同口傳抄	三卷
一 同外部天衆	一卷	一 同問答沙汰	一卷

一行用	二百十二卷	一五韻譜	二卷
觀一三部祕經	十三卷	一同拔書	十五卷
一瑜祇經	一卷	一同口傳	二卷
一同抄	三卷	一同聞書	五卷
一同拾古抄	三卷	一瑜伽三摩地經	五卷
一釋摩訶衍論	十卷	一同鈎物	十三卷
一同三師釋	十五卷	一同私記	一卷
一他師破決抄	三卷	一蘇悉地經疏	七卷
一金剛頂經開題	一卷	一同聞書	三卷
一同抄	十卷	一同疏內一卷不足	七卷
囉哩一釋論開解抄	十八卷	一同聽抄	八卷
一同曼茶羅口決	一卷	一同流現證文	一卷
一同種子	一卷	一同祕決	一卷
一金剛界口傳抄	三卷	一同私記	一卷
一同種子	一卷	臨一阿婆縛	百卷

一 同第三重	十卷	一 同百條	十卷
一 同名目	二卷	一 同聞書	十卷
一 同抄	百五十卷	一 同決擇	十四卷
真 一 大日經義釋外第六不足	十五卷	一 同疏	廿卷
一 同抄	廿六卷	一 同指光抄	八卷
一 同開雲抄	十六卷	一 同爛脫抄	二卷
一 同供養次第	二卷	一 同住心品抄	一卷
一 同一部惣釋	一卷	一 同義釋搜決	十二卷
剝 一 同疏記妙印抄	八十卷	一 同第二聞書	廿四卷
一 同上下半抄	七十二卷	一 宗義決擇	廿二卷
一 遍明抄	廿卷	復 一 真言十卷疏	十卷
一 二教論研覈抄	三卷	一 同手鏡抄	一卷
一 同指光抄	二卷	一 吽字義抄	十卷
一 同聽抄	四卷	一 菩提心論	一卷
一 同鈔	十卷	一 同問題	二卷

一 同見聞	二 卷	一 聲字義問題	二 卷
一 同研心抄	十 卷	一 同鈔	十 卷
一 即身成佛義抄	九 卷	一 同私	三 卷
一 祕藏寶鑰鈔	卅 卷	一 同勘註	四 卷
一 祕藏記	一 卷	一 同私	一 卷
一 同私鈔	十 卷	一 同要門	十 卷
無妄性靈集	十 卷	一 同抄	十二 卷
一 同私	四 卷	一 三教指歸	二 卷
一 同抄	十 卷	一 同注	七 卷
一 同五卷疏	五 卷	一 同私記	二 卷
一 本母集	十八 卷	一 十住心論	十 卷
一 同私記	十二 卷	一 廣名目	六 卷
一 住心論衆毛抄	八 卷	大畜一隱遁抄	二十 卷
一 付法傳	二 卷	一 同抄	三 卷
一 八祖傳	十 卷	一 傳寶記	六 卷

一 開心抄	三 卷	一 付法纂要	一 卷
一 心月輪祕釋	一 卷	一 五輪九字祕釋	一 卷
一 二字義	一 卷	一 御遺告	一 卷
一 同釋疑抄	二 卷	一 愚案抄	二 卷
一 通用次第口決	二 卷	一 行法肝要抄	二 卷
一 勸劣短冊	二 卷	一 祕密最要抄	六 卷
一 滅罪生善集	二 卷	一 大師行狀記	十 卷
一 雜問答	一 卷	一 玉印抄	六 卷
一 文鏡祕府論	六 卷	一 金玉積傳集	二 卷
一 古筆抄	六 卷	一 悉曇字記	一 卷
一 同大底	一 卷	一 同聞書	六 卷
一 同決擇抄	五 卷	一 同聞書目安	二 卷
一 同論義	十九 卷	一 同私抄	三 卷
一 同建立抄	一 卷	一 同私抄	二 卷
一 同問題抄	二 卷	一 孝養集	三 卷

禪

頤

一楞嚴經	四卷	一同會解	六卷
一同薰聞記	五卷	一同可度籤	十卷
一同義疏	十卷	一同義疏釋要抄	六卷
一楞伽集注	四卷	一六祖壇經	一卷
一禪家六籍	十五卷	一普燈錄外十六十八不足	十四卷
一聯燈錄	十五卷	一廣燈錄	十卷
一續燈錄	廿四卷	一傳燈錄	十五卷
一續傳燈錄	四卷	一正燈錄	十四卷
一中峯錄	十卷	一虛堂語錄	七卷
一大明錄	五卷	一五燈會元	廿卷
一五燈機語	十二卷	一五燈法語	十二卷
一臨濟錄	一卷	一同抄	六卷
一四部錄	一卷	一同抄	一卷
一證道哥注	二卷	一雲門錄	三卷

咸

一羅湖野錄	二卷	離一宗鏡錄	卅卷
一同抄出	八卷	一碧岩錄	十卷
一同抄	十卷	一同書本	十卷
一大惠書	二卷	一同抄	四卷
一同普說	一卷	一同武庫	一卷
一禪林類聚	四卷	一圓悟心要	四卷
一江湖集注	二卷	一人天眼目	三卷
一禪義外文	二卷	一僧寶傳	三卷
一清規	二卷	一達磨血脈	一卷
一傳法正宗記	六卷	一佛祖宗派	一卷
一正宗贊	四卷	一禪宗正脈	一卷
一貞和集	二卷	一諸詮集	十卷
一六門集	一卷	一禪蒙求	二卷
一冥樞會要	三卷	一正法眼藏	三卷
一和泥合水	三卷	一傳心法要	六卷

慈眼大師關係史料雜纂下

慈眼大師書籍之目錄

法相

一 祖庭事苑	四卷	一 永平禪師語錄	一卷
一 大智禪師偈頌	一卷	一 雲臥紀談	二卷
一 夢中問答	三卷	一 佛通枯木	一卷
一 原人論	一卷	一 同抄	一卷
一 同發微錄	一卷	一 無門關	一卷
一 同抄	二卷	一 宗門統要	十卷
法相			
恒 一 唯識論	十卷	一 同抄	十五卷
一 同述記	廿卷	一 同了義燈	七卷
一 同聞書光胤	十一卷	一 同私記	六卷
一 同演祕	八卷	一 同掌中樞要	二卷
一 同三十頌	壹卷	一 同三十頌聞書	一卷
一 同段配	一卷	選 一 唯識義內第一第七不足	十卷
一 因明論	三卷	一 同疏抄	廿卷
一 同相違短釋	五卷	一 同四種相違私記	二卷

一 同短釋	一卷	一 同短釋私	六卷
一 同極凡抄	一卷	一 同大疏裏書	三卷
一 同十題抄	十二卷	一 同纂要	一卷
一 同義斷	一卷	一 同卅三過本作法	一卷
一 同卅三過私記	三卷	一 同明燈抄	十二卷
一 同四相違註釋	三卷	一 同入正理論	一卷
一 同抄	十卷	大壯 一 同本抄卷本	十六卷
一 因三不見抄外一卷不足	十八卷	一 同論議聞書	十一卷
一 本文抄	四十五卷	一 法相名目	十卷
一 同初學要集名目	一卷	一 同二卷名目	一卷
一 同應理圓實名目	一卷	一 同雙對名目	一卷
一 同大意抄	一卷	一 同論議	二卷
一 同二卷抄	一卷	一 同左府抄	一卷
一 同惠日論	四卷	一 同四分義	一卷
一 同爲々章	一卷	一 同大意抄	一卷

一同五重問答抄	一卷	一同要義	一卷
一同所立抄	二卷	一佛母問答抄	四卷
晉一百法問答抄	九卷	一觀心覺夢抄	五卷
一大小乘明鏡抄內第四不足	五卷	一同學抄	廿七卷
一略同學抄	二卷	一三論玄義	一卷
一五教章	三卷	一同纂釋	十九卷
一同問答抄	六卷	一法花抄	十七卷
明夷一俱舍論	十卷	一同抄	廿三卷
一同本頌	二卷	一同遁麟	十四卷
一同惠暉	六卷	一同愚聞記	十六卷
一同世間品尊實抄	四卷	一俱舍由來	一卷
一同序私	一卷	一同七十五法 <small>(私)</small>	一卷
一同七十五法見聞	一卷	一同正文	一卷
一同本却本見	一卷	一同破我品	一卷
一同減緣減行	一卷	一花嚴會釋內第七第十四不足	十四卷

日蓮

日蓮 (マ、以下同)

家人一日連書

四十壹卷

一同元祖略傳

一卷

一同八會章

一卷

一勝鬘寶屈(マ)

四卷

一辟支佛緣起

一卷

一雜々要文

三卷

一注畫讚

一卷

一諸宗日連書

一卷

一安國論

一卷

一觀心本尊抄

一卷

一破邪顯正記

五卷

一肝心要文

三卷

一日出台隱記

一卷

一柿葉

四卷

淨土

淨土

一三部圖經

四卷

一阿彌陀經科注

一卷

一同抄

一卷

一同略解

一卷

一無量壽經記

一卷

一同抄

七卷

一祕直談

三卷

一直談要注記

廿四卷

慈眼大師關係史料雜纂下

慈眼大師書籍之目錄

一 觀心往生論	一卷	一 淨土論	一卷
一 淨土論藏	一卷	一 同名目見聞	二卷
一 同或問	一卷	一 同宗要	五卷
一 法事讚私記	三卷	一 往生禮讚私記	二卷
一 同驗記	一卷	一 往生十因	一卷
一 觀念法門記	二卷	一 直牒	十卷
一 厭欣集	二卷	一 傳心抄	一卷
一 曉心抄	一卷	一 當麻曼陀羅注	十卷
一 同白記	十二卷	一 顯淨土教行證 <small>(信觀力)</small>	八卷
一 觀經傳通記	十五卷	一 傳通記糅抄	四十八卷
一 二藏義	卅卷	一 同見聞	八卷
一 選擇抄 <small>(集力)</small>	一卷	一 同口傳	二卷
一 同提舍	一卷	一 同傳弘決疑抄	五卷
一 徹選擇	二卷	一 同抄	一卷
一 三國傳通緣起	一卷	一 教相切紙	二卷

儒書

一 十王讚歎	一卷	一 瑞應傳	一卷
一 念佛大要	一卷	一 西方要決	一卷
一 注記見聞	八卷	一 安樂集	二卷
一 投機	一卷	一 徹心	一卷
一 疑問	二卷	一 銘心	二卷
一 好夢十因	一卷	一 觀佛阿彌陀法門	一卷
解 一 四書	八卷	一 同大全	貳拾卷
一 同蒙引	十九卷	一 大學衍義	廿卷
一 同纂要	八卷	一 同補	七十二卷
損 一 五經	十一卷	一 周易唐本	二卷
一 同古注	五卷	一 同傳義	八卷
一 同抄	六卷	一 詩經集註唐本	三卷
一 毛詩	十卷	一 東坡	廿六卷
一 詩格	十卷	一 山谷	十一卷

一 三體詩	三卷	一 錦繡段	一卷
一 同抄	五卷	一 續錦繡段	一卷
一 同抄	三卷	一 胡曾詩	一卷
一 蒙求	三卷	一 同抄	十卷
一 千字文	一卷	一 同註	二卷
一 管蠡抄	一卷	一 王澤不渴鈔	二卷
一 和漢朗詠	二卷	一 同集註	三卷
一 九千句	二卷	一 倭名鈔	十卷
一 古今事物三原	十卷	一 古文前集	三卷
一 同後集	二卷	一 同鈔	十三卷
夫 一 史記評林	五十卷	一 孔子通紀	四卷
一 同聖蹟圖	二卷	一 君臣圖像	二卷
一 入學圖	二卷	一 性理字義	二卷
一 孝經直解	一卷	一 老子經	一卷
一 元亨釋書	十五卷	一 拾芥	六卷

一 菅家文章	六卷	一 祥刑要覽	一卷
一 明心寶鑑	一卷	一 棠陰比事	一卷
一 同鈔	六卷	一 周書以下廿一史	六卷
一 前漢書	廿卷	一 後漢書	廿卷
一 魏書	廿四卷	一 宋書	廿卷
萃 一 宋史	百卷	升 一 南齊書	八卷
一 北齊書	六卷	一 元史	卅六卷
一 晉書	廿四卷	一 陳書	四卷
一 唐書	四十卷	一 南史	廿卷
一 北史	卅卷	井 一 隋書	廿卷
一 梁書	六卷	一 三國志	十二卷
一 遼史	八卷	一 金史	廿卷
一 五大史 ^(代カ)	六卷	一 史記以上廿一史	廿卷
一 一世說新語	四卷	一 鴻苞集	四十卷
一 朱子大全 ^{外四十二至五ヨリ六}	四十卷	一 卓吾續藏書	十八卷

慈眼大師關係史料雜纂下 慈眼大師書籍之目錄

一 李氏焚書	四卷	一 萬文一統	十六卷
一 地理一統	十卷	一 性理大全	卅卷
一 琅邪代醉	十二卷	一 人相編	十卷
一 古今源流	七卷	一 古今議論	十六卷
一 讀書後	四卷	一 三國志傳	廿卷
一 左國臆	三卷	一 注楚辭	六卷
一 居家必備	十二卷	一 五雜俎 <small>(組力)</small>	十卷
一 珊瑚古事	二卷	一 憲章類編	十六卷
一 遵生八牋	十六卷	一 廣輿記	十卷
一 文苑 <small>內廿一卷長之函入</small>	百一卷	一 文苑 <small>百一卷內八卷震箱入</small>	廿卷
一 皇明世法錄	八十卷	一 大明一統志	五十卷
一 八編類纂	百八卷	一 西遊記	十卷
一 林子	四十卷	一 曆代通載	七卷
一 諸經品節	十六卷	一 山海經	六卷
一 心經附注	二卷	一 格物全書	二卷

字書

一 列國傳	四卷	一 列仙傳	四卷
一 廣列仙傳	二卷	一 長生詮無生訣	一卷
一 僊佛奇踪	二卷	一 寂光境引	二卷
一 諸子玄言	十二卷	一 莊子	十卷
一 資治通鑑 <small>內目錄廿卷甲子會紀四卷釋文辨誤四卷</small>	百七十卷	一 宋元通鑑	四十卷
一 唐宋八大家	四十六卷	一 諸家文集	卅四卷
一 名公翰藻	四十卷	一 六家文選	卅卷
一 說類	十卷	一 金唐風雅	十卷
一 李太白詩	十一卷	一 草堂詩	三卷
一 啓蒙	六卷	一 天中記	五十卷
兌			
一 韻府	廿卷	一 韻會小補	十五卷
一 洪武正韻	十卷	一 五音韻海	十六卷
一 潤色韻學	六卷	一 海篇心鏡	十卷
一 鯖字海	十二卷	一 正韻詩押	八卷

慈眼大師關係史料雜纂下

慈眼大師書籍之目錄

慈眼大師全集 下

六八四

一 鰲頭玉篇	二 卷	一 漢玉	七 卷
一 薰蒙字會	一 卷	一 三重韻	一 卷
一 韻鏡	一 卷	一 同開齋	六 卷
一 同鈔	一 卷	一 下學	二 卷
漁 一 同文鐸	十一 卷	一 事文類聚	四十八 卷
一 同要玄	六十 卷	一 事文玉屑	十二 卷
一 五車韻瑞	卅六 卷		
醫書			
節 一 素問靈樞	十八 卷	一 萬病回春	八 卷
一 醫學正傳	八 卷	一 濟世全書	八 卷
一 全九集	七 卷	一 大成論	壹 卷
一 同抄	二 卷	一 難經	二 卷
一 同抄	二 卷	一 同圖	壹 卷
一 灸經	壹 卷	一 察病指南	壹 卷
一 格致	壹 卷	一 脈訣	壹 卷

乾坤屯蒙需訟師比小畜履泰否同人大有謙豫隨蠱臨觀噬嗑賁剝復無妄大畜頤
 大過坎離咸恆遯大壯晉明夷家人睽蹇解損益夬姤華升困井革鼎震艮漸歸妹豐
 旅巽兌渙節

以上六十函

墨付八十丁

這箇一切經一藏從一位右大臣源朝臣家綱公爲佛法興隆所於御寄附是實聰明
 叡智而掌於普天下所以皈依三寶恩惠僧徒也叡嶽之衆僧宜於感戴之將又國家
 安寧之祈願僧俗和睦之修法謹不可有廢怠兼又先師慈眼大師之學博古通今故
 內外之經典縑素之訓解无不於見聞之所及心力之所適求是矣偉哉多年積累之
 典籍不識幾萬卷文庫盡數而充屋宇矣吾師之遺告分與於家門欲便於後學以是
 他日集於碩學之徒而校正焉於多本之中撰於其好者以贈於叡岳爲重寶多少僧
 徒有大支則徧欲披閱雖於一卷之少看者不可忽焉每歲拂捨於紙魚若有篇帙之
 缺壞則就可補治者也

承應三 甲午歲六月吉辰

毗沙門堂前大僧正公海(花押)

將軍家綱
 公一切經
 藏ヲ比叡
 山ニ寄附
 ス
 大師蒐集
 ノ頁書ヲ
 比叡山ニ
 寄附ス

山家祖德撰目集下

慈眼尊者天海撰

真宗傳記

異部見文述記掟書一卷

(東叡山壽昌院藏本)

大日本校定大藏經緣起

寬永年間、大將軍德川家光公、令天海僧正刻活字大藏經、自寬永十年三月十七日始、至慶安四年三月十七日、歷十二年終其功、全部六千三百二十三卷、所印刷千四百五十三部云、其活字其經、今猶存於寬永寺、○上下略、寬永十年及慶安四年、誤レリ、上卷二四九頁參照、

活字大藏經ノ刊行

慈眼大師誕辰考

大師ノ父

新編風土記卷五十八、高田邑釋門ニ云、慈眼大師父ヲ船木道光ト云、按船木氏ノ系譜ニハ、父ヲ景光ト云ト有、寛文五年土地帳ニ、道光ト有、姓ニハ系譜ヲ用ヒ、名ハ土地帳ヲ用イラル、ト見ユ、清龍寺ノ文殊堂ニ祈テ、大師ヲ生リ、天文十七年朔旦ノ誕生ニテ、永祿三年龍興寺現住舜幸ヲ師トシ、十三歳ニテ剃髮シ、後天海僧正ト號ス、東照神君御歸依ノ僧ニテ、東叡山ヲ開キ、慈眼大師ト謚ス、以上ノ説、船木氏ノ系譜ニ因ル、又龍興寺ニ所藏船木氏ノ系譜ニ云、取天海僧正ハ享祿元戊子年正月朔日御降誕、十一歳而、天文七戊戌年大沼郡赤館莊高田天台宗道樹山玉泉院龍興寺舜幸法印御師範而以出家、此記船木氏ノ系譜ト異、委シク閱ルニ、享祿天文ノ年號、墨色本書ト異ニシテ、書モ亦不同、削リ落テ書キタルモノト見ユルハ、上野ノ傳記ニ、年代ヲ合セン爲、後ニ偽作セシ者歟、大將軍德川家康公隨身、崇葬日光山、又會津風土記、寛文六年左中將、人物ノ條ニ云、慈眼大師姓船木、諱天海、大沼郡高田人、永德年中從舜幸薙髮于同郡龍興寺、父ノ名ヲ掲ラレサル、又同書佛寺ノ條ニ云、龍興寺在高田邑、慈覺大師建、會津舊事雜考ニハ、嘉祥二年ノ記ニ出シ、龍興寺ノ緣起ニモ、嘉祥年中開基ト有レトモ、證ナキヲ以、年號ハ省レタル也、第二十九世舜幸時、慈眼大師薙髮于此、又同書實相寺ノ條、殘夢ノ記曰、取天文年中采住于此、略慈眼大師及松雪者、遇殘夢、殘夢好枸杞飯食之、大師亦喫之、與人語曰、殘夢長生不急事、而服枸杞飯故也、ト又書言字考、元祿十一年ノ上木、人倫部ニ云、南光坊ハ、奥州大沼郡高田之人、船木氏、諱天海、永德年中入于同郡龍興寺、後

殘夢

慈眼大師關係史料雜纂下

山家祖德撰集、大日本校定大藏經緣起、慈眼大師誕辰考 六八七

住于台嶺南光坊、寬永廿年十月二日寂、慶安元四月諡慈眼大師、今按從永德甲子、至寬永癸未二百歲、其餘年臘未詳、

按ニ此說前風土記ト粗同シフシテ、永德甲子トナストキハ、必據アルモト見ユ、然レトモ、甲子ト知ラズシテ、記シタルナ其儘出セシナルベシ、太平記吉野攻ノ段ニ、元弘三年トアレトモ、元弘二年四月二十八日改元アツテ、正慶ト改シ、然レトモ、元弘二年ニ改ルト有ノ類ヒズ、改元之記ニ、建武ハ元弘四年ニ改ムルト記シ、正慶モ又元弘二年ニ改ルト有ノ類ナリ、又此文ニ、拜幸ト云コトナク、永德年中龍興寺ニ入ルト計リアリテ、難髮ノコトナクテハ、得度ト云コトサマカナラス、大師ノ事ヲ書シタル證ニ、アル儘チカキタルナウニ見ユ、此ニツチ以テ見レバ、別ニ所見アルコトニシテ、風土記ナ用ユルニハアラザルベシ、夫風土記ノ書タル國ノ廣狹、道路ノ險易、土地ノ然、瀨戶口牛馬ノ數、貢賦多寡一何ソテ計ルヘキ書ナレハ、我邦官庫重祕書ニシテ、官人ト雖見コト能ハサルノ書ナリ、アルコトアリ、又大師末弟僧正胤海所著兩大師緣記延寶八年ニ、至天文年中始テキアラカナリ、積ルト云トキハ、廿五歲ト見ヘタリ、學功本山ニ登リ、修學功積テ神藏寺ニ住シ給フ、此文ニ因レハ、神藏寺ト見ヘタリ、學功ヨリ前ノ入山ニモ當ルヘキカ、又曰、信玄台教ヲウヤマヒ、大師講ヲツトメ玉フ云云、川中島合戦ニ、大師信玄ノ陣ニ入り、又蘆名修理、太夫盛高、俗類ノシタシミニヨリ、會津ニヨ玉フコト、諸書ニ出タリ、又蘆名修理、太夫盛高、俗類ノシタシミニヨリ、會津ニヨヒウケ稻荷堂ノ別當ニヲフセケル、盛高會津ヲオトサレ、常陸國江戸崎ト云所ニ移レルニ、友ナヒ給ヒシニ、其領分ニ不動院ト云舊寺アリシヲ、修造シテ住セ給フ云云、按盛高ハ會津四家合考、卷名ノ卷ニ、文安五年戊辰八月十七日生、永正十四年四月二十一日七十歲卒ト見ユ、又舊事雜考卷ノ五文、正元年乙酉ノ記ニ、三月十四日盛高會津ヲオトサレタル事實、東叡山開山記ニハ、天正十七年盛高ノ事タル人ナリ、又盛高會津ヲオトサレタル事實、東叡山開山記ニハ、天正十七年盛高ノ事

大師ト蘆名氏

トス、此說尤吉、盛高ハ英主ニシテ、文明十二年討テ高田氏ヲ亡シ、同十六年與磐瀨戰ツテ勝チ、明應三年竹森ノ城ヲ陷イレタル等ノ、有功ノ人ナレハ、常陸エ落ラレタルコトハ、嘗テナシ、盛高ヨリ盛滋、盛舜、盛興、盛隆、龜王丸ト繼キシカト、天正十四年龜王三歲ニシテ早世セラレ、國ニ主ナキヲ以テ、老臣議シテ、常陸ノ領主佐竹義重之子義廣、後改義重ヲ迎ヘテ、盛興ノ女ニ妻ハセ、會津ノ城主トス、義廣不肖ニシテ、常陸ヨリ具スル所ノ臣、事ヲ專ニスルヲ以、舊臣ト隙アリ、伊達正宗其内亂ニ乘シテ、天正十七年義廣ヲ討テ、大ニ是ヲ摺上原ニ破ル、義廣ツイニ黒川ヲ守ルコト能ハス、城ヲ捨、常陸ニ走ル、此時大師檀越ノ義ヲ重シ、義廣ヲ助ケテ、蘆ノ原越ヲ走ル、舊臣政宗ニ黨シテ、追フコト急ナリ、大師身ニ忍辱ノ鏡ヲ著シ、眼ヲイカラシ、牙ヲカミ、理ヲ責テ、大ニ敵ヲ罵ル、逆徒其威ニ恐レテ退、義廣事ナク、常陸ニ至ラレタルノ説、會津四家合考ニ見エタリ、其外野史ニ、盛高會津ヲオトサルト云ハ、此時ノコトヲ誤ルナルヘシ、然ルトキハ、盛高ト盛重ト二人ヲ混シテ、記サレタルハ、傳ル者ノ誤レルカ、將胤海ノ書キ誤レルカ、二ツノ内ナルヘシ、東叡山開山傳記ニ云、釋天海大僧正、姓三浦爲通、蘆名氏ノ系譜ヲ按スルニ、爲通ハ平氏高望王ノ曾孫ナリ、之末、蘆名盛氏之系族、與城會津之人也、取近隣有靈場、謂之稻荷堂、天正ノ末大師稻荷堂ノ別當ニナ

慈眼大師關係史料雜纂下 慈眼大師誕辰考

ラレタルヲ以、俗人師跡ト心得、ア、竟投稻荷堂別當辨譽、年逮十有一、雜染受戒早稟
 ヤマリツタヘタルモノナルヘシ、竟投稻荷堂別當辨譽、年逮十有一、雜染受戒早稟
 台密云云、又青年十四確乎發、修道之心、蚤催行裝、其姿儀負笈振錫、沙門幟幟古風
 甚高云云、又云、天文年中初登叡山、入神藏寺實全上人室云云、〔緣起ニハ、神藏寺ニ、
 實全上人ニマミエ、教觀ノ深旨ヲ、又云、同廿年入三井淨利、學俱舍性相等於勸學院
 受クトミユ、何レカ是非ヲシラス、〕尊實云云、又云、弘治年中在南都窮日本紀於異域林和靖遠孫成重云云、又云、同年
 間寓居于興福寺、厚志法相三論、于時永祿元年、聞慈母嬰疾病、心慮不安、寄省親之思
 於萬里東、仍早發南都、還興城、〔興城トハ、何レノ地ニヤ、難知、奉見慈母於不豫之枕席、
 興城ト有ツテモ、解カタシ、〕不勝激切懸倚之至、要雖然者年之後、病相荐侵、此故時至而夢逝矣、龍興寺境內在
 龍興寺ノ墓、銘曰、船木兵部少輔景光者、三浦氏爲通之末子、蓋名盛氏公內室ノ弟、船木系族、二本松左馬助吉照之
 二男、二本松右京之助吉繼之子也、云、蓋名盛氏公內室ノ弟、船木系族、二本松左馬助吉照之
 二海父也、天文九年七月朔日、末子ト有リ、是傳記ノ說ニ合セントテ、作リタルト見エ、傳記
 二三浦氏爲通ノ末子トアルヲ、末子ト心得、又盛氏ノ系族ト有ルニヨリ、野史ノ見エ、傳記
 室、船木輝景ノ便リテ、作リタルナリ、又此墓ニ竝ニ一碑有リ、銘ニ曰、船木兵部少輔景光
 記、船木輝景ノ息女、釋天海母也、永祿二年亥三月十七日、有、是又上ノ慈母ノ病ニカ、
 ヒタル古事ヲ、作設ケタルト云ニ、龍興寺ハ、慈覺大師開創ノ舊跡ニテ、古來灌頂ノ密室ト
 見ユ、殊ニ東叡山、大師得度ノ靈場ナレトモ、寛永已後、持再建之事ヲ、慈訴スト、雖慈眼大
 意顯ニモ、及フヘキ、實寺トナリタルヲ、歎キ、數代ノ住持、再建之事ヲ、慈訴スト、雖慈眼大
 謀事、實傳記ニ、證ナキヲ、以テ、時ノ役者、信スルコトナク、其事ノナラサルニ在、是ナシ、
 錄ニ再興ヲ、謀サルハ、誠意ニ非ス、シテ、何ソヤ、凡關東ノ諸州、大師因緣、聊ノモアルコトナキ、
 師事、實傳記ニ、證ナキヲ、以テ、時ノ役者、信スルコトナク、其事ノナラサルニ在、是ナシ、

船木景光ノ墓銘

龍興寺ト大師ノ父母ノ墓

而已ニアラス、既ニ退轉ニ及ハントスルヲ見テ、如何ソ是ヲ憂ヒ、歎カサル者アラシヤ、
 況ヤ其住持ニ於テ、若シハ、家ニ有ルノ人、是ヲ歎ク心ナク、憂ヒ、歎カサル者アラシヤ、
 シ、サレバ、大師モ人、意ニ助ルコトナシ、何ソ是ヲ歎ク心ナク、憂ヒ、歎カサル者アラシヤ、
 訴フ、凡レトモ、人、意ニ助ルコトナシ、何ソ是ヲ歎ク心ナク、憂ヒ、歎カサル者アラシヤ、
 失ナリ、凡レトモ、人、意ニ助ルコトナシ、何ソ是ヲ歎ク心ナク、憂ヒ、歎カサル者アラシヤ、
 へシ、作者、國司ニ謀ラス、唯口禱ニ取テ、記ス、然レトモ、正ス、是、他ニ非ス、傳記ヲ止マ、
 憐ム、則一、言衆言ヲヒク、ノ類ナラシカ、予今此、偽作ヲ正ス、及、ンテ、類ニ、偽作、者、ノ志ヲ
 述テ、偽作者ノ罪ヲ贖フ、ノ理ヲ、又云、再要登叡岳、雖然、元龜二年、嬰兵燹、而玉堂金社如
 山之壓卵、拂痕而磨滅而已、加旃、滿山之學徒、或切害、或分散、就中滿藏院亮信、正覺
 院豪盛等、引誘群僧、而到甲陽、太守武田信玄之麾下、〔取、乃鍾東關所化三百口、以刷
 要、〕論談之法席、〔取、天海亦入此會、位丁中臘、〕要、于時天海中、講師之闢、〔取、天海神氣不動、
 要、〕堂々乎登高座、振傾瀦之辨、顯倒岳之機、問難往覆、恰如環之無端、〔取、信玄聞師之秀
 要、〕發、渥遇不常、歸依益重、雖然、會津城主盛高遣使、堅請海師曰、今雖分縑素之貌、元是
 一家之系族也、仰願還降誕之地、予慰父母之冥靈、竝度吾徒之迷津、仍去甲陽、還會
 津、〔取、海師於本邦而司稻荷堂別當職、盛高嘔喻而歸敬、再興郭內稻荷之社頭、竝改
 要、〕藍宇樓閣、以竭美麗、加瞻仰、盛高之猶子、盛重弱冠而繼其家業、天正十七年、伊達政
 宗運計策於盛重之家臣某等、〔取、窺他暇隙、而攻入本城、〕要、率盛重并一族、忽欲退去
 白川、逆心凶徒、乘勝而追北、盛重身命殆若懸絲、海師亦如累卵、雖然、自若而苟不變

傳記緣起
ニ於ケル
盛高盛重
ノ錯誤

節、内觀三寶擁護之法幢、外現嗔恚之假相、恣揚雄音曰、汝等凶徒爲小慾企大道、流惡名於子孫之末、人若不罰、天何許之、加旃若魂魄於身後之責者必矣、吾雖現沙門之貌、不捨系族、不忘檀恩、只要死于義而已、凶徒聞此忠言、而卓墜身毛、戰栗慚愧、皆自退ト見エテ、盛高ノ招ニ應シテ會津ニ還ラレタルコトハ、胤海ノ説ト同シク、常陸エオトサレタル説ハ、盛重トス、コレハ前ニモ引如ク、我邦ノ諸史ニモ叶ヒタル説ニテ、事實尤モヨシ、然レトモ盛高ハ前ニモ記スル如ク、信玄未生之時ノ人ナルヲ、盛重ニ竝ヘテ書レタルハ、甚粗ト云ヘシ、傳記ハ慶安三年ノ撰、（和カ）緣記ハ延寶八年ナレハ、傳記ヨリ三十年後ノ撰ナリ、然ルトキハ、傳記ヲ訂正シテ書ルヘキ事ナルヲ、返テ傳記ノ説ヲモ取違ヒテ、書レシハ、遺憾ノコト也、又盛重ヲ盛高ノ猶子ト書レタルハ、前ニモ註スル如クニテ、尤非ナリ、亦盛高ヲ盛隆ト訓同シキヲ以、字ヲ誤レル説トナシテモ、事實又相違ナリ、蘆名氏ノ系譜、及ヒ四家合考等ノ諸書ヲ按スルニ、盛隆ハ岩瀬郡須賀川ノ城主二階堂盛義ノ子ニシテ、天正七年蘆名ノ養子トナリ、同十二年家臣大庭三左衛門カ爲ニ弑セラル、ト見エタレハ、是又年曆ニモ合ス、緣記ニ修理大夫盛高ト書シタルハ、文安五年ニ生レタル盛高ニ相違ナシ、盛隆ハ三浦之介ト云シ人ナレハ、嘗テ別人ナリ、然ルト

會津風土
記ノ説

キハ、文正永正之間ニ、盛高大師ヲ招レタルコト有シヲ、口碑ニ語り傳エ、其説ヲトツテ、大師ノ高壽ヲ知ラス、誤リニ記サレタルト見エタリ、然レトモ傳記緣記共ニ盛高ノ名ヲ存スルハ、實ニ風土記ノ年曆、正シキ所以ヲ知ルノ一證ナリ、傳記ニ又曰、初天正五年辭甲陽、而趣會津次掛錫於世良田長樂寺云云、此説ニヨル時ハ、初甲州ニテ大師講師ヲ勤メラレシハ、天正五年ト見エタリ、信玄ハ天正元年ノ卒去、勝頼長篠ノ敗ハ、天正三年ナリ、年號ヲ取ル時ハ、勝頼ニシテ、信玄ニ非ス、事ヲ取ルトキハ、信玄ニシテ、年曆天正ニ非ス、是等ノ一二ヲ見ルニモ傳記ノ事實甚信シカタシ、我寛文風土記ノ如キハ、事實ヲ神社佛閣ノ卷書舊牒ニ探リ、又佛像經卷神器佛具ノ成銘ニ考エ、口碑ヲ正シテ、又此ヲ高田伊佐須美ノ年代記、塔寺八幡ノ長帳年日記、同所全塔山ノ略記、小川庄如法寺ノ年契等ノ、其時々筆記スル所ノ書ト照シ合セ、猶疑シキヲ闕テ、清撰セラレ、作者又古今傑出ノ賢侯、何ヲ故ナク、大師之得度ヲ永徳トシテ、世ノ説ト百五十年餘違エル事實ヲ記シ玉フヘキヤ、尤正シキ證アルコト、予カ言ヲ待スシテ明ナリ、然レトモ予永徳ノ年號、何ノ證ニ因リ玉ヒシト云コトヲ知ラサレハ、人ニ説クコト能ハス、思フニ、風土記編集ノ始、廣ク文書ノ衆美ヲ集メ正サレ、尙又山崎闇齋、吉川惟足、服部

安休、向井吉重以下和漢ノ巨儒博覽ノ人々ト、其是非ヲ討論セラレ、編集功ヲ終給ヒシ書ナレハ、其時證書ニ用ヒ玉ヒシ事實ノ案書トモハ、必官庫ノ内ニハ在ヘキナレトモ、是ヲ糺シテ、其事ヲ詳ニセント願ヘトモ、今此事ヲ知レル人、絶テナケレハ、諮問スルニ由ナク、數年心ニカケテ、折ニフレツ、大師ノ事跡ヲ見タルコトハ、書記シ、又古老ニ聞タルコトノ、慥ナリト思フ程ノコトハ、慢リニカイツメ置タルニ、或好書家ノ日光ヨリ頼レタリトテ、予ニ大師ノ事實ヲ尋ネタルニ、送ルヘキト約シテ、程ヘテ取集メ、人ヲシテ、送リケルカ、其時ユケル人ノ何地ニ失ヒケン、好人ニハ届ケサリケルヲ、事ニ紛レテ、二トセ三年モ知ラスシテ過行ヌルニ、好人ニ逢テ初テ失ヒタルコトヲ聞キテハ、悔ノ八千度モ甲斐ナク、好人ニヤリテハ、我モトニアルヨリハ、猶慥ナル事ニ思ヒシヨリ、一事モ覺エス、成タレハ、如何トモ詮スヘナクテ、十年餘リヲ過セシニ、去年ノ春、大師未タ幼クマシ、ケル頃、浮目ト云ル所ヨリ、感得マシ、ケル觀音ノコトニテ、ユクリナク、船木氏ノ系譜ヲ持來ルヲ見テ、心付タルコトノイテ來ニケリ、ヨリテ思フニ、古ノ人ハ簡易朴素ニシテ、用アルコトサヘ、筆記スル者甚稀ク、偶筆記スル中ニハ、確説モ有レトモ、當世穿鑿家ノ密ナルカ如クニハ非ス、先ハ簡ニシテ解シ難

船木氏ノ系譜

キモノ多シ、偶密ニ書タル物モ、不吟味ナルコト多ク、虛實ハ半ニ信シ難キ類ノミナリ、學者ノ書キ物サヘ如此ナレハ、中古ナヘテノ人書タルハ、更ニモイハス、サレハ大師ノ事蹟ナト、慥ニ書ケルモノモナク、徒ニ好事者流ノ事實ニモ涉ラテ、謾リニ大師ノ事ヲ略記シ、一枚摺様ノ梓ニシテ、世ニヒロメタルモノ、或ハ又大師ノ略縁起ナト云僞書、又ハ蘆名由來記ナト云ヘル、事實年曆ニモ涉ラス書キタル俗書ニ欺カレ、是ヲ正史トシテ、我正シキ系譜ノ夫レニ合セテ、年曆大ニ違エルヲ怪シム類ハ、スヘテ不學ノ人ノ心ナレハ、世事賢キ智惠ノ巧ミニ、大師降誕ノ年號ヲ僞作シ、新ニ系譜ヲ書キ替タルモノト見ユ、サレト子孫ノ次第ニ、繼キ來ル系脈ハ、譬大師ノ俗縁ニ誇ントテ、削ルヘキ様モナク、マタ歷代ノ年曆ニ合ハヌコトニハ、心モツカテ、只大師ノ所計リエ書入レタルカ、此二ツノ内ナルヘシト思ヒ定メテ、考ルニ、系脈ヲ改メス、其儘ニ記シ置タル所ヨリ、予カ思フ所ニ、考得タルハ、是誠ノ覆フヘカラサル天地ノ正理、疑フコトナカルヘシ、ヨツテ船木氏ノ系脈ヲ、左ニ略記シテ、其考證ノ實ヲ顯ス、可惜ハ初數年ノ間ニ書タル證ニモ成ルヘキ事ヲ、爰ニ揚ルコト不能コトヲ、

正恒 船木兵庫亮前尼利氏屬、後宮方ニ成、
奥州會津來、高田ニ住、蘆名盛員住、

輝定 蜂屋刑部此人、近江國住人、母方伯父蜂屋內藏人家系養子、後改將、監定
家、宮方屬、浪漂後、奥州二本松下向、終討死、此二男左馬介義行、於二本松
戸田氏住、子孫二本松ニ在、

輝國 船木善次、輝景近、景光 同兵庫改、
高田住、兵部少輔

僧天海大僧正誕生、文殊大士祈誓、天文十七戊申年正月朔日降誕、十三年而永祿庚

申大沼郡赤館庄高田天台宗道樹山玉泉院龍興寺舜幸法印師範而以
出家、後大將軍家康公ニ隨身、崇日光山、

景信 船木 義保 同五郎 義純 同軍 惟高 同宮 勝秀 同善
藤内 左衛門 人介 内 次

國信 同善 景義 繼殿 船木主水 天正十八年浪人而會津高田住、龍興寺過去、
藏 允 帳ヲ按スルニ寛永七庚午卒スト見エタリ、

某同宗八郎、天正十八年浪人、子孫民間降、會津在、

某同高田右京、右同斷、

右ニ出ス所ノ、正恒蘆名盛員ニ仕ルト在ヲ以、考ルニ盛員ハ、永仁四年丙申ノ生
ニシテ、建武二年八月十七日、相州片瀨川ニテ戰死セラレタル人也、蘆名系譜及
舊事雜記ニ

大師降誕
ノ年ニツ
イテノ説

詳ナ 然ルトキハ、正恒盛員ニ仕ル年曆、建武二年ヨリ前也、是ヲ建武元年トシテ、
大師ノ降誕天文十七年迄ノ年曆、二百十五年也、前後ヲ半世トシ、正恒ヨリ景光
迄三代トシテ、算スレハ、一代七十年餘リナリ、更ニ數ニ叶ハス、又大師降誕天文
十七年ヨリ、主水天正十八年浪人スル迄ノ年曆四十二年、大師ノ父景光ヨリ、主
水ニ至テ十代也、四十三年ヲ九代ニ配シテ、一代五年ニ不滿、人ニヨリ不同ナル
コトアレトモ、五年ニ不滿、一代ハ更ニナキ事也、是ヲ風土記ノ説ニヨツテ、永徳
トシ、干支ハ書言考ニ甲子ト有ルヲ用ヒテ、大師ノ得度ヲ永徳四年トシ、歳ハ傳
記ノ十一歳ヲ用ヒテ、誕辰ヲ考フレハ、應安七年ノ降誕也、天正十八年ニ至テ二
百十七年也、是ヲ景光ヨリ主水迄十代ノ内、前後ヲ半世トシテ、九代配シテ、算用
スレハ、一代ノ年曆二十四年有、奇ナリ、然ル時ハ數代ノ中ニ、長短ノ命等シカラ
サル者在ト雖、概スルニ、其算人ノ一世ニ配シテ違フコトナシ、是風土記ニ永徳
ト有ル所ニ照シテ、確タル明證ナリ、又前ニ記スル蘆名修理太夫盛高ノ招レタ
ルト云ヲ取テ、二ツノ證トシ、又書言字考ハ、風土記越同シテ、永徳甲子ト顯ハニ
記シ、又同郡龍興寺入ト書シテ、舜幸ト難髮ト云事ヲ書セサレハ、得度トハ見エ
ス、住持ノ如クニ聞エテ、瞭然タルコトナシ、然ルトキハ外ニ證書有テ、其書ル儘

船木氏ノ系譜ニ後ノ改作アリ

ニ記シタルモノニ歸セリ、是三ツノ證也、又我土津大明神ハ、徳高ク學廣ク賢君ヨク世ノ人知ル所、殊ニ國家補職ノ柱礎ニ在テ、何ソ無稽ノコトヲ以、後世ニ殘シ玉ハンヤ、是四ツノ證ナリ、又大明神ハ慶長十六年之降誕ニシテ、大師歸寂ノ年ニ當テ、壽算三十三歳、然ルトキハ大師ニ親シク交リ給フノ君ナリ、是其證五ツ、予是以大師ノ誕辰ヲ考フルニ至ル、是併予カ知ノ致ス所ニ非ス、抑大師ハ世ノ所謂知識ト云ルノ類ニ非ス、表ニ圓頓ノ義ヲ立ルト雖、内ニハ竊ニ撥亂ノ機ヲ抱キ、神祖ヲ助ケテ、昇平ヲ久シキニ致シ、又ヨク氣ヲ修メテ、靈壽三百ヲ保ツ、是古今ノ苾芻ニ超過スル所、錫ヲ振ツテ木像ト語り、杖ヲ立テ空ニ座セルカ如キ、瑣末タル玩事ヲ成シテ、細行ヲ慊トスル輩ノ企及フヘキニ非ス、實ニ是ヲ權化ト云ヘシ、然ルヲ世ノ人凡テ其コトヲ知ラスシテ、事實ヲ違エルヲ憤リ、又我大明神ノ正史ヲ、人ノ不取コトヲ排スルト、此二ツノナス所ナリ、思フニ應安七年ヨリ寛永廿年ニ至テ、二百七十年是大師ノ靈壽中ラスト雖、遠カラサルヘシ、一船木氏ノ系譜ハ、曹珍ヲ始祖トシ、年曆ハ承平ヲ以テ始トシ、寛永三年善次郎誕生ニ終ル、其中間年號事蹟ヲ載スル者甚少シ、予按フニ主水ヨリ以下、諱ヲ書セサルヲ以見レハ、景通迄ハ繼テ系脈ヲシルシ置タレト、其後ハ中絶シテ、

大師蘆名氏ヲ稱スルハ姓ヲ借りタルモノナラントノ説

久シク書セサル物ト見エタリ、然ルトキハ大師ヲハ、僧何某トノミ記シ置テ生年ハ元ヨリ書セサルヘシ、唯大師ノ生年ノミ書シテ、十代ノ中三人モ生年ヲ書スコトハナキ筈也、コレヲ以テ思フニ、大師ノ尊貴高名ナルヲ以テ、後ニ野史ヨリ取テ、事實ヲ作り、別ニ系譜ヲ改メ作りシナルヘキカ、何レニスルモ前後ヲ合セ算スルニ、初メヨリ年曆ニ相違ナケレハ、後ニ作りタル者トハ見エス、首尾トモニ僞作セシモノナラハ、四十三年ニ九代、又二百十五年ニ三代ニハ作ラヌ筈也、是ヲ以テ其實ハ實ニシテ、其虛ハ虚ナルコトヲ知レリ、一傳記ニ、姓ハ三浦氏、蘆名ノ系族トアルハ、大師僧官ノ經歷ニ當テ、庶人ノ子ヲ以テ任スルコト能ハス、蘆名ノ姓ヲ借ラレタルヲ傳タルナルヘシ、當代ニモ多クアルコト也、又古我會津ニ見エタル例ハ、兼裁及ヒ笈州也、兼裁ハ風土記ニ云、耶麻郡小平瀨人、取從宗祇習學、祇欲讓其職、朝廷擇姓、裁不知姓、請之蘆名盛舜、盛舜許之、稱蘆名、遂爲連歌之宗匠、取笈州ハ舊事雜考卷之七、永祿元年記ニ云、洛陽百萬遍知恩寺ノ住、笈州來會津也、是稻河ノ庄青木邑、生江山城之家ノ一奴婢ノ子也、生江氏沒後、爲邑正徳寺僧、長而入洛住知恩寺、時太上帝令州說法於禁裏、勅問於族胤、答曰蘆名氏族也、故爲謝其恩、來謁于盛氏云云ト見エ

タレハ、大師天正年中以下、僧官ニ任セラレ、トキ、蘆名氏ヲ借り玉ヒシコトヲ傳ヘタルナルヘシ、甲越信戰錄ニ、大師ハ足利義澄ノ末子、母ハ會津住陸奥守盛高ノ娘、永正七年誕生有シカ、同八年義澄公薨去ニ付、母ト俱ニ奥州會津ニ下リ、母方ノ氏ヲ取テ、平氏ト稱ストナト見エタルハ、時實甚違ヒタル説ナレト、盛高ノ系族ト云ヘルコトハ、世ノ傳エナレハコソ、書ケルコト、見ユ、然ルトキハ、是等モ三浦氏ヲ盛高ニ借り玉ヒタル一證ナルヘシ、

一 胤海ノ縁起ニ、云慈眼大師諱天海、陸奥國會津郡高田ノ郷ニテ生レ給ヒ、蘆名修理大夫平盛高ノ一族トナン、又將軍義澄ノ末ノ御子トイヘル人モ侍リ、海師イマスカ内、俗氏ノ事、人ノトヒシカト、氏姓モ行年モワスレテ、イサシラス、一度空門ニ入ヌレハ、ナニニモアレ、シリテヨシナシトテ、ノ給ハサリケレハ、其實シリカタシト、出サレタルハ、師弟ノ親キ中ナレハ、オホロケナルコトニハ、不可在、然ルトキハ、俗人野史ノ傳フル所ニヨリテ、誤レルモノニシテ強テ答ムヘキニモ非サルカ、

一 予此考ヲ編スルノ日、伊佐須美ノ長官伊豫守惟光ノ祖父、輝國ノ傍註ヲ私ニ記シテ、俗稱ヲ道光ト云ト在ヲ以、考ルニ、寛文五年ノ土地帳ハ、船木ノ子孫ニ

正シテ、道光ト書スル所、又新編風土記編集ノ時ハ、船木ノ系譜ヲ出シ、又土地帳ノ名ヲモ書出セシヲ、彼是正シテ成レル事ト見エタレト、凡テ船木ノ系譜ヲ以、書レタルモノニシテ、名ヲノミ、景光ヲ道光ト改メラレタルハ、由アルヘキコトナリ、其上惟一則ハ、祕書ヲ探ルノ僻アリテ、是カ爲ニハ千里ヲ遠トセサル人ナレハ、必所見有ンコトヲ察シテ、書ヲ送テ尋ネケレハ、其夜予亭ニ來テ談論セシニ、今其所記ノ意ヲ失セリト云フニ、一トシホ本意ナク覺エシ、此道光若眞ニ輝國ニシテ、輝國又大師ノ父ナル時ハ、亦ヨク年歴ニ合フヘシ、惟一則今忘レタレトモ、元其説アルコトナレハ、尙追考ヲナサント欲ス、是以按ニ、寛文風土記ノ大師ノ父ノ名ヲ省カレタルハ、故アルコトナルヘシ、

一 予去年船木氏ノ系譜ヲ見ルノ日、此考ヲ著セント思ヘトモ、前ニ云ヘル文書ヲ失テ、急ニ筆ヲ起スコト能ハス、殊ニ家嚴ノ病日々ニ迫リ、中夏末ヨリ衰麻身ニ在ツテ、心身疲勞シ、更ニ他事ヲ思フコトナク、期年ノ後猶耄スルカ、荏苒トシテ初冬ノ今ニ至ル、然ルニ或人予カ蚌廬ヲ叩テ、此考ヲ記セヨト云、予前ノコトヲ以テ固辭ス、客ノ曰、今日若不書ハ、必ス足下ノ功ヲ空フスルコト有ラント、強カチニ責テ止マス、是以予竟ニ辭スルコトヲ得ス、筆ヲ把テ即日稿

ヲ脱シヌ、然リ思フ、才微ニ學淺ク、加フルニ事ノ急ナルヲ以テス、是以予カ意ヲ盡スコト能ハス、見ル人其短ヲ捨テ、其實ヲ採ルコト有ラハ、大師ノ誕辰ヲ考ルニ至テ、少シク補アラント云爾、

天保十己亥十月廿五日

會陽處人博山誌○田中博山

天保己亥十月二十五日ノ午後ニ、龍興寺五十一世ノ主甚雄急カハシク、令書ヲ携來ル、寅年慈眼大師二百回忌ニ當リ、大法會有ヘキニ就テ、慈眼堂ノ別當眞如院ニテ、今年大師ノ年譜ヲ選ハル爲ニ、大師ノ縁アル所ニハ、其巨細ヲ上書スヘキ旨命セラル、所也、書出ス所、明日ヲ過スヘカラスト、役寺（書カ）又嚴令ヲ傳フ、野禰近頃此ノ寺ニ主タレハ、克其事ヲ知ラス、足下願クハ爲ニ此上來テ作レト云、予曰如此急ニシテハ、驚才何ソ是ヲ辨セン、只師カ聞所傳フル所ノ一二ヲ以テ自選ヘ、甚雄又曰、足下大師ノ事ニ於ケル、先人未發ノ論アリテ、幸ヒ此時ニ遇フ、宜ク思フ所ヲ述テ、此新選ニ載セ、以テ世人ノ耳目ヲス、ケ、若此時ヲ過サハ、何レノ時カ子カ志サシヲ果シ、予曰、浮屠氏ハ虛ヲ以テ、衆ヲ化スルノ道トス、然ルトキハ、予カ説ヲ用ルコト難カルヘシ、暫ク兼好ノ言ニ倣ハン、甚雄又曰、雖然實ヲ正スノ人ハ、豈子カ言ヲ捨

眞如院義
大師ノ
年譜ヲ撰
ス

ンヤ、必ス強テ野禰カ言ヲキケ、予又曰、今此急ニ當テ上書ノ體ヲ以テ書セハ、何ソヨク意ヲ盡サンヤ、是師ノ所知ナリ、予別ニ思フ所ヲ書セン、師モ亦別ニ一二ノ事實ヲ上書シ、是ニ添テ可ナラン、甚雄諾シテ去ル、時ハ申ニ向ハントス、予インカハシク筆ヲ探テ、其夜ノ三更ニ草稿ナリ、又翌日書クニ隨テ、寫サシメ、其日ノ暮ニ至テ、甚雄ニ送ル、是以可否ヲ選フニ暇ナク、唯タ思フ所ヲツツリヌ、後ニ聞ケハ、此年ノ師走ノ頃、江戸ニ送リタルトソ、役者ノ卑俗、心物ノケシメヲ知ラス、其苛酷獄吏ノ如ク、人ノ思フ所ヲ盡サシメス、將清選ノ舉ヲ妨クルノ罪、マタ遁ルヘカラスト、書シテ以テ後ヲ誠シムルコト爾リ、○本書ノ考、失當多キニ似タリト雖モ、異聞ヲ博ウセシガ爲メ、姑ク茲ニ収録ス、

天海僧正血統考

天海師は、寛永二十年に寂して、後正保四年に諡を慈眼大師と賜ふ、此の大師の素姓は詳ならず、其の詳ならざること、師自己の素姓をいはざりしが故ならむ、是に於いて當時世間に種々の説あり、東叡山開山慈眼大師縁起（此書一に兩

黒川眞頼
氏ノ大師
ニ關スル
考證

慈眼大師關係史料雜纂下

天海僧正血統考

大師傳記ともいひて慈慧慈眼の兩大師の傳記なり海陸にいはく慈眼大師海陸與國會津郡高田の郷にて生れ給ひ、蘆名修理大夫平盛高の一ぞくとなむ、又將軍義澄の末の御子といへる人も侍り、天海師います内、俗氏の事人のとひしかど、氏姓も行年もわすれていさしらず、一度空門に入ぬれば、なにもあれ、しりて由なしとてのたまはざりければ、その實知りがたし、時澆季に及て出給ふといへども、其徳むかしの高僧にも、をさく立をくれ給はず、いとけなかりしより、酒さかなくひ給ふ事なく、しひてすゝむれば、嘔吐し給ふにより、さうじのみにておはすれば、生得の比丘とぞいひける、文上と見えたり、此の他慈眼大師傳記、東國高僧傳、御室歷代年譜、和漢辨會錄にも、亦蘆名氏族とし、三浦氏族とし、(蘆名といひ三浦といふ共に同族)又或は足利氏族とす、此の説世間一般の説なり、予思へらく、天海は蘆名氏の族なるべし、これを足利義澄の子にして、義晴の兄弟なりといふは、後世の人天海の高徳を崇敬するの餘りに出でて、其の素姓をさへ貴からしめむとして、附會せるものなるべしと、しかるを明治十四年七月の頃、友人小宮山綏介氏、青山家所傳の舊記所謂天正日記をもて來て予に示す、予これを一讀す、此の書今に於いては歴史家有益の書なり、其の天正十八年

大師ノ將
軍落胤説
ハ天正ノ
當時ヨリ
アリ

不動院隨
風

十月一日の條にいはく、せんばのきたいん參る、しのだのふどういん、これは京將軍おとしだねなり、ふどういんめし候へと仰出され候、文上と見えたり、此の書は、青山家の江戸の地のことにつきての諸事を記しとめたる天正十八年の當時の日記なり、名づけて天正日記といふものなるが、此の文にせんばのきたいんに在りて、しのだのふどういんの住持を兼帶せるは、即天海師なり、(不動院は常陸國信太郡江戸崎にあり、これは京將軍のおとしだね也とあるは、世に傳ふる義澄將軍の落胤なりといへるなり、因りて思へば、天海師は足利將軍の落胤といふことは、天海師入寂の後、其素姓の貴からむことを欲して、後世の人の作り設けたる説にはあらずして、天正十八年の當時、既に然いひたりといふことは明瞭なり、但天正十八年の當時、斯くいへばとて、天海師は極めて義澄將軍の落胤なりと、予がうけぱりていふにはあらず、唯後世の人の附會していふにあらざること著明にせるのみ、

序にいふ、天海師は初名を隨風といへり、友人小宮山綏介氏は、隨風は別名なるべしといひて、又いはく、進藤夕翁、手簡寄安積澹泊にいはく、嘗天海手書の中臣祓抄を見しに、其の奥書に檀那盛重之陣爲祈念書之不動院隨風とあり、又不動

院の智證の五大尊の裏書にも、醫王山法印大和尚隨風花押とあり、蓋天海不動院にありしころ別名を隨風といひなしなりといはれたり、近世の人天海師の一に隨風といひしを知るもの尠からむと思へは、前説の因に此に掲ぐ、野史に引く所の足利義利義俊家譜には、大將軍義澄子義晴隨風兄弟也、天文中義冬竊出平島上京、見隨風于叡山、以上とある文も、これにて能く了解せらるゝなり、

因にいふ、東京上野なる慈眼堂の屋根等に、足利氏の家紋の兩引龍の徽章のつきたるは、何の故にか予は知らず、然れども足利氏に因縁ありげにおぼゆれば、此に記して後人の攷を俟つ、

(黒川真頼全集)

補遺

補遺

第一篇補遺

近江州比叡山延曆寺正覺院灌室印信

許可(傳法和尙以上諸流同)

大師ノ正覺院灌室ニテ授ケシ印信

傳法和尙傳付永慶阿闍梨、永慶々々々傳付圓俊阿闍梨、圓俊々々々傳付行舜阿闍梨、行舜々々々傳付救舜阿闍梨、又傳法和尙傳付豪鎮阿闍梨、豪鎮々々々傳付嚴豪阿闍梨、嚴豪々々々傳付豪喜阿闍梨、豪喜々々々傳付救舜阿闍梨、救舜々々々傳付照盛阿闍梨、照盛々々々傳付秀清阿闍梨、秀清々々々傳付空運阿闍梨、空運々々々傳付豪盛阿闍梨、豪盛々々々傳付豪圓阿闍梨、豪圓々々々傳付豪秀阿闍梨、豪秀々々々傳付豪海阿闍梨、豪海々々々傳付大僧正天海阿闍梨、大僧正天海阿闍梨、爲不令法墜於地、以此胎藏蘇悉地大瑜伽傳付大法師豪慶訖、所願祕教

補遺 穴太流相承

遠布、福利群生、法眼遍照、俱登極位、

年 月 日

灌頂阿闍梨探題大僧正天海 朱印

(同密印奥書)

於穴太御房賜御本書寫畢

金剛佛子契中

壽永元年十二月廿六日賜師御本書畢

金剛佛子忠快

嘉祿三年二月十一日賜師御本書寫畢

金剛佛子承澄

弘安三年十二月十三日賜師御本書寫畢

金剛佛子澄豪

元弘二年三月廿四日賜師御本書寫畢

金剛佛子永慶

文和元年十二月十四日

圓俊

應永五年九月廿日

行舜

嘉吉三年四月十七日

救舜

文明十七年二月十九日

照盛

永正三年九月廿四日

秀清

享祿三年九月廿四日

空運

天文十四年十一月四日

豪盛

(已下傳寫年月日ナシ)

豪圓

豪秀

豪海

天海 (已下略之)

兩壇印信血脈同許可但文言不同如行光坊流

(奥書)傳法權頂阿闍梨探題大僧正天海示 朱印

(慈眼大師傳寬永三年十二月十四日ノ條參看)

(穴太流印信集)東京天王寺藏本)

祕密灌頂第五三昧耶相承 (正覺院灌室印信西山流)

輪婆迦羅三藏—玄超—惠果—義操—義真—慈覺大師—安惠—長意—增々—尊意—圓賀—

慶圓—覺空—皇慶—院尊—院昭—聖昭—契中—忠快—承澄—澄豪—豪鎮—真秀—覺空—

舜運—救運—救舜—照盛—秀清—空運—豪盛—豪圓—豪秀—豪海—天海

補遺 穴太流相承

七〇九

東叡山穴
太流灌頂
相承

西山流瑜祇灌頂相承 (東叡山福聚院灌室印信)

大日如來—龍猛—龍智—金剛智—不空智—惠果—義操—全雅—慈覺大師—安惠—長意—
玄昭—尊意—智淵—明清—靜真—慈應—長宴—良祐—相祐—相實—靜然—政春—覺審—
承澄—澄豪—豪喜—豪□—豪惠—豪憲—豪祝—豪宣—豪仁—豪盛—豪圓—豪秀—豪海—
天海

法曼流相承

日本國近江州比叡山無動寺胎藏悲生曼荼羅所

毘盧遮那佛—金剛手—達磨掬多—善無畏—玄超—惠果—
義操—義真—
法潤—法全—
慈覺大師—
長意—
增全—
玄昭—
尊意—圓賀—慶圓—慶命—明快—賴昭—暹久—陽宴—相實—靜然—仙雲—
明禪—真仙—盛尊—行然—繼然—尊胤親王—承胤親王—承範—恒忠—實圓—兼圓—
公承—承意—貞意—覺胤親王—覺祐—覺永—最胤親王—天海

法曼流相承

日本國近江州比叡山無動寺金剛界大曼荼羅所

毘盧遮那如來—普賢金剛薩埵—妙吉祥—龍猛—龍智—金剛智—不空智—惠果—惠則—
元政—慈覺大師—安惠—長意—
增全—
玄昭—
尊意—圓賀—慶圓—慶命—明快—賴昭—暹久—
陽宴—相實(已上下)

上野州世良田長樂寺法流相承

○釋迦牟尼佛—摩訶迦葉—
二十四祖—
師子—婆舍斯多—不如密多—般若多羅—
初祖圓覺大師—
達磨大師—
五祖—
惠讓—馬祖—百丈—靈菴懷敬—
須梨耶蘇摩—鳩摩羅什—東陽傅大士—北齊惠文—南岳惠思—天台智者大師—

補遺 法曼流相承、長樂寺法流相承

章安—智威—惠威—玄朗—荆溪

道邃
傳教大師—圓仁—惠亮—惟尚

滿賀—理仙—良源—源信—覺超—勝範—長豪—忠尋—有辨

○毘盧遮那佛

金剛手菩薩—達磨掬多—善無畏—玄超—惠果—法潤—法全
普賢菩薩—妙吉祥—龍猛—龍智—金剛智—善無畏
不空智—惠果—惠則

慈覺大師

安惠—長意—玄昭—智淵—明靖—靜真—慈應
遍昭—最圓—玄昭

胤慶—聖豪

玄鑒—覺惠—良源—慶有—覺超—嚴範—經暹—念覺—基好

榮西

榮朝—榮宗—圓爾—大圓—琛海—了一—子本—了惠—了義—了宴—定智—了嘉—義禎

義廣—義算—義祐—義範—義慶—義永—義忠—義豪—尊藝—春豪—忠慶—榮尊—義春

宣海—慈眼大師略○下

(上野長樂寺所藏)

東照宮大權現講式

先總禮

我此道場如帝珠十方神祇影現中，我身影現諸神前，頭面接足歸命禮。

次登高座法用如常。

龔敬白滿空三寶一切神明遍界仙賢十方冥道而言，原以詩述胸懷，以言告心志，方今陳鄙詞一篇歎。

權現巨德，厥神者妙萬物通變化，陰陽不測謂之神，既夫不測，奚自識之，謂神靈之府已有不外，伸彌淪沙界，屈則不立毫端，混用如小螻，屈云凡，奮德若大鵬，翥云聖，一个已神，在凡不失，在聖不倍，屈而又不無具不測一分，上賢誨之下，悉知之，夫謂之盤古未出，國常不生耳，越時逼五濁學疏一門，然於三教加武神為五物不約之不足讚，況統宇宙德風雄略輔。

宸極神威岐嶷，孫辭郭文，定絕言哉，嘻，欲贊鼠鬚失術，擬宣揚鶴髮頗馴，雖爾澤及行葦。

神恩既沾己命、課頑禿號諫又重疊、時侍祠上不克辭默、是故欲演盟語、舉羊鳴讚、勗揚權現武威政務、次陳新祠鎮坐壯觀、三款當君個儻大度、四明神佛不二、卒述廻向之文矣

第一揚

權現武威政務者、似聞遠古好世、政倚結繩、天無言、聖聖有言、天蒼頡肇造、篆道文無分、阜陶雖作、獄道武共威、泊止戈字義、漸廢道及與武、且別、素王嗟衰周、伯陽欺凶器、自爾而還、至暴秦之世、程邈作隸、道武永異、文武亦阻、祇要害為武、道政殆薄、吾瑞穗國又同、人皇始稱

神武、神是道也、以道武一為皇號、暨于澆世、道武逾遐矣、抑討

權現存世、且道且武、兼備者乎、其故隣境尙自吾不侵、凭彼敵發戰、于時乘勝、封國稍闊云云、御年始十歲、偶出縣巷、見因地戲鬪、依小勢方、雖要見物、差近多勢、果小勢取勝、幼年寧扶弱、預知勝乎、旁生知識、性寔希有也、總自髫年及不惑、度度軍場、英雄鶴鶴降參、如麋向豺狼、強兵龜龜逃、偃侶嬰遇、狡子天正實、枕年救於信雄、策尾州小牧城、雖其勢渺、今次且秀吉之大軍、豈不云名將哉矣、慶長庚子、扮於石氏天下一時統、秀賴雖幼稚、是為敵主、思前閣舊好、徒令居本城、哀恤之深至、同癸卯

東照宮ノ
功績

東照宮ノ
壯觀

任征夷大將軍、處厚運、事淳政、故人懷國、傾慶長中、比於駿州志豆機山、一日花下遊宴、好士賦詩歌太平、還御之晚、聽草莽內唱黃昏、偈驚穢、舒疾、覺真理深、頓悛淨土宗、仰吾台門、令歸、依天海僧正、是故台宗當代得幸、君恩孔敦、其後慶長之季、秀賴驅聚凶賊、有叛逆意、源君發憤、率五十萬騎圍大坂、秀賴乞和、理慙止、鏃翌年、以逆心未休、再令發向、五月七日、終大坂落隕、秀賴投熾燼亡、運命自是彌九野靡風矣、元和二年、從孟春、大將軍御違例重、

朝廷補大尉、祈延齡、然華扁不播術、無常風、頻荒、卒首夏十七日、顧命細薨、御在四海、攪闢萬庶、迷津矣、次御政務者、上彌一人、序豐百僚、南稼足、苗糧東、留謠謳歌、孫姊為國母、曾娥即帝位、姓嫡相紹、治天下、仲兄為國令、叔弟主郡縣、貴族重臣之外、闔天無餘、歿後二十有廻、諫鼓不鳴、弓馬携技、不征無敵、不媚自仰、是願

祖宗無苛政、神佛令廻、皆厚冥感、所以也、逢此時、人詎輕神恩、仍臨講肆之徒、各致翹拜、共可唱、偈頌曰、治世資生業、皆與實相等、是法住法位、世間相常住、南無歸命頂禮東照宮大權現三返

第二、陳新祠壯觀者、夫

補 遺 東照大權現講式

天照太神鎮坐神風伊勢磯宮、人皇十一代活目入彥五十狹茅天皇二十六年丁巳甲子日、倭姬命祠之、岩戶昔雖遐祭祀載最邇、又祠在位皇如八幡廟祭、輔翼相若大織冠、非神系如北野天神、恭吾祖若唐土宗廟、今

東照和光始祖

天照太神六十一代御苗裔

水尾帝皇二十五代爲系族、故賜宮號、神殿與齋宮、孰欺靈劍、磁聚雲、應德現、登相國儀、刑四海、新羅高麗諸藩輸貢矣、抑薨御之後嗣

大尉秀忠公、卓孝兮、神去先葬、御遺體於久能寺、夫神者不見生死二相、故產穢死觸俱尤然、悅化生、湯母盍哀殯、哭崩在、仍大僧正修葬儀、鄭重也、次於日光山、建荒壘、造柴籬、殿下所作事、草昧超古、大社琢瓊敷金、翌年元和三年丁巳奉送移魂神、彼處近習重臣守護、金與大僧正伴宗徒、令供奉、行路糺尤儼也、卯月十六日祭祠、新廟、翌日并連日勅詔法筵、慰勲也、伊勢渡遇鎮坐同幹、恐大神垂應也、就中源君與僧正、視日光起神基、勝道關、岫深沙橋、蒼峰崔嵬、峴岑有此碧璋、崢嶸臺岳無外、山上湖水商羊泳、嶺頭曠埜伽羅翔、至久斷腸、瞻者爛肝、允天縱絕景、地治

靈洞、粵古神社舊、新宇擔光、想像

新神與舊神利益定不別、只換名榮山者、古云地因人貴、妙樂大師云、凡所依土、皆順正報矣、

東照垂跡、

幕下詣臻、是故寺侶勤學、山僧富衣鉢、總

神德無疆、讚述巨罄、仍大衆益仰、神恩可詠、偈贊頌曰、

諸佛救世者、住於大神通、爲悅衆生、故現無量神力、

南無歸命頂禮東照大權現三返

第三、

當君者、今左僕射仰祖神、超禰君、寬永十三年丙子

權現昇霞二十一廻、以大社例、倭社神具佛器、咸却舊作新、玉軸細帙、經卷銅金鑄、畫供皿金幣玉輦法幢神鉢楚竹不可數、社室廊樓玉垣金門、彫刻之龍虎、精靈吞人、丹青之鳳鸞、執氣眩目、塔堂鐘閣神庫饗厨、鴛瓦交軒、獅床安凳、飛檐聳天、漢扉透山、簇遊仙、恠奇寶神、訝靈、況於人目乎、雖執柄威、不費民力、青鳥投塊、黃雞駭人馬、夫兆億土役、萬計宏宇、不日成、不年畢、然則二十一廻之造工、立夏中七之法

補遺 東照大權現講式

齋超前且千、後來又賜例幣使、與伊勢同、次丁丑夏江城掖庭、廟殿催再建之日、二鶴翔來、感告敦孝、騷人發藻祝君矣、同十八年辛巳仲秋初三產儲君、天海丹抽丹祈。

東照與姓胤

大樹御歡扑普天樂、久運、又此年春告近臣、雖嵯峨陵塔、改石基、遠令不朽萬代、施財爲專、不課公役、降令即成、大盤石塔如削木作、重陽中召都鄙宗門碩學。

御魂奉納、後法場、重日奉待、駕蹕之處、深雪早降、遲延、明年忌月成臨行、御拜塔美巧、鼓舞不尋常、又行法事訖、次年建相輪櫓、倍賑廟前、今年朝鮮王來、三使贈鯨鐘、信。

權現有銘文、至日光正使驚目、歌祭文、奉神、其中云、

令嗣紹烈、受天之祐矣、不召來異賓、峻威高哉、德況之岳、山下瀆江淺、陋拙舍英、寧披一穗、仍代君修法懺、奉。

祖之恩、大衆一同可唱伽陀、頌曰、

常在靈鷲山、及餘諸住處、我此土安穩、天人常充滿、

南無歸命頂禮東照大權現三返

神佛不二

第四、明神佛不二者在、三一云、逆佛、印度以外道逆、彼得神通、角力論、歸佛如世典、以點爭逆、如達兜、又檀毘羅王害師子尊者七日而亡矣、支那以儒老之道逆、自漢明暨趙宋初、乖後歸、後魏大武、唐武宗、壞寺誅僧、翌載崩矣、日域佛法肇啓、以倭俗之風、不可奉他邦神逆、物部守屋燒寺沈佛受誅矣、二云、順佛、月氏佛生國多不背矣、漢士列子孔丘、釋迦稱聖云、經云、我遣三聖化彼震旦、自迦竺來、普天王臣譯經奉佛矣、吾朝自。

欽明、至于今、佛法相紹、大槩不背矣、三云、不二、上三國皆有道、道是神也、佛法各就其道、示不二、不二有釋、彼不知、今就本朝神道不二云、夫權現祖禰

贈大納言廣忠公祈、風來寺尊得君、君降誕之始、憑佛、薨御之終、祭神、又本地仰藥師如來、神佛不二、夫明下賤小義、皆依因緣、況溢天下、廟神大義、豈無因緣也、今試言之、

天照太神 天忍穗耳尊二代在天盤座治天、第三皇孫 瓊瓊杵尊主豐葦原治地 垂仁御宇始祭祀五十鈴川上、今惟之大權現鎮坐高峰如。

補 遺 東照大權現講式

皇在高天原

今僕射治祚江城似孫降(天脫力)渡遇宮其故

權現御情讓天下於

家光公

天照太神住大和於皇孫尊系孫相符丁巳歲兩廟同祭非常必是其緣也矣又十禪師權現七社總廟也釋尊於切利村囑此界地藏尊文云現未天人吾付囑汝神祕

皇於天宮推蘆原孫此義云夫

天照太神毘盧遮那垂迹白山神麓告

伊弉諾峯現十一面神職學疎佛當廟課吾欲拒之訖次神號云假號實諱共仰日告日出東照一天吉也神占東治和國平也權現者師釋云權現出沒名為等覺深致至可識山王神道以出沒不二傳之云云山王名三觀一心一心三觀王皇山法俱隆云善政抑武王有疾公且為三壇告大王王季文王祈廟病差當君告事

權現任政神令生知至哉神驗已揭焉云云夫馬鳴塞帷鬼神去旃檀禮塔支提崩

回向文

云以人力祭偽德虛名不久自滅今宗廟三十年

令嗣具烈相生天靜地收公穩民樂是歸吾圓融宗酬不二神德者乎彌各疑心成

合爪可唱偈頌曰世雄不可量諸天及世人一切衆生類無能知佛智

南無歸命頂禮東照宮大權現三返

第五述回向文者衆生無邊誓願度煩惱無邊誓願斷法門無盡誓願知無上菩提

誓願證願以此功德普及於一切我等與衆生皆共成佛道化功歸本故

權現匪前永絕毛羽扶桑掌封常來英烈又法座禪心香蓮薰慈氏之曉空壇場合

掌花遠紹唄多之朝園頌曰

世界如虛空如蓮不著水心淨超於彼稽首無上尊

慈眼大師文書纂 補遺

〇 一

止觀院僧綱職之事

止觀院僧綱職補任

補遺 慈眼大師文書纂

權少僧都賢雄

右以勅宣之旨所令補也、仍承知之狀如斯、

慶長十年二月吉日

宜轉權大僧都

止觀院僧綱職之事

賢雄阿闍梨

宜轉權律師

右以勅宣之旨所令補也、仍承知之狀如斯、

慶長十年二月如意珠日

止觀院僧綱職之事

權大僧都賢雄

宜轉法印

右以勅宣之旨所令補也、仍承知之狀如斯、

慶長十年二月吉日

天海

(下野宗光寺所藏)

止觀院僧
綱職補任

〇・二

補任

止觀院僧綱職之事

權律師舜堯

宜轉權少僧都

右以勅宣之旨所令補也仍狀如件

慶長十九年甲子正月如意珠日

山門探題僧正天海

(相模寶戒寺所藏)

〇・三

以上

一書令啓達候、其以來者、久々絶音問候、我等事去年於尾州相煩、漸此比本復仕下
著申候、日光山御祭禮付罷越候、然而最上山寺之庵室跡之儀、觀音院內意付、中性

補遺 慈眼大師文書纂

最上山寺
庵室

坊申付申候、彌寺相續仕候様可被致事候、彼寺之儀、貴公御先祖之遺所候間、別而被入御念成立候様令指圖任意候、猶觀音院可有演說候、恐惶謹言、

卯月十日 ○寛永元年

最上源五郎様 人々御中

(羽前立石寺所藏)

大僧正 天海(花押)

○ 四

猶々幾度も乍申事、矢崎左京若輩者之事候間、被懸御詞可然奉存候、以上、態以使僧令啓上候、疾爲御禮雖可申述候、腹中然と無之故、老後之事候間、如何と存、令遅々候、漸腹中も過半能罷成候、此分に候ハ、此度者、殘命必定候、御徳不殘候、萬被入御念之段、更に難申盡候、御禮も中々笑敷儀候、先日已來無據儀共指合候て、于今日光在山仕候、將軍様水戸宰相殿住所へ被爲移御座、近邊取籠之由候條、參府令遠慮候、併近々可令在府存候、猶日増院へ申入候間、不能一二候、恐惶謹言、

大僧正

尾張中納言ニ病氣中ノ御禮ヲ述ブ

六月廿八日 ○寛永元年

尾張中納言 人々御中

天海(花押)

(尾張長榮寺所藏)

○ 五

猶々妙法院無事候哉、無心元候、遠路念入馬ひかせ給、令祝著候、以上、一昨六日出湯候而、馬見申候、大略候へ共小長と云氣に不入候間返し候、其方如在にても無之候、其元にても勝候たけのよき馬候は、何時にてもひかせ可給候、恐々謹言

閏卯月八日 ○寛永三年

寶藏院

大僧正 天海(花押)

(東京本龍院所藏)

○ 六

武藏國荏原郡妻驪庄 泰叡山瀧泉寺者

補遺 慈眼大師文書纂

七二五

目黒瀧泉寺ヲ護國院ノ兼帶トス

背高キ馬ヲ望ム

慈覺大師之草□多之靈洞、清和天王勅願、異他之聖跡□因茲征夷大將軍家光公兩度之御再興、感應至時、法王啓運、崇敬之事、上從一人三公、下至萬性之族、加之豐島郡東叡山者、以一品大相國秀忠公同征夷大將軍家光公之御素意、爲天下御祈願所、予開闢之、定于東關之摠本寺畢、然彼地無止事、雖爲御跡、今度令改補東叡山末寺之間、與護國院兩寺一主、永抱持之、令致佛法相續、并天下安全之御祈禱不可有怠慢者也、

寬永七年八月十七日

山門三院執行探題大僧正天海

○原本ニ、右御本紙ハ護國院ニ
おひて享保年中焼失トアリ

(東叡山護國院所藏護國院舊記)

〇七

(包紙表書)

相州

寶戒寺

『慈眼大師御判』(包紙)

寶戒寺

相州鎌倉寶戒寺者後醍醐天皇御願所也、於法勝寺諸末寺中無止事勝地、代々將軍家并諸侍受戒靈場也、雖然亂後已來堂舍伽濫代々之宣旨其外書籍等紛失其間候、併勵懇志相續可爲肝要者也、

寬永十年林鐘朔日

山門三院執行探題大僧正天海(花押)

(相模寶戒寺所藏)

〇八

御條目

東叡山末寺條目

- 一 二時勤行無怠慢可致天下安全御祈禱事、
- 一 每月十七日可致東照宮大權現之御法樂事、
- 一 背於國司之制法不可致私檢斷事、
- 一 專於戒律摠而不可背本寺下知事、
- 一 山林竹木猥ニ不可伐採事、
- 一 企徒黨不可致公事沙汰事、
- 一 不可闕三季講演等若令煩之時者可遂其理、無左右於闕之者或者追放或者三衣可取上事、
- 一 末門逝去之時者縱雖爲直弟不窺本寺不可移住事、
- 一 不遂大阿闍梨者不可引導事、

補遺 慈眼大師文書集

一 加行護摩等之儀者不及申、九字護身法迄猥不可授事、
 一 縱使雖爲世出世器量之人、於亂行之僧者早々可追放事、
 一 寺中江走入之者不及申、雖爲緣類知人、牢人不可抱置事、
 一 背師命者縱雖所化不可召抱、又雖爲我弟子於不孝之輩者早々可被追放事、
 右之條々末門寺中共堅可相守者也、

寛永十一年三月四日

山門三院執行探題大僧正天海御判

(御條制、東叡山春性院藏本)

〇九

(包紙表書)

「慈眼大師御眞筆 加行日記」

禮拜加行次第

後夜之所作

先佛前參詣供華一雙

禮拜三度

加行次第

南無飯命頂禮大聖大悲不動明王

次著座 次燒香 金二丁

次法華懺法如常 次九條錫杖

次尊勝陀羅尼 三反

次千手陀羅尼 三反

次念誦

大日 アピラウンケン 百反

佛眼 ヲンボダロシヤニソワカ 百反

一字金輪 ポロン 百反

慈救呪 千反

三部惣呪 ヲンアサバソワカ 百反

諸天惣呪 ヲンロキヤ〜キヤラヤソワカ 百反

金一丁 次祈念下座禮拜三度

山王所作

補遺 慈眼大師文書纂

先供華一雙 禮拜三度

南無山王二十一社 金二丁

次心經七卷 自我偈一卷 寶號百反

金一丁 次祈願下座禮拜三〇七度

慈覺大師所作

先供花一雙 禮拜三度

南無慈覺大師大勇金剛

次觀音經一卷 寶號百反

金一丁 次祈念 下座禮拜三度

日中所作全如朝

初夜之所作

先佛前參詣供華一雙 禮拜三度

金二丁

次例時作法 阿彌陀經等如常

次三條錫杖 尊勝タラ尼

千手タラ尼 念誦等如朝金一丁

祈念下座禮拜三度

氏神所作等 可任意

右加行者以精進為根本、以信心為肝要、故斷酒斷姪、將基博奕、見物遊興、喧嘩口
論遠行渡海、堅可停止者也、若背此旨者、不可有三寶之加護云々

于時寬永十七戊辰天

山門探題大阿闍梨法印大僧正天海示

(東叡山養壽院所藏)

〇一〇

「千手觀世音立像畫幅裏書」

補遺 慈眼大師文書纂

寛永十九年三月二日、日光御祭禮○日光大相當折節自然取出、依之累年奉右神宮隨身、雖然一念發起間、先奉納神宮靈寶者也。

山門三院執行探題前毘沙門堂門跡當山座主住寺砌爲後代而已、

天海(花押)

武田信玄
大師二千
手觀音ノ
畫像ヲ贈
ル

是武田信玄號天集(マ)隆祕藏、而渡予之手年尙願二世安樂、令守護現征夷大將軍家光公并若君竹千代九殿、武運長久壽命長遠給、噫々如律令、中將 東雲 兩人 渡了、

(日光山輪王寺所藏)

〇 一一

其山學頭職勤役松壽院以名代可相勤候、依公用此地令逗留之間、勤行學文寺家諸法度、無怠慢可有沙汰之狀如件、

大僧正

壬九月廿七日〇寛永十九年

天海(花押)

書寫山

惣 中

(播磨國教寺所藏)

〇 一二

(端書)

本多美濃守様

人々御中

大僧正

天海

以上

昨日者於殿中遂對顏珍重存候、内々今日以參雖可申述候、公用之儀候て、延引申候、いつ比御歸國候哉、一兩日中以參彼是御禮可申達候、將亦貴國書寫之松壽院所用付よひのほせ候、御目見申度候由候間、御對談頼入候、恐惶謹言、

十月三日〇寛永十九年

天海(花押)

(播磨國教寺所藏)

〇 一三

今度書寫山對衆徒中、座方共不義申亂、背惣中并本坊下知之段、曲事故、則菊圓、長源、菊善、定源、教住、祐圓、長宗、江戸へ越候、七人之者、從御公儀流罪と被仰付候へ共、剃髮候者之事候間、被成御赦免候様にと、我等申に付而播磨國中御拂被成候、此七人之者、向後惡事共仕候者、親類從類共、可爲曲事候、相殘座方共は、衆徒中可爲計候、此等之旨下總守殿へも懇に申渡候、可被得其意候也、

書寫山ノ
出入

卯月晦日

書寫山

惣中

松壽院

大僧正

天海(花押)

(播磨圓教寺所藏)

〇 一四

(端裏書)

遠藤大助

遠藤大助殿

人々御中

大僧正

天海

先刻者三境坊方迄、貴墨令披閱候、如承意一昨日者、公方様被爲成、御機嫌能緩々被成御座、滿悦不過之候、貴殿御腹中氣之由、今程早る物に而候、我等も一兩日腹中氣候ツル、漸能候、無油斷保養專一候、些々透之刻、來駕待入候、恐惶謹言、

三月十九日

天海(花押)

(東京遠藤行藏氏所藏)

〇 一五

猶々、無申迄候へとも、此文御覽候ハ、やかて火中へ可給候、自然こしやう衆にても見候へは、身のまゝなる事を申やうに可存候、必々火中へ、日光へ近々罷上候以上、

不始乍御事、御息災常陸介殿にも御對談、公儀御仕合無所殘候而、我等まで令満足候、仍南方主計事、直談如申候、御内々に而も餘御奉公ふり愚ちに過候て存候故、各傍輩之機にも不入程に而候、遅々申段、申きかせ候へとも、彼者不合點故、節々無念をいたししかられ申候、乍去彼者心中者、我等存知候、背御意候とて、二たひ世上に罷出候はんなど、は、不存者に而候、若我等所にて出家いたし、鎌之火をも焼候はんより外者なく候、不便をくわへられ、少々の罪御ゆるし可給候、若無據不届事候は、御暇を被下、身のところへ、御越可給候、病者と申、きみしき者にて候間、長々御しかり候は、死可申候、四月御祭禮前に、急度御出可給候、おもてむきは、安藤彦兵衛水野淡路へ以書中申候、恐惶謹言、

四月五日

天(花押)〇宛名

(東叡山圓珠院所藏)

〇 一六

南方主計
敎免ノ周
旋

天現三光養育千象萬物

地顯三聖護持一天四海

三國傳灯山門探題大僧正天海

南無東照三所大權現

(東叡山林光院所藏)

〇 一七

我滅度後於末法中

現大明神廣度衆生

山門探題大僧正天海

南無東照三所大權現

(東京上野東照宮所藏)

〇 一八

法性凝寂靡歸心不通

智地玄奧感懇誠而遂顯

三國傳灯山門三院執行探題大僧正天海(花押)

南無東照三所大權現

並東照宮名號慈眼大師御筆、整裝軸令寄進畢、予雖令隨身、
于妙寺爲靈寶、納文庫、感於懇志、至于後住、莫紛失而已、

明曆元乙未年五月日

當寺十八代兼最教院權僧正亮純

(常陸千妙寺所藏)

〇 一九

授與 三德院

三世常住大日如來妙法教主亦名釋迦

像法轉時利益衆生

南無妙法一心觀佛

三國傳灯山門執行探題大僧正天海示(朱印)

(武藏喜多院所藏)

〇 二〇

直入修行天真獨朗

三千法爾名本覺行

諸惡莫作諸善奉行

諸法從本來常自寂滅相

佛子成道已來世得作佛

(朱印)〇天海

(東叡山養壽院所藏)

〇 二一

我滅度後於末法中

現大明神廣度衆生

南無東照三所大權現

山門探題大僧正天海(朱印)

(東京伯爵津輕英麿氏所藏)

第參編補遺

慈眼大師關係文書 補遺

〇一

口 宣案

上卿 中御門中納言

慶長十四年十二月九日 宣旨

法印天海

宜任權僧正

藏人左少辨藤原共房奉

(下野宗光寺所藏)

大師權僧
正二任ズ

〇二

何様不圖參候而可得貴意候以上、

乍次以參謁雖可得尊意候、昨夜方御客來共御座候て可爲御草臥候間、先々歸宅仕候、天氣能御參内相濟珍重存候、恐惶謹言、

七月廿五日 〇元和
二年カ

正宗(花押)

松平陸奥守

正宗

南僧正様

玉床下

(岩代龍興寺所藏)

〇三

「虛心記奥書」

右虛心記覺大師御記一卷者、依爲重本、天海大僧正進置之訖、

昔寛永第三稔季秋念日

釋尊純

(東叡山寛永寺藏本)

〇四

補遺 慈眼大師關係文書

七三九

大師參内
ス

虛心記

德川賴宣
公遺命シ
テ天台宗
ヲ以テ葬
ラシム

吾可必以天台宗葬死後有
輕重只於本寺可從其輕
以營之是無他以與南光大
僧正有舊約也若有欲問吾
後者則八宗九宗各可以其宗旨
之所志燒香捧花吾皆可受
其吊也諸人宜承知之勿以
違背焉

年月日



吾可必以天台宗葬儀有輕重只於本寺可從其
輕以營之是無他以與南光大僧正有舊約也若有
欲問吾後者則八宗九宗各可以其宗旨之所志燒
香捧花吾皆可受其吊也諸人宜承知之勿以違背
焉

年月日〇正徳二年カ

源賴宣(花押)

〇下卷五四七―五四八頁
所收南紀德川史參看

(侯爵德川賴倫氏所藏)

皎然大僧正遺稿

一山法會略中法華大會略中法華大會ノ旨趣目的ノ概略

和漢天台ノ高祖智者傳教兩大師報恩ノ爲メ廣ク法華天台ノ教迹研精弘通

法華大會
ニ書キモ
ノ朗讀問
答ハ大師
ヨリ初マ
ル

王法佛法互爲翼贊ノ大法會ヲ營ナミ寶祚延長國家安寧ヲ祈リ奉ツルナリ

書キ物朗讀問答ニ移リタル時代

傳曰天台大僧正ノ時ヨリ始マルト其故ハ全國一宗本末寺院ノ住侶タルモ
ノ經歷トシテ宗祖ノ高躅ヲ踏ミ國恩祖澤ノ一分ニ奉答セシメンガ爲メニス
ト依テ每會十講堅義ノ問答ハ已講探題古實ニ依テ之ヲ制作シ當會經歷ノ宗
徒ヲシテ練習シテ之ヲ勤メシム此レ即チ學業ノ階梯習ヒ能ク性ト成テ終ニ
法華一乘ノ妙旨ヲ曉悟セシメントナリ

東叡山御建立趣旨并輪王寺御門室由來

山王一實兩部習合ノ神道ハ桓武嵯峨兩帝傳教弘法ノ兩祖ノフカクヒロメ
タマフ大事ナリ略中世ニ轉輪聖王章兩部神道口訣鈔ナドイヘル書アリイヅ
レモ天海大師ノ神室ニ入テ正傳ヲ眞受シタル者ノ作ニテハナクシテサモア
リゲニカケルモノナリ大師ノ正傳ノ大途ヲシラマク欲セバ大師ノ御傳三本
東照宮ノ眞名緣起三卷假名緣起五卷マタ山門日光ノ祕記數卷ヲ披見シテ口

轉輪聖王
章兩部神
道口訣鈔
ハ大師ノ
意ヲ傳ヘ
タルモノ
ニ非ズ

補遺 皎然大僧正遺稿、東叡山御建立趣旨并輪王寺御門室由來 七四一

眞名緣起
ト假名緣
起

授ヲウクベシ、大師ノ傳ハ東源謙泰胤海ノ記スルトコロナリ、ソガナカニ花園ノ東堂東源師ハ、常ニ大師ト物ガタリナドセラレタル大徳ニテ、其記クワシクテヨロシ、神祖ノ眞名緣起三卷ハ大師ノ自記ナリ、繪入ノ假名緣起ハ正本ナレドモ、コハ大師ノ命ヲウケテ晃海辨海ナドノ眞名緣起ニヨリテ假名ニシタルモノト見ユルナリ、辨海ハ寒松院ノ開基ナリ、此人ノ記サレタル神祖ノ眞名緣起一卷アリ、極略ノモノナリ、

東照宮供
養法行記
ニ三種アリ

東照宮ノ供養法ノ行記三本アリ、一ハ大師ノ御作ナリ、二ハ大明院宮ノ命ニヨリ、我法祖慈泉日光ノ大樂院トハカリテ、大師ノ行記ヘイサ、カ潤色ヲ加ヘ、發願文道場觀入三摩地等、大師ノ御相承ヲソノマ、存シテ口授ニセラレタル行記ナリ、オノレ眞侃師ヨリ口授ヲ受テ此事ヲシレリ、三ハ慈泉ノ行記ヲ大保福寺亮海更ニ改テ尋常ノ御本地供ニナシタル行記也、亮海密教ニクハシキモ一實神道ノ口授ヲシラザルユエ、大師ノ御相承ヲ皆失ヒタリ、發願文ノ如キハ神祖御在世ノ時、カネテ大師ヨリ御目ニカケテ定メラレタル御文也、マタ神號ヲ以テ明トナセシ古本青龍院ニアリ、是亦相承ノ旨アル行記也、山王大權現ヨリ傳教大師ヘ直授アラセラレシ神藏寺ノ密印ヲバ無上道院志常大僧正ヨリ

寒松院ニ於テ相承セリ、七十五日ノ前行ヲツトメシメラレ、傳授スル密印ナリ
○下略、上卷一、一八
一、二六頁參照

善光寺別當傳略

善光寺東
叡山ニ諱
ス

法印權大僧都重昌公○中衆高橋白蓮某之子、事別當慶公
密教寛永十七年庚辰三月補別當兼大勸進、十九年壬午五月九夜西町發火、金堂及諸堂盡爲焦土、及營假堂、本願上人將專主其事、訴之寺社令、十一月十九日寺社出雲守松平勝隆、右京進安藤重長判之、使兩寺主之、二十年癸未七月公謁慈眼大師于東叡山、請復台教、大師賜書許之、又定法制七條付之、我隸東叡山始此○下略、上卷慈眼大師文書纂一〇二、一四號ヲ參看ス、マシ、一

會津風土記

實相寺 在郭外、元德年中大光禪師建焉、禪師諱宗巴、字復庵、元應元年三十七歲、

實相寺殘
夢

補 遺 善光寺別當傳略、會津風土記

殘夢ノ長壽

入元登天目山、嗣法中峯而歸、永正十二年下野古河左馬頭政氏列于關東十刹、世之所謂殘夢者、乃當寺第二十二世桃林契悟禪師是也、處々住持那須雲巖寺亦三住焉、天文年中來住于此矣、初來問此有日無無者、而與佐瀬氏共訪之、無無乃相見、殘夢詠歌曰、奈之那之登伊布毛伊都半里幾天美禮波阿禮波古曾阿連母登農須賀多底、無々返歌曰、那之奈之登伊不毛古登和里和賀須賀多阿留古曾那幾農波之米奈利計禮、殘(夢カ)無徐曰、曾我夜討之翌一別以來也、無々點頭、殘夢風顛漢、自字曰呼白、又自稱秋風道士、檀越家請之則一日數齋矣、又連日不食無飢色、歷年不易衣、或有與衣者則撥舊衣虱放于新衣、而後著之、自言與一休友善、得其禪要、又時々與人語以元曆文治之事、而曰某時義經爲某事辨慶爲某事、誰某作某事、與平氏戰于某、厥話殆如親見之者、人詰之則曰予忘矣、又人間其年則曰百五六十、怪之則曰我忘矣、往々有前知之事、或時庫中有錢、盜人將鑿壁取之、殘夢呼侍者曰、與錢於賊、侍者行見則果然、乃言曰、與錢勿鑿壁、盜愧去、侍者告之、殘夢叱曰、何不與錢、慈眼大師及松雪者、遇殘夢、殘夢好枸杞飯食之、大師亦喫之、與人語曰、殘夢長生不急事、而服枸杞故也、嘗會津有磨鏡者曰福仙、人家倩之則不抱(物カ)賃、笑語終日、磨甚不好、人間磨擦年舊何拙如耶、則曰、余無心磨也、殘夢見福仙曰、彼義經之持旗者、福仙語人曰、殘

大師及殘夢ノ長壽ハ枸杞ヲ食スル故ナリ

夢是常陸坊也、牛墓村舜岳塚自燒數月、人甚異之、殘夢行燒香唱偈、則其火滅矣、又一日引導暴雨迅雷、鬼曰否、曰否則往焉、鬼忽去而天晴矣、天正四年三月廿九日牌上親記日月并名、書伽陀曰、墮在無間、五逆聞雷、喝下瞎驢、死眼豁開、擲筆入棺而寂矣、文祿年中啓擴見之、則只空棺而已、其後有商客見殘夢于越後州者、又保科靱負遇殘夢于三穗松原、問源平之事、殘夢曰、今不有與我共見者、無徵吾言焉、義經醜男也、辨慶美僧也、然世之所稱醜美相違、此類猶多、故語不得

備陽武義雜談

これも同じ時年〇寛永九老臣等めし出て、我命すでに旦夕にせまれり、今一度御宮にまうて、是まで天下安寧に保ちし事を、告奉らんとおもへは、速に扈從の者命すへしとの仰なり、老臣等今少し御心地さはやかせ玉ふ時に至りて、成せ玉へと申せとも聽せ玉はすはしめわれ先代より大業を譲りうけ奉りし事なれば、今また此際に臨むて、一往告奉らて徒にはてむは、終始の分に於て全からず、必らず參らせ玉はんと強て仰らるれば、いつれも、て煩ふ處へ、天海僧正

大師秀忠公臨終ニ東照宮ニ詣テ諫スルヲ諫止ス

御氣色伺のため、まうのほりしかは、老臣等折よしと待とりて、僧正に此事を議し、何とかして思ひとまらせ玉ふ様にいさめ奉られよといへば、僧正やかて御前へ出つ、その時公また此事仰らる、僧正けに御ことはりなり、いかにもとく参らせ玉へと申て、まかてしかは、諸老臣近習の徒も、みなく、大にいかり、にくき表裏の坊主かな、と、めは奉らて、かへりてす、め奉るよなと、口々にの、しりいふ所へ、僧正また立返り御前へ出て、只今大手の御門の邊までまかて、心付し事の候へは立歸り侍りしなり、先に承りし御参の事はまつと、まらせ玉へ、いかにもなれば、君今かゝる事おはしませしと、聞傳へは、此後天下の大小名いづれも死に臨て、將軍家に見参して、死後の御暇申さんとて、まうのほりなん、さる時は殿中又は路次にて死はつる者もあるへきなり、これを思へば、御参は思召と、まらせ玉にしかしと申ければ、けにもと聞しめし入て、御参の事と、まりませしとなり、今はの際まで端正におはします事は申奉るに及はず、かくてそ僧正か機對も、いとよく喩を取し事と人々感しける、

(徳川實紀附録)

古證文 五十六

信玄ハ大僧正ナリトノ説

○上略、上野中務少輔宛、正月十一日附、右大僧正號之事、光源院江信長狀ニモ有之、大僧正法性院信玄書狀ヲ載セタリ、唯今東叡山南光坊大僧正常々御物語候、信玄大僧正偽無之、

石道夜話

大神君御先祖より淨土宗にて、三州大樹寺御歸依の事、御子孫迄可爲大檀那と御誓紙被下候處、南光坊慈眼大師上意に叶、御入魂に付進め奉るハ、御高祖新田義貞、京都没落之砌、北國々下向之折節、比叡山日吉權現に願書を捧られ、義貞(不詳)にして、天下之權を尊氏に被掠といへとも、子々孫々に及迄、一度天下之治亂を、知主となし給へと、願書を納め給ふと、既御末葉にて天下之主と成給へハ、日吉權現御尊敬無之て叶ひ難し、神領御寄附可然、尤天台宗に被爲成候様にと奉勸候由、依之宗門に無御構、日光東照宮と奉勸請候旨、龍光院物語也、

大師家康公ニ天台宗ニ改メラレンコトヲ勸メシトノ説

慈眼大師全集 下

慈眼大師全集 下終

七四八

○近江安土東南寺所藏寬永六年閏二月日榮實寺定書



○武藏喜多院所藏寬永十九年卯月七日定書



○常陸千妙寺所藏

寬永七年亮謀隱居號



○常陸千妙寺所藏寬永二十年三月四日法度



○上野東照宮所藏東照大權現神號



○同右



○比叡山天海藏所藏人天眼目



○同右



○山城毘沙門堂所藏九月十七日法語



○東叡山青龍院所藏東照公慈眼大師御對座之圖



○山城妙法院所藏十月二十四日書狀

不勤

至

○山城毘沙門堂所藏三月二十七日書狀

不勤

○同上

○東叡山吉祥院所藏十月三日書狀

不勤

○近江安土東南寺所藏後二月二十一日書狀

不勤

慈眼大師御筆

日光山輪王寺藏

慈 邇 大 調 嶺 筆

日 次 山 鍾 王 吉 歙



慈眼大師全集下卷收載書目略解

第貳編下

東叡山日記 十二卷 (略稱東叡日記)

東叡山眞如院義嚴大僧正が、天保年中、輪王寺並寛永寺に關係ある各種の資料を編年體に輯録せるものなり。

第參編

慈眼大師關係文書

本全集を影纂するにあたり、大師關係の文書を蒐集して、此名を附す。

慈眼大師關係記錄

三寶院義演准后日記 廿六册

文祿五年7月より、寛永三年四月に至る、醍醐寺座主東寺長者准三后義演の日記なり、別に有馬湯治記一册を添ふ。

〔慈眼大師全集下卷收載書目略解〕

西洞院時慶卿記 九十二册

天正十九年正月より寛永十六年七月に至る、参議西洞院時慶の日記なり。

中院通村日記 三册

元和元年正月より寛永十四年正月に至る、内大臣中院通村の日記なり。

土御門泰重卿記 十册

元和元年正月より寛永十九年八月に至る、從二位土御門泰重の日記なり。

日野資勝卿記 十三册

慶長十七年二月より寛永十五年四月に至る、權大納言日野資勝の日記なり。

別本日野資勝卿記 十册

元和五年正月より寛永九年十二月に至る日記にして、末孫資矩の抄出する所に係

る、前者に比して五に出入あり。

勸修寺光豊公文案 三册

慶長十四年及十五年に於ける武家傳奏勸修寺光豊の公文の草案なり。

山科言緒卿記 十六册

慶長六年正月より元和五年十二月に至る、参議山科言緒の日記なり。

壬生孝亮宿禰日次記 十二册

大外史壬生孝亮の日記にして、文祿四年十一月より寛永十一年十二月に至る。

壬生家四卷之日記 四册

明應九年十月より慶長十六年三月に至る壬生家の日記なり。

壬生忠利宿禰日次記 二册

寛永元年正月より同三年十二月に至る左大史壬生忠利の日記なり。

大阪冬陣記 一卷

羅山林道春の大坂冬陣の従軍記なり。羅山別集に收む。

東武實錄 十二卷

秀忠公一代の年録なり。貞享元年綱吉公の命により、松平忠冬の編する所なり。

元和年録 二册

元和元年八月より同九年二月に至る、幕府の事實を日記體に記せるものなり。

視聽日録 二册

元和五年四月より寛永八年十二月に至る幕府の記録なり。

寛永日記 五十九册

寛永元年正月より同廿年十二月に至る幕府の記録なり。

正保日記 十五册

正保元年正月より同四年十二月に至る幕府の記録なり。

慶安日記 十三冊

慶安元年正月より同四年十二月に至る幕府の記録なり。

大内日記 十二冊

元和九年より寛永廿一年に至る天野豊前守長信の日記なり、長信は東福門院に從ひて京都にあり、正保二年歿す。

曾我日記 十冊

寛永十六年七月より寶永八年十二月に至る御歩行頭曾我太郎右衛門の日記なり。

寛明日記 七十一卷

寛永元年正月より明暦三年十二月に至る幕府の事蹟を年次を以て編輯せるものなり。

江城年録 六卷

寛永元年下月より寛永十三年十二月に至る幕府の記録なり。

天正日記 一巻

徳川氏の臣内藤修理亮清成の日記の殘闕なり、今天正十八年五月より十一月に至る間を存するのみ。

當代記 九卷

伊勢龜山城主松平忠明の著なりといふ、初に天文弘治永祿年間の事を略記し、次に元龜元年より元和元年正月まで年次を追ひて較詳に記せり。

御當家紀年録 八卷

松平親氏公より家光公まで徳川家の事蹟を年次を以て輯録せるもの、寛文四年酒井忠次の撰に係る。

武徳編年集成 九十三卷

木村高敦の撰にして家康公の出生より薨去までの事蹟を編年體に記せり、寛保元年成りて幕府に獻せり。

日光祭禮記 一巻

東照宮廿一回忌の祭祀の記事なり、著者未詳。

日光山薬師堂供養記 一巻

東照宮廿一回忌の祭祀にあたり御本地堂供養記なり、著者未詳。

東照宮三十三回御忌記 一巻

晃山拾葉に收む、著者未詳。

本地堂一切經轉讀記 一巻

慈眼大師全集下巻收載書目略解

東照宮三十三回忌の祭祀の記事にして、二條攝政康道の抄録せるものなり、日光修善雜記に收む。

天海僧正謚號記 一卷

慶安元年四月、大師の三回忌に當り、日光山大師影堂に勅使參向せられ、大師號の勅書を下されたる轉末を略記せるものなり、日光山修善雜記に收む。

慈眼大師廟御參詣并修法華早懺法記 一卷

本書亦日光山修善雜記に收む、大師號の勅書を影堂にて勅使披書せられし後、弟子等御廟拜をなし法供をそなへたる次第を記せるものなり。

本光國師日記 四十六冊

圓照本光國師以心崇傳の日録にして、慶長十五年三月より寛永十年正月に至る、原本京都府南禪寺塔頭金地院に藏し、現に國寶たり。

鹿苑日録 七十五冊

長享元年より慶安四年に至る、相國寺鹿苑院の日記なり、卷中年月を缺けるものあり。

隔蔘記 十冊

鹿苑院鳳林承章の日記なり。

慈眼大師關係史料雜纂上

明暗雙々集 十卷 拾遺 一卷

東海寺澤庵宗彭の文集にして、享保二年谷安股の跋あり。

最岳元良和尚遺稿 五冊

南禪寺金地院最岳元良の詩文疏語等を集む。元良は明曆三年四月示寂せり。

黔驢集 五冊

圓光寺玉室宗樸の詩文集なり。

羅山林先生詩集 七十五卷

羅山林道春の詩集なり。

羅山林先生文集 七十五卷

羅山の文集なり。寛文元年林恕の序あり。

羅山別集 三冊

羅山詩文集に收めし以外の作及異文あるものを收む。

丙辰紀行草案

元和二年羅山の東海道を旅行せし紀行を丙辰紀行といふ、この紀行草案は淨書本に省けるものにして、羅山外集卷七に收む。

杏陰稿 二卷

堀杏庵の稿なり。

秦山集

土佐の學者秦山谷重遠の文集なり。重遠は享保三年没せり。

白石先生手簡 十一卷

白石新井君美の書簡集なり。土肥元成、小瀬復庵、安積澹泊、室鳩巢、佐久間洞巖、建部内匠頭等に送れる書を收む。

慈眼大師關係史料雜纂下

靈應山平泉寺再興緣起 一卷

越前平泉寺の天正中兵火に罹りし以來のことを記す、寛永十年實雄大僧都の稿に係る。

新光太平山善昌教寺舊記寫 一卷 (略稱善昌寺舊記寫)

上野新川善昌寺略緣起等三種よりなる、享保十九年善昌寺第四十六世惠道全應の記なり。

武州入東郡^{即方}星野山無量壽寺喜多院緣起 一卷 (略稱喜多院緣起)

延寶六年江村棕達の作なり、因にいふ喜多院緣起には享保十七年眞際百癡の作と

本書と二種あり。

仙波川越由來見聞記 一卷

喜多院を主として、寛政年中喜多院第四十世慈等大僧正が川越地方の見聞を録せるものなり。

比叡山子院譜^{三册}

又、山門天正再興以來首楞嚴院各房住持記とも云ふ、天正再興以後正徳に至る比叡山横川各院の歴代を記せり。

日光山本房并總徒舊跡記 二卷

日光山各院各房の來歴を記す、元祿四年日光山御堂別當四世天祐大僧都の撰なり。

東叡山緣起 一卷

元祿年中圓珠院宣存權僧正の撰ならんか。

東叡山譜 六卷

御門室記等六種の項目に分ちて東叡山の舊記を抄録せるものなり。

東叡年表 八卷

東叡山諸堂舎起原等八種の項目を立て、東叡山の舊記を集抄せるものなり。

河越三芳野天神緣起 一卷

慈眼大師全集下巻収載書目略解

著者不明。

和歌山天曜寺縁起 一卷

文化九年に天曜寺雲蓋院の由來を一ツ書にせるものなり。

南紀徳川史 百七十八卷

明治二十一年より三十一年までに紀州徳川侯爵家に於て堀内信をして編輯せしめたる同家の歴史なり。

來迎寺寶物關東持參記 一卷

寛永十四年來迎寺寶物を江戸に齎らし一般に展覽せしめたる始末等を一ツ書にせるものなり。著者及年代未詳。

東山知恩院略記 一卷

淨土總本寺東山大谷知恩院略記と云ふ、知恩院に關する雜事を記す、増上寺第二十
九世信譽巖窟の記する所なり。

會津風土記 二卷

寛文中正之公の命によりて藩廳にて編纂せる會津領内四郡の地誌なり。

新編會津風土記 百廿卷

松平容衆公の命を受けて會津藩地誌局にて享和三年より文化五年に至る七ヶ年

を経て編輯せるものなり。

重好上書留書 一卷

會津高田の人田中博山重好が天保年中上書せるものなり。

櫻農棊 五卷

本書亦弘化年中博山田中重好の編纂に係る。

高田徴古録 一卷

嘉永年中會津の人田中太郎左衛門重好の集録せるものなり。

會津温古拾要抄 四卷

會津の人宮城三平盛至の撰なり。

下野國誌 十二卷

河野伴右衛門守弘の撰せる下野の地誌なり、嘉永元年の自序あり、同三年刊行す。

近江國輿地誌略 百卷

享保十九年膳所藩士寒川辰清の藩主の命を受けて撰する所なり。

日光山志 五卷

天保四年八王寺同心千人頭植田孟縉が日光山の舊記及見聞を編輯せしものなり、
所々に當時有名なる畫家の描ける繪を挿せり、天保八年刊行す。この外追加三卷

慈眼大師全集下巻収載書目略解

未刊にて存す。

江戸砂子 八卷

享保十七年菊岡沾涼の撰せる江戸の地誌にして、明和七年恒足軒之を増補し同九年刊行せり。

新撰陸奥國誌 九十卷

明治五年青森縣廳の命により、岸俊武編輯に着手し、九年に至り成れるものなり。

細川家紀 五十卷 續篇 十五卷

正編には細川忠興、忠利、光尙三代の事蹟を記し、續篇には綱利より治年に至る五代の事蹟を記す。細川侯爵家に於て編纂せるものなり。

上杉年譜 二百七十八卷

上杉家に於て編せるものにして、上杉謙信より齊定に至る十二代の事蹟を記す。

高山公實錄 四十九卷

藤堂家の編纂に係り、高山公藤堂高虎一代の事蹟を記す。

奥平中津家譜 一冊

明治初年舊豊前中津藩主奥平昌邁の家系を書出せるものなり。

津輕舊記 廿七冊

明治七年より十年までに、津輕藩舊臣兼松成言、下澤保躬樋口建良の編纂せるものなり。

寛政重修諸家譜 千五百三十五卷

幕府にて大名旗本の系譜を集めしもの、寛政十一年より初め、文化九年に至りて成る、堀田攝津守正敦、同豊前守正毅これを總べ、屋代弘賢、山本景風等前後四十三人に當れり。

大僧正天海行跡 一卷

慈眼大師の關する事數條を記す、筆者及年代未詳。

福島正則記 一卷

福島正則 代の事を記す、著者年代未詳。

會津四家合考 八卷 附録 四卷

寛文十年會津の藩士向井吉重の撰する所なり、蘆名伊達蒲生上杉四家の相繼いで會津を領せる事蹟を記せり。

鳩巢小説 六卷

鳩巢室直清の隨筆にして、多く將士の美談を載す、安永元年井上正修の跋あり。